# 令和5年第3回定例会

(9月7日招集)

# 山都町議会会議録

#### 令和5年9月第3回山都町議会定例会会議録目次

#### 〇9月7日(第1号)

出席議員·			1
欠席議員·			2
説明のため	め出席した者の	D職氏名·····	2
職務のため	め出席した事績	<b>务局職員</b>	2
開会・開調	義		2
日程第1	会議録署名詞	義員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
日程第2	会期決定の作	‡·····	2
日程第3	諸般の報告・		3
日程第4	行政報告…		3
日程第5	提案理由説明	月	4
日程第6	認定第1号	令和4年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に	
		ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
日程第7	認定第2号	令和4年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ	
		いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
日程第8	認定第3号	令和4年度山都町病院事業会計決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
日程第9	報告第8号	令和4年度山都町財政健全化判断比率等報告書について・・・・・・・	6
日程第10	報告第9号	令和4年度山都町一般会計継続費精算報告書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ç
日程第11	議案第56号	山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関	
		する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ç
日程第12	議案第57号	山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関	
		する基準を定める条例及び山都町家庭的保育事業等の設備及び	
		運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・	10
日程第13	議案第58号	山都町印鑑の登録及び証明に関する条例及び山都町手数料条例	
		の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
日程第14	議案第59号	国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する条	
		例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
日程第15	議案第67号	町道廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
日程第16	議案第68号	町道認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
散会			23
〇9月19日	(第2号)		
出席議員·			24
欠席議員·			24

説明のため	り出席した者の	D職氏名·····	24
職務のため	の出席した事務	<b>8</b> 局職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
開議			25
日程第1	一般質問…		25
	3番 眞原	泵 誠議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	10番 吉川	美加議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	6番 矢信	二田秀典議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	4番 西日	田由未子議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
散会			83
〇9月20日	(第3号)		
出席議員·			84
欠席議員·			84
説明のため	め出席した者の	D職氏名	84
職務のため	め出席した事務	务局職員	85
開議⋯⋯			85
日程第1	一般質問・・・		85
	2番 坂2	本幸誠議員	85
日程第2	議案第60号	令和5年度山都町一般会計補正予算(第6号)について	99
日程第3	議案第61号	令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に	
		ついて	119
日程第4	議案第62号	令和5年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
		について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120
日程第5	議案第63号	令和5年度山都町介護保険特別会計補正予算(第1号)につい	
		T	121
日程第6	議案第64号	令和5年度山都町国民宿舎特別会計補正予算(第2号)につい	
		T	124
日程第7	議案第65号	令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第3号)につい	
		T	126
日程第8	議案第66号	令和5年度山都町水道事業会計補正予算(第2号)について・・・・	127
日程第9	議案第69号	第2次山都町総合計画基本構想及び第2次山都町総合計画後期	
		基本計画の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	128
日程第10	議案第70号	通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者指定期間の延長につ	
		NT	130
散会・・・・・			132

### 〇9月28日 (第4号)

出席議員·			133
欠席議員·			133
説明のため	り出席した者の	)職氏名	134
職務のため	り出席した事務	<b>络局職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	134
開議			134
日程第1	行政報告···		134
日程第2	議案第71号	工事請負変更契約の締結について(津留線道路災害復旧工事) ‥	135
日程第3	議案第72号	工事請負変更契約の締結について((仮称)山都町総合体育館建	
		築工事) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	137
日程第4	議案第73号	工事請負契約の締結について(山都町運動公園サッカー場ナイ	
		ター照明整備工事) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142
日程第5	議案第74号	工事請負契約の締結について(山都町運動公園サッカー場施設	
		整備工事) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	144
日程第6	議案第75号	物品売買契約の締結について(山都町総合体育館運動器具等備	
		品) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	147
日程第7	議案第76号	物品売買契約の締結について(山都町総合体育館事務用品等備	
		品) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	150
日程第8	議案第77号	物品売買契約の締結について(山都町立図書館移動図書館車) …	154
日程第9	議案第67号	町道廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	156
日程第10	議案第68号	町道認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	156
日程第11	認定第1号	令和4年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に	
		ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	158
日程第12	認定第2号	令和4年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ	
		いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	164
日程第13	認定第3号	令和4年度山都町病院事業会計決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	165
日程第14	議長報告 名	今常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調	
	坌	至申出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	167
閉会			168

# 9月7日 (木曜日)

#### 令和5年9月第3回山都町議会定例会会議録

- 1. 令和5年9月7日午前10時0分招集
- 2. 令和5年9月7日午前10時0分開会
- 3. 令和5年9月7日午前11時29分散会
- 4. 会議の区別 定例会
- 5. 会議の場所 山都町役場議場
- 6. 議事日程(第1日)(第1号)
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 諸般の報告
  - 日程第4 行政報告
  - 日程第5 提案理由説明
  - 日程第6 認定第1号 令和4年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定につい て
  - 日程第7 認定第2号 令和4年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
  - 日程第8 認定第3号 令和4年度山都町病院事業会計決算の認定について
  - 日程第9 報告第8号 令和4年度山都町財政健全化判断比率等報告書について
  - 日程第10 報告第9号 令和4年度山都町一般会計継続費精算報告書について
  - 日程第11 議案第56号 山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について
  - 日程第12 議案第57号 山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例及び山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第13 議案第58号 山都町印鑑の登録及び証明に関する条例及び山都町手数料条例の一 部改正について
- 日程第14 議案第59号 国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する条例の

一部改正について

- 日程第15 議案第67号 町道廃止について
- 日程第16 議案第68号 町道認定について

#### 7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番	東		浩	昭	2番	坂	本	幸	誠	3番	眞	原		誠
4番	西	田	由未	子	5番	中	村	五.	彦	6番	矢仁	二田	秀	典
7番	興	梠		誠	8番	藤	Ш	多	美	9番	飯	開	政	俊
10番	吉	Ш	美	加	11番	後	藤	壽	庸	12番	工.	藤	文	節

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町	長	梅	田		穰	副 町 長	楢	林	力 {	乜
教 育	長	井	手	文	雄	総 務 課 長	坂	本	靖	力
清和支展	所 長	長	崎	早	智	蘇陽支所長	村	上	敬	台
会計管理	里 者	飯	星	和	浩	企画政策課長	北		貴	友
税務住民	課長	高	橋	尚	孝	健康ほけん課長	木	實	春	美
福 祉 課	長	髙	野	隆	也	環境水道課長	有	働	賴	貴
農林振興	課長	松	本	文	孝	建設課長	西		Ę	賢
山の都創造	課長	木	野	千	春	商工観光課長	藤	原	章	吉
学校教育	課長	工	藤	博	人	生涯学習課長	上	田	Ŷ	告
そよう病院	事務長	枝	尾	博	文	監 査 委 員	志	賀	美枝	子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開会・開議 午前10時0分

**〇議長(藤澤和生君)** おはようございます。

ただいまから令和5年第3回山都町議会定例会を開会します。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(藤澤和生君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に、13番、藤原秀幸君、1番、東浩昭君を指名します。

#### 日程第2 会期決定の件

**○議長(藤澤和生君)** 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月28日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(藤澤和生君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月28日までの22

#### 日程第3 諸般の報告

**〇議長(藤澤和生君)** 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり処理しましたので報告します。 以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 行政報告

○議長(藤澤和生君) 日程第4、行政報告の申出があっております。

これを許します。

福祉課長、髙野隆也君。

**〇福祉課長(高野隆也君)** おはようございます。

公立保育園のあり方検討について、行政報告を行います。

今後予想される園児の減少を見据え、より柔軟かつ効率的な公立保育園の運営と、多様化する保育ニーズに対応できる体制、及び、山都町らしい保育環境を整えることを目的に、町長の附属機関であります山都町保健福祉総合計画策定委員会の中に、山都町公立保育園のあり方検討委員会を設置し、当該委員会に、今後の公立保育園のあり方について諮問し、議論を進めています。その経過について報告します。

タブレットのほうに資料のほうを送信いたしております。検討材料として委員会に提供しています資料になります。

関連計画として、令和2年度に策定しました第2期子ども子育て支援事業計画があります。この計画の項目の一つに、公立保育園の適正配置に関する今後の方針として、公立保育園の規模の適正化と、必要に応じた規模縮小に伴う集約化、及び、民間活力の導入による更新・集約化について検討を進めるよう定めています。

その方針に基づき、今後の出生数の見込み、運営費・保育士の確保、施設の状況を検討材料として、提示しています資料のとおり、短期・中期・長期での検討の必要性を検討委員会に提示しています。この検討材料をもとに、今後の再編に係る議論を進めています。

5月から、委員会を3回開催しています。

検討委員会の内容については、ホームページ上でも公表しています。

今後のスケジュールとして、検討委員会をあと2回程度開催し、10月には具体的な再編案を取りまとめた答申書を検討委員会委員長から町長へ提出する予定です。

以上で報告を終わります。

**〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長(藤原章吉君)** それでは、旧国民宿舎通潤山荘の土地建物売却に係る経過について、行政報告を行います。

本年3月25日、通潤山荘の事業停止を受けて、同月28日の議会全員協議会において、事業再開に向けた方針について説明し、事業継続を前提として民間によるサービスを継続するため、その目的を達成することができる民間譲渡先に売却した上で管理運営をお願いする、という考えについて御説明し、係る方針について議会の皆様にも御理解をいただいたところです。

7月11日の臨時議会におきまして、旧国民宿舎通潤山荘の公募スケジュールについて御報告させていただきましたが、その後の経過について、お手元に配付をしております資料に掲載をしているところです。

7月24日から売却に係る公募を開始し、8月1日から同25日まで質問書の受付及び回答を行っております。

8月17日及び18日の現地見学会には4社から申込みがあり、見学会を実施しております。

その後、今回の公募型プロポーザルへの参加意向表明書の提出期限を8月31日としており、3 社から参加意向表明書の提出がありました。

最終的には、9月15日を提出期限としております企画提案書の提出の後、最終的な参加事業者 数が決定します。その後、事業者資格審査を経て選定委員会を開催することとしております。

10月3日に、企画提案に係るプレゼンテーション審査及び選定委員会を開催し、売却候補者を選定します。

10月中旬から下旬にかけて、仮契約の締結、議会への財産処分に係る議案提出を予定しております。

以上で、旧国民宿舎通潤山荘の土地建物売却に係る行政報告を終わります。

**〇議長(藤澤和生君)** これで行政報告が終わりました。

#### 日程第5 提案理由説明

**〇議長(藤澤和生君)** 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

**〇町長(梅田 穣君)** おはようございます。

令和5年度第3回定例会を招集しましたところ御参集を賜り、誠にありがとうございます。

6月23日に開催された国の文化審議会で、通潤橋を国宝に指定するよう永岡文部科学大臣に答申がされました。秋頃には、官報告示を経て正式に指定される見込みであり、町としましても大変喜ばしく、感謝感激の気持ちでいっぱいであり、町民の皆さんとともに喜びたいと思っております。

通潤橋は、170年前、水不足に悩む白糸台地に農業用水を送るためにつくられました。

答申に当たっては、令和3年度から4年度にわたり実施した通潤橋の総合調査に際し、各専門家の方々に通潤橋の価値・特徴を学術的に検証していただき、作成いたしました。重要文化財通潤橋総合調査報告書も大きく評価されました。

今回の国宝指定を大きなチャンスと捉え、持続可能なまちづくりを進め、自然と共生する暮ら しの象徴として、心の支えである通潤橋の保存活用に、なお一層力を入れてまいります。 本年は例年に比べて早い梅雨入りとなりました。

7月3日午前6時30分に、熊本地方気象台より山都町内に線上降水帯発生の報告があり、その後、午前7時30分過ぎに、建設課より国道445号金内橋崩落の一報がありました。現場に行くと、真っ二つに折れ曲がった橋が無残な姿で濁流に沈んでいました。直ちに災害対策本部会議を開き、全体の被害状況の説明を受け、詳細な状況の把握を早急に行うよう指示を行い、その後、現場を回り、被害の大きさを改めて実感をしました。

豪雨による被害の状況としましては、公共土木施設関連の被害件数が220件で被害額32億円。 農業施設関連の被害件数が909件で被害額22億円。農作物は被害面積が6.6~クタールで被害額 1,400万円。林業施設災害関連の被害件数が25件で被害額1,800万円と、町関連の被害額は約52億 円を超えるものと見込んでおります。

今回の豪雨災害に被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

国は、8月30日付で、今回の豪雨に対し、激甚災害の指定を行いました。町としましても、一日も早い復旧復興に向けて、全庁を挙げて取り組んでまいります。

今後も台風襲来が予想される中、町民の皆様におかれましては、いま一度、命を守る行動について日頃からの準備をお願いいたしたいと思います。

さて、これまで、新型コロナ感染症の影響により、中止または規模の縮小をして開催してまいりました山都町の3大祭りも、本年は4年ぶりに通常開催することになり、さきに開催されました火伏地蔵祭と八朔祭におきましては、両祭りとも関係者の皆さんの御尽力によりまして盛大に開催され、祭りを待ち望んでおられた町内外の多くの方々のにぎわいをすることができました。9日には、3大祭りの締めくくりとして清和文楽の里まつりが開催予定であり、多くのお客様を迎えるべく準備を大詰めを迎えて進めているところでございます。

さらに、11月3日には、九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジ開通のイベントとして、中央体育館においてSDGsシンポジウムを開催します。

これらのイベントを契機として、通潤橋の国宝指定と山都通潤橋インターチェンジ開通が、山 都町にとってさらなる飛躍につながるよう、これまで推し進めてきました重要プロジェクトとと もに取り組んでまいります。

次に、今定例会に提案しております議案について説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、認定3件、報告2件、条例4件、補正予算7件、その他4件、合計20件です。

認定第1号から第3号は、令和4年度の山都町一般会計及び特別会計並びに事業会計の歳入歳 出決算の認定に関するものです。

報告第8号は、令和4年度の山都町財政健全化判断基準等の報告です。

報告第9号は、令和4年度の山都町一般会計継続費の精算報告です。

次に、議案第56号から第59号は、それぞれ必要な条例の一部改正を行うものです。

次に、議案60号から第66号は、令和5年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の補 正予算に関するものです。 議案第67号及び68号は、それぞれ町の町道の廃止及び認定に関するものです。

議案第69号は、第2次山都町総合計画基本構想及び第2次山都町総合計画後期基本計画の変更 についてで、山都町総合計画条例第6条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案する ものです。

議案第70号は、通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者指定期間の延長について、通潤橋周辺の大規模改修に伴い、現在の指定管理者の指定期間を2年間延長するものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。詳細につきましては担当課長から説明させます。 適切な決定をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。 よろしくお願いします。

○議長(藤澤和生君) 提案理由の説明が終わりました。

日程第6 認定第1号 令和4年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定につい て

日程第7 認定第2号 令和4年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第8 認定第3号 令和4年度山都町病院事業会計決算の認定について

日程第9 報告第8号 令和4年度山都町財政健全化判断比率等報告書について

○議長(藤澤和生君) 日程第6、認定第1号「令和4年度山都町一般会計及び特別会計歳入 歳出決算の認定について」、日程第7、認定第2号「令和4年度山都町水道事業会計利益の処分 及び決算の認定について」、日程第8、認定第3号「令和4年度山都町病院事業会計決算の認定 について」、及び日程第9、報告第8号「令和4年度山都町財政健全化判断比率等報告書につい て」を一括議題とします。

認定第1号、認定第2号及び認定第3号の執行部の説明については省略します。

報告第8号の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

**〇総務課長(坂本靖也君)** おはようございます。

それでは、報告第8号、令和4年度山都町財政健全化判断比率等報告書について報告をいたします。

この財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されているか否かを判断・分析し、これらの状況を踏まえ、早期の是正措置を講じるなど的確な対応に基づく財政運営を行っていく必要があるかを見るものであります。

次のページをお願いします。1ページ目です。

1の健全化判断比率です。上段の指標について、簡単に説明をいたします。

左から、実質赤字比率。これは、地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計や特別会計を含む全会計を合算し、地方公共団体全体と

しての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

この二つの比率は赤字となった場合のみ数値があらわれますので、本町における令和4年度決算はいずれも黒字ですので、横棒表記になっております。

次に、実質公債費比率です。起債など借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。令和4年度は4.3%となりました。前年度は4.6%でしたので、0.3ポイント減少しております。これは、元利償還金の減少と普通交付税の増加が主な要因です。

最後に、将来負担比率です。一般会計の借入金や、将来支払っていく可能性がある負担金などについて、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでございます。令和4年度は2.1%で、前年度は2.2%でありました。0.1ポイント減少しております。これは、財政調整基金等への積立金により、充当可能基金が増加したことが主な要因です。

中段の表をお願いいたします。ただいま説明いたしました4つの指標に対する段階別の基準を 定めたものです。

地方公共団体は、健全化判断比率により、それぞれ健全段階、早期健全化段階、財政再生段階 の三つに区分されます。四つの健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上になりますと、 財政健全化計画の策定や外部監査の要求が義務化され、自主的な改善努力による財政健全化を図 らなければなりません。

また、将来負担比率を除いた三つの比率のうち一つでも財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を作成し、さらに、起債の制限や財政再生計画の総務大臣協議など、国の関与による財政 健全化が求められます。

これらに照らしましても、本町の指標を改めて見ていただきますと、いずれも基準を下回っていますので、健全段階ということができます。

しかしながら、総合体育館建設事業等の大型公共事業の実施により、地方債の借入れ額の増加 や国の動向によって、地方交付税の縮減も考えられるなど、財政運営に大きな影響を及ぼす要因 がありますので、今後も、財政確保と、効率的で持続可能な行財政運営に、不断の見直しを行っ ていく必要があります。

次に、2の資金不足比率です。これは、公営企業会計の資金不足を料金収入等に比較して指標 化し、経営状況の深刻度を示すものです。

令和4年度は、いずれの会計も資金不足はありませんでしたので、比率が横バー表記となって おります。

以上、山都町の令和4年度決算に基づき算定した数値で、報告書の説明を終わります。

**〇議長(藤澤和生君)** 報告第8号「令和4年度山都町財政健全化判断比率等報告書」については説明が終わりましたので、報告済みとします。

監査委員から、認定第1号、認定第2号、認定第3号、報告第8号について、決算審査意見書 が提出されております。

ただいまから、決算審査意見書の報告を求めます。

代表監查委員、志賀美枝子君。

#### **〇監査委員(志賀美枝子君)** おはようございます。

それでは、令和4年度の山都町会計に係る決算審査の報告を行います。

地方自治法第233条第2項の規定により、町長から、令和4年度の山都町一般会計、5つの特別会計、並びに水道事業会計、病院事業会計の決算について、審査をされました。

7月14日から8月3日までの間、関係書類の点検をはじめ、関係各課からの聞き取りを行うなどの方法により審査を実施しました。

その結果、各会計について、計算に過誤は見られず、支出命令等に符合し、収支は適法である ことを認めました。

また、財政健全化判断比率等の状況についても、適正に作成されていることを認めました。

なお、審査の内容の詳細につきましては、お手元に配信されています決算審査意見書にて御確 認いただきますようお願いいたします。

さて、本町における自主財源は31億2,199万3,000円、19%であり、大きく依存財源に頼っている状況です。

地方交付税においては、算定の見直し等により、普通交付税と特別交付税の合計額が前年度と 比べて1億9,300万円の減額となりました。

歳出の面においては、災害復旧事業や、コロナ感染症の対策など、各種事業に取り組まれました。

情報システムの標準化・共通化や、行政手続のオンライン化の取組が進められており、情報発信事業についても戦略的に進めていただきたいと考えます。

国民宿舎通潤山荘につきましては、安心して利用できる施設になることを望みます。

最後に、農林業をはじめとする産業の振興、移住定住等を推進しながら、町民が幸せに生活できるようなまちづくりに期待を申し上げ、決算審査の報告を終わります。

**○議長(藤澤和生君)** 決算審査意見書の報告が終わりました。

監査委員におかれましては、長期にわたり決算審査、大変御苦労さまでした。 お諮りします。

認定第1号「令和4年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、総務 常任委員会に付託し、各常任委員会と連合して審査することにしたいと思います。

認定第2号「令和4年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、経済建 設常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

認定第3号「令和4年度山都町病院事業会計決算の認定について」は、厚生常任委員会に付託 し審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(藤澤和生君) 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、認定第2号及び認定 第3号については、各常任委員会に付託して会期中の審査を行うことに決定しました。

#### 日程第10 報告第9号 令和4年度山都町一般会計継続費精算報告書について

**○議長(藤澤和生君)** 日程第10、報告第9号「令和4年度山都町一般会計継続費精算報告書 について」、説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

**〇総務課長(坂本靖也君)** それでは、報告第9号、令和4年度山都町一般会計継続費精算報告書について説明いたします。

本件は、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和3年度に設定しました継続費に 係る事業が終了しましたので、継続費の精算報告を行うものです。

表紙の次のページをお願いします。

精算報告書です。

7款土木費 2 項道路橋梁費、事業名は、大矢野原演習場周辺民生安定事業、水ノ田尾下鶴線道路改良工事に係る継続費です。

この継続費の設定、全体計画は、令和3年度から令和4年度までの2年間で、全体事業費は1 億565万円。その2年間の内訳は年割の額のとおりであります。

特定財源は特定防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金で7,038万8,000円、地方債額2,860 万円となっております。

この全体計画に対しまして、表中央の実績欄のとおり、2年間の合計で1億341万1,482円を執行したものです。よって、一番右の比較表のとおり、入札による残額等が生じたことによりまして、計画額と実績額の差が223万8,518円となったものです。

次に、7款土木費4項住宅費、事業名は、下市PFI住宅整備事業に係る継続費です。この継続費の設定、全体計画は、令和3年度から令和4年度までの2年間で、全体事業費は2億9,300万1,000円と、その2年間の内訳は年割額のとおりです。

特定財源は、社会資本整備総合交付金で1億4,300万円、地方債額1億4,300万円となっております。

この全体計画に対しまして、表中央の実績欄のとおり、2年間の合計で2億7,549万3,672円を執行したものです。よって、一番右の比較表のとおり、入札による残額等が発生したことによりまして、計画額と実績額の差が1,750万7,328円となったものです。

以上、報告いたします。

**〇議長(藤澤和生君)** 報告第9号の説明が終わりました。

よって報告第9号「令和4年度山都町一般会計継続費精算報告について」は、報告済みとします。

# 日程第11 議案第56号 山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

○議長(藤澤和生君) 日程第11、議案第56号「山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、髙野隆也君。

**〇福祉課長(高野隆也君)** それでは、議案第56号について御説明いたします。

議案第56号、山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部改正について。

山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年9月7日提出、山都町長。

提案理由。

地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、条例中の関係規定の整備を行う必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

条例改正による項のずれを調整するものです。

ここで言います特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、本町では、町内にあります保育園及び認定こども園が対象となります。

続きまして、2ページにお戻りください。2ページが改正分になります。

附則です。

施行日については、上位法の施行日に関連し、令和5年9月16日施行といたしております。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(藤澤和生君) 議案第56号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(藤澤和生君)** 質疑なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(藤澤和生君) 異議なしと認めます。したがって、議案第56号「山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおりに可決されました。

日程第12 議案第57号 山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例及び山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部改正について ○議長(藤澤和生君) 日程第12、議案第57号「山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、髙野隆也君。

**〇福祉課長(高野隆也君)** 議案第57号について御説明いたします。

議案第57号、山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例及び山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。 山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び山都 町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のと おり定める。

令和5年9月7日提出、山都町長。

提案理由。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等により、条例中の関係 規定の整備を行う必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

4ページから8ページまでが新旧対照表となりますので、御確認ください。

ここで言います家庭的保育事業は、利用定員 5 人以下で、0~2歳児を対象とした保育事業で、 待機児童解消のための事業となります。町内には、現在、事業所はございません。

続きまして、2ページにお戻りください。改正分になります。

3ページの附則です。

この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**〇議長(藤澤和生君)** 議案第57号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(藤澤和生君)** 質疑なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(藤澤和生君) 異議なしと認めます。したがって、議案第57号「山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおりに可決されました。

日程第13 議案第58号 山都町印鑑の登録及び証明に関する条例及び山都町手数料条例の一

#### 部改正について

**〇議長(藤澤和生君)** 日程第13、議案第58号「山都町印鑑の登録及び証明に関する条例及び 山都町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、高橋尚孝君。

**〇税務住民課長(高橋尚孝君)** 議案第58号について御説明します。

議案第58号、山都町印鑑の登録及び証明に関する条例及び山都町手数料条例の一部を改正する 条例について。

山都町印鑑の登録及び証明に関する条例及び山都町手数料条例の一部を改正する条例を別紙の とおり定める。

令和5年9月7日提出、山都町長。

提案理由です。

マイナンバーカードを利用した住民票の写しなどのコンビニ交付サービスを行うには、山都町 印鑑の登録及び証明に関する条例及び山都町手数料条例の一部を改正する必要があります。これ が、この議案を提出する理由です。

本案は、コンビニエンスストアなどに設置された多機能端末機で、マイナンバーカード等を使い、住民票の写しや所得証明書及び印鑑登録証明書などの交付をできるようにするものです。 また、あわせて、その際の手数料についても定めるもので、実施日は令和5年11月1日からを予定しています。

次のページをお願いします。

改正分は2条立てで構成しており、第1条では山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部 改正について、第2条では山都町手数料条例の一部改正について、それぞれ定めています。

この改正条例の施行日は、附則により、令和5年11月1日としています。

資料に基づき御説明をします。

最後のページをお願いします。

今回の改正を受けてコンビニ交付を行うのは、表の一行目に示している、住民票の写し、住民 票記載事項証明書、所得証明書、課税台帳記載事項証明書、印鑑登録証明書です。

このうち、住民票記載事項証明書とは、住民票の記載事項のうち申請者が希望する事項のみを 証明するものです。例えば、証明書への記載が、住所、氏名、生年月日、性別だけでよいという ときには、こちらになります。

また、課税台帳記載事項証明書とは、いわゆる課税証明書で、住民税である町県民税の算定に用いた所得額と所得控除額、及び町県民税の年額などを示したものです。

コンビニ交付の際には、多機能端末機にマイナンバーカードを置くなどしてから、4桁の暗証 番号を入力する必要があります。

また、スマートフォンにマイナンバーカードの機能を搭載できる機種があり、この場合にはマイナンバーカードのかわりにスマートフォンを用いて手続ができます。なお、改正分で移動端末

設備と示しているのが、このスマートフォンのことです。

利用できる時間は、基本的に午前6時30分から午後11時までとなっており、システムの保守点検などの場合を除き、休日でも利用ができます。

交付手数料について、役場窓口では、住民票の写しが1通300円、そのほかは200円となっているものを、コンビニ交付ではそれぞれ100円安くし、住民票の写しを1通200円、そのほかを100円としています。これは、コンビニ交付はマイナンバーカードを持っていることでできることから、その便利さを実感してもらうために、窓口交付よりも安くしています。また、マイナンバーカードをお持ちでない方の取得を促すことも期待しています。同時に、役場窓口の混雑緩和を図ります。

参考として、近隣の町の料金を載せています。

益城町は既にコンビニ交付を実施されており、御船町と美里町はこれからの予定です。この3町は、いずれの書類も窓口の手数料は1通300円で、コンビニ交付を100円安くして1通200円とされています。

嘉島町は既にコンビニ交付を実施されていますが、窓口の手数料と同じ額で運用されています。なお、大まかな計算ですが、令和4年度の住民票と印鑑証明及び税証明の交付実績から、コンビニ交付料金の設定による影響額を試算したものを備考欄に記載しています。令和5年7月末のマイナンバーカードの保有率が73.1%であることから、この方たちが全てコンビニ交付を利用した場合の減額影響額が75万円。あとは仮定として、これまでの半分、50%の方がコンビニ交付を利用された場合が51万3,000円。4分の1、25%の方が利用された場合が25万7,000円の影響となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

**〇議長(藤澤和生君)** 議案第58号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番(藤川多美君)** コンビニ交付が始まるということなんですが、これまで印鑑登録は、登録は本庁ですが、証明書は窓口に印鑑登録のカードを持ってきて、本人というか委託、そのカードがなければ、発行ができませんでした。今回、コンビニは、マイナンバーカードを持っていけばできるということなんですが、それに暗証番号。それを例えばしゃりむり、家族が、例えば子どものがいるとか、他人がどうしてでもその印鑑証明書が要るといったときに、ちょっと、脅迫じみたじゃないですけれども、そういう感じで、そのカードを貸せといって、するかもしれません。そういったときの、町では何か考えておられますか。多分、そういうのが発生するんじゃないかなと、損害が。そういうのをちょっと危惧いたします。

それから、本庁に来ればやっぱり今までどおり、例えば、カードを持っとっても300円ですよね。印鑑登録証というか、カードを持ってこんと駄目ですよね。従来どおり、やっぱりそうなんですか。マイナンバーカードを窓口に提出しても、やっぱり印鑑登録証というのを持ってこなくては証明書発行ができないのかをお尋ねします。

- **〇議長(藤澤和生君)** 税務住民課長、高橋尚孝君。
- **〇税務住民課長(高橋尚孝君)** お答えします。

まず、マイナンバーカードの利用については、本人のみが利用されて、その暗証番号はほかの 方にはもらされないようにお願いします。これはキャッシュカードなどの取扱いと同じになりま す。

2つ目の御質問です。窓口にマイナンバーカードだけを持ってこられた場合はどうなるのかというお尋ねだったかと思います。この場合も、今回、交付できるようにしますが、対応する機器の導入が11月には間に合わないかもしれません。年度内にはできるようにします。

この機器とは、マイナンバーカードを利用して申請手続がタッチパネルでできるものです。これは当初、役場窓口に来られる方はこれまでどおり、印鑑登録証、印鑑登録カードと本人確認だけでの取扱いを考えていました。しかし、コンビニ交付では、暗証番号が必要ですけれども、マイナンバーカードだけで交付ができて、窓口では印鑑登録証が必要となるのは、利用者の理解を得るのが難しいとして、途中で方針を変えました。役場の窓口で印鑑登録証を持たずに、マイナンバーカードだけで交付を受けようとする場合、暗証番号の入力は必要です。また、料金は200円です。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番(西田由未子君) コンビニ交付の手数料を、嘉島町は特別に設定してないですよね。 先ほどの御説明では、マイナンバーカード普及のためにも少し安くしたというふうに言われたと 思いますが、これまでもいろいろマイナンバーカードについては、いろんなひもづけ等の不備が あったり、いろんな問題がまだ起こっている途中ではあります。これからも、特に高齢者の方の 利用に当たっては、特に説明がないと不公平が生じるのではないかなというふうにも思います。

日本全国どこのコンビニでもとれるわけですよね。それで、今の私の危惧していることに対するお答えをいただきたいのと、それと、ちょっとイメージがわからないんですけれども、そこで支払われたお金が、どうやって役場のほうに、日本全国から入ってくるようになるんですか。そこの説明をお願いしたいと思います。

- **〇議長(藤澤和生君)** 税務住民課長、高橋尚孝君。
- **〇税務住民課長(高橋尚孝君)** お答えします。

まず、現在報道などがされているマイナンバーのひもづけ誤りについてですが、これは、マイナンバーカードを持っているかどうかに関わらず、マイナンバーの制度としてされていますので、持っていないからひもづけをされない、持っているからひもづけをされる、という仕組みにはなっていません。

また、コンビニで支払われた手数料の扱いですが、この利用サービスは地方公共団体情報システム機構というところがサービスを提供しております。そこと収納事務の委託契約をすることによって、そこが集めたものを町に納めていただくようになります。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

- **〇8番(藤川多美君)** 収納は分かりましたが、逆に、コンビニに支払う、コンビニというんですか、町のほうが結局委託してするという感じですので、町は例えば1件幾ら払うとかいうふうになっていると思いますが、そこをお知らせください。
- **〇議長(藤澤和生君)** 税務住民課長、高橋尚孝君。
- **〇税務住民課長(高橋尚孝君)** お答えします。

コンビニ事業者には1件当たり117円、先ほどの地方公共団体情報システム機構を通じて、費用を支払うことになっています。

**〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** これで質疑を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(藤澤和生君) 異議なしと認めます。したがって、議案第58号「山都町印鑑の登録及 び証明に関する条例及び山都町手数料条例の一部改正について」は、原案のとおりに可決されま した。

### 日程第14 議案第59号 国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する条例の 一部改正について

**○議長(藤澤和生君)** 日程第14、議案第59号「国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

**〇生涯学習課長(上田 浩君)** おはようございます。

それでは、議案第59号について御説明いたします。

議案第59号、国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する条例の一部改正について。

国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることとする。

令和5年9月7日提出、山都町長。

提案理由です。

令和5年6月23日に開催された国の文化審議会において、新たに通潤橋を国宝に指定するよう

答申が出され、今秋には、秋には正式に指定される見込みです。

本町では、今般の国宝指定を契機として、より一層通潤橋の保護を推進していくため、橋上部の公開について定めた本条例を一部改正し、保存活用等に関する条項を新たに追加する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

説明をいたします。

国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する条例については、令和4年3月定例会において議決いただいたところです。この条例は、文字どおり、通潤橋の橋上部の公開に関して規定した条例ですけれども、第1条に規定しておりますとおり、人命の安全を確保する観点から、文化庁から示された指針に基づき、文化的価値の活用と人的安全性の確保を図ることを両立を目的とし、通潤橋の橋上部を公開する旨について定めております。

御承知のとおり、文化財保護法は、文化財の保存・管理、そして活用について規定している法律ですが、このたび通潤橋が国宝に指定されることに伴い、これまでの通潤橋の橋上部における公開だけでなく、国の宝となることに対して、文化財保護法の趣旨にのっとり、通潤橋の保存・管理についても成文化する必要が生じたため、国指定重要文化財通潤橋の橋上部における公開に関する条例を改正し、保存及び管理に関する規定を新しく盛り込む改正です。

新旧対照表で説明をいたします。左側が現行、右側が改正後案です。

まず、条例の題名を国宝「通潤橋」条例とします。

次に、題名の次に、次の目次及び第1章から第5章の章名を付します。

第1条の「目的」は、国の審議会答申内容を踏まえ、通潤橋が国民の宝であることを認識し、 大切に保存しながら文化的活用を図っていく趣旨の内容に、目的を改めております。

次のページをお願いします。

第2条「定義」に、1号から3号までを加えております。第2号の通潤橋保存活用計画区域は 別図1に、第3の通潤橋西側水田区域は別図2に、その範囲を示しております。この範囲は、こ の後の第4条「行為の制限」、第5条の「行為の禁止」を行う区域です。

次に、第3条「町の責務」を定めております。ここは読ませていただきますが、町は、通潤橋が通潤用水と白糸台地の棚田景観と相まって、豊かな歴史や文化、地域資源を守り伝えていくことの大切さを正しく理解するために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを十分認識して、通潤橋の保存・管理及び公開について必要な措置を講ずるとともに、通潤橋を常に適切かつ良好に管理しなければならない、としております。

ただいまの第3条に規定する町の責務も全うするため、町以外の方々に対して協力を求めるために、第4条において行為の制限、第5条において行為の禁止の規定をそれぞれ設けております。第4条第1項に掲げる行為をしようとするときは、町の許可が必要である旨を同条において規定しております。また、別図1に示します通潤橋保存活用計画区域、別図3に示します区域内においては、それぞれ同項に規定する行為を禁止しております。

次に、第4条に行為の制限区域、第5条に行為の禁止事項、第6条に監督処分、第7条においては、橋上部の公開の規定の前に一般的な公開の規定が必要であるため、文化財保護法第4条2

項の規定に基づき、通潤橋を一般的に公開する旨を追加しております。

以降、これまでの橋上部の公開に関する規定を、多少の修正を加えて、新しく第8条から第13 条までに繰り下げました。

今回、新たに、国宝通潤橋保存活用基金を創設することとし、第14条から第18条までに、保存活用基金に関する規定を盛り込みました。基金には、見学者等からの観覧料に相当する額を繰入れ、橋上部の公開に必要な業務の財源にすることとしております。

第5章、第20条には罰則規定を設けております。これにつきましては、先ほど申し上げました 第4条、第5条において規定している行為の制限等の違反に対して、秩序罰である過料を科す旨 を規定しております。

以上で、新旧対照表の説明を終わります。

改正条文をお願いいたします。先ほど説明しました新旧対照表をもとに、条例の改正を行って おります。

最後のページをお願いいたします。

附則。この条例は、法第27条第2項の規定により、文部科学大臣が通潤橋を国宝に指定した旨が、法第28条第1項の規定により官報で告示された日から施行するということで、この改正条例を施行する日は、文部科学大臣が通潤橋を国宝に指定した旨が官報に告示された日としております。なお、その日が第1条の空欄になっております。日付として加わることになります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いします。

**〇議長(藤澤和生君)** 議案第59号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

- **〇4番(西田由未子君)** 第3章の国宝通潤橋保存活用基金についてお尋ねをします。この基金は、前段のところに、観覧料のところにあります、高校生以上、それから小学生及び中学生からいただいた橋上観覧料が財源に充てられるということでしょうか。それとも、また別に、保存活用基金として、別にされるということでしょうか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** お答えします。

議員が言われました、この観覧料、高校生以上とか小学生以上とか、今、料金を取っています。 この料金を財源にするところでございます。

**〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**〇4番(西田由未子君)** すいません、ちゃんと第15条に書いてありましたね。

今までは、それを警備料に充てるということになっていたかと思うんですけれども、それがな かなかとんとんぐらいでしかなかったので、本当に保存基金として成り立つのかなという疑問が ありますけれども、その辺はいかがですか。

**〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。

**〇生涯学習課長(上田 浩君)** 基金として成り立つのかという御質問ですけれども、令和4年度の収支決算は138万6,000円のマイナスでございました。

国宝答申を基に、7月以降、観覧者が増えておりまして今年度の見込みをしましたところ、プラスに転じるというところで、今後は財源として充てられるのではないかというふうに期待と計画をしているところでございます。

**〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番(西田由未子君)** そのようになればいいなと私も思いますけれども、観覧者が増えたことによって、また警備員の増加をしなければならないのではないかというようなのもどこかで見ましたので、心配をするところではあります。基金として、するということに対しての反対ではありませんけれども、成り立つのかということで心配をしたところでした。

だからといって、橋上見学料を上げるということはちょっと難しいかなとは思いますが、先ほど言いましたように、例えば、橋上は見学しないけれども、ほかのいろんな観光地でいきますと、ここの保存のために寄附をお願いしますみたいな形をされているところもあるかと思いますので、少し工夫されてはどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** 今、御意見のありました寄附あたりは、今のところちょっと 考えておりませんけれども、今後そういうことが必要であれば、そういったのも検討していきた いというふうに考えております。
- **〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**〇10番(吉川美加君)** 失礼します。

まず、今の基金のところについては、今、西田議員からの質問の中で考えたんです。考えたというか思いついたんですが、今後、道の駅の看板が外れますと、駐車料金というものが発生してもいいのではないかなというふうに思っていますが、そういったものの財源もお考えがあるのかということが1件と、それから、先ほどの第4条のところで、いろんな、そこに、例えば、今までのように祭りがあったりとか、それから時折テントを張って商売をされるような方がいらっしゃったというふうに思うんですけれども、それが、町長の許可制度になるというふうなことじゃないかと思うんです。

今回、今、上田課長からもあったように、私も何回かあそこでちょうどボランティアでお手伝いをしたときに、「食事はどこでしますか」という問合せがとても多かったんです。朝の10時から15時まで橋上観覧なので、早い方はもう10時過ぎからいらっしゃって、「食べるところはどこですか」とおっしゃる。そんなときに、キッチンカー的な対応ができたらいいんじゃないかなというふうなことも思いましたが、あそこの出店に関しては、今まで、物産館が、どうなんですか、交渉相手だったんでしょうか。それが今まで、町当局との交渉というふうになるんでしょうか。そこら辺のすみ分け方を、どのようになっているか教えていただきたいんですけれども。

- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **〇商工観光課長(藤原章吉君)** お答えします。

県道からおりてきましたら、左側と右側に分かれますけれども、左側は体育館の敷地ということで生涯学習課の管理、右側の部分については商工観光課の管理するエリアということで、今現在、指定管理ということで指定をしておりますので、許可についてはその指定管理者の許可ということで考えております。

ただ、以前、物産館の前でテントを張られてたりした部分については、あのエリアについては 許可をしてない状況でございます。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

- **○10番(吉川美加君)** 今、同じ質問の中で、上田課長については、駐車料金の見通しはどうなのかということを申し上げたと思うんです。
- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** 現在、道の駅の指定を受けております。御指摘ありましたとおり、今年中には道の駅が移転をしますので、それ以降は有料の駐車場ということも、現在検討しているところでございます。まだ具体的に、料金を取るか、どういう運営をしていくかというのもまだ固まっておりませんので、今後検討させていただきたいというふうに考えています。
- **○議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。 10番、吉川美加君。
- **〇10番(吉川美加君)** すいません、もう一遍確認させてください。

ということは、今というか、指定管理者があそこでの、道の駅での販売に関しては許可というか折衝の相手だったというふうに思うんですが、今後この条例ができてくると、この「町長の」というところがありますけれども、そこの申請とか交渉先がどうなるのかということを、もう1回確認させていただきたいんですが、よろしくお願いします。

- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **〇商工観光課長(藤原章吉君)** お答えします。

令和6年度・7年度に改修を予定しておりますし、どこの部分まで指定管理者に管理をしていただくかという部分も、まだ固まっておりません。

指定管理者に管理をお願いする部分については、管理者の許可ということになるかと思います。 それ以外の部分については、町が管理をする部分については町のほうに申請を上げていただいて 許可をするという形になるのかなというふうに思います。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

**〇5番(中村五彦君)** 今の件ですが、3ページの行為の制限、第4条では、区域は2か所だけ書いてあるようですが、ちょっと前の話題では、これに書いてない3か所目、3つ目の区域の

ことを言われていたんでしょう。そこは関係ないんじゃないですか。

- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** 第4条の制限区域といいますのは、図の1と図の2でございます。

第4条、通潤橋保存活用区域が第1でございまして、通潤橋西側水田区域が第2、別図の2に 入るところでございます。

ここについては、町長の許可を受けなければ、行為の制限、こういった行為の制限があるというところでございます。

- **〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。
  - 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** すいません、第4条の通潤橋保存活用計画区域、または通潤橋西側水田区域、それプラス、町長が指定する区域ってなっていますよね、あとでは。町長が指定する区域、これを入れなくていいんですかね。
- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** 別図の3を御覧いただきたいんですけれども、これについては、いわゆる、第5条の第2項の無人航空機の制限を定めた区域でございます。
- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **○2番(坂本幸誠君)** いや、あとのほうでは、6条の上に通潤橋保存活用区域、通潤橋西側、 その他町長が指定する区域においては、無人航空機、使用ができないてなっとるでしょう。これ と整合性がないと、いかんと思うとばってん。
- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** 改めて申し上げますと、第4条の行為制限については、第2 図と第1図の、通潤橋保存活用区域、計画区域と、通潤橋西側水田区域のエリアを示したもので、そこにはこういった行為制限がかかるというところと、第5条につきましては、通潤橋保存活用区域、行為の禁止ということで、別図1がこういった禁止を、禁止ということでございます。それ以外のところについては、許可制にしておるところでございます。
- ○議長(藤澤和生君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(藤澤和生君) これで質疑を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(藤澤和生君) 異議なしと認めます。したがって、議案第59号「国指定重要文化財 「通潤橋」の橋上部における公開に関する条例の一部改正について」は、原案のとおりに可決さ れました。

## 日程第15 議案第67号 町道廃止について 日程第16 議案第68号 町道認定について

**○議長(藤澤和生君)** 日程第15、議案第67号「町道廃止について」及び日程第16、議案第68 号「町道認定について」は、関連しますので一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

**〇建設課長(西 賢君)** おはようございます。

議案67号について説明いたします。

議案67号、町道の廃止について。

本町は、別紙の路線を町道として廃止する。

令和5年9月7日提出、山都町長。

提案理由。

町道の路線を廃止するには、道路法第10条3項において、準用する第8条2項の規定により、 議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。廃止路線の一覧です。

整理番号1-1号、文字ヶ崎線。起点、山都町柳井原字横井場。終点、山都町柳井原字寺尾。延長1,440.5メートル。地元住民からの要望による廃止です。しかし、地元住民からの要望は一部区間の廃止要望であるため、一旦全線を町道廃止し、議案68号において、その一部区間を新規町道認定として上程しております。

続きまして、議案68号を読み上げます。

議案第68号、町道の認定について。

本町は、別紙の路線を町道として認定する。

令和5年9月7日提出、山都町長。

提案理由。

町道の路線を認定するには、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を得る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。認定路線の一覧です。

整理番号2-1、寺川大野2号線。起点、山都町上寺字溝曲。終点、山都町上寺字溝曲。延長80メートル。九州横断自動車道延岡線建設等工事に伴う認定です。

続きまして、整理番号2-2、杉木呼原2号線。起点、山都町杉木字滝下。終点、山都町杉木字小原。延長657メートル。九州横断自動車道延岡線建設工事に伴う認定です。

整理番号2-3、中島東インター1号線。起点、山都町島木字樫又。終点、山都町北中島字立山。延長189メートル。九州横断自動車道延岡線建設工事に伴う認定です。

整理番号2-4、中島東インター2号線。起点、山都町北中島字立山。終点、山都町島木字樫 又。延長190.8メートル。九州横断自動車道延岡線建設工事に伴う認定です。 整理番号2-5、上多良原跨道橋線。起点、山都町杉木字上多良原。終点、山都町杉木字上多良原。延長64.8メートル。九州横断自動車道延岡線建設工事に伴う認定です。

整理番号2-6、皿木第二跨道橋線。起点、山都町北中島字皿木。終点、山都町北中島字皿木。延長32メートル。九州横断自動車道延岡線建設工事に伴う認定です。

整理番号2-7、文字ヶ崎線。起点、山都町柳井原字横井場。終点、山都町柳井原字横井場。延長494メートル。地元住民からの要望により廃止する旧文字ヶ崎線の一部区間の認定です。

整理番号2-8、山中跨道橋線。起点、山都町上寺字山中。終点、山都町上寺字山中。延長91.6メートル。九州横断自動車道延岡線建設工事に伴う認定です。

続きまして、資料の説明を行います。

管内図がございます。

管内図右側、文字ヶ崎線の廃止及び認定を表示しております。

管内図、黄色で着色しています部分が、九州横断道延岡線です。この建設工事に関係する町道 2点が7路線です。

2ページを御覧ください。

文字ヶ崎線の廃止1-1、認定2-7の航空写真となります。中央の縦路線の町道文字ヶ崎安 方線を重複して、赤、青、点線部分が町道文字ヶ崎線です。青色で旗上げしています全線 1,444.5メートルを一旦全線廃止し、赤色で旗上げしております区間を町道認定するものです。

3ページから9ページにつきましては、位置図、写真をつけております。

続きまして、10ページを御覧ください。寺川大野2号線、認定2の航空写真になります。町道寺川大野線を起点として、幸福跨道橋を終点した80メートルです。

11ページから15ページは、起終点、位置図、起終点の写真になります。

16ページを御覧ください。杉木呼原2号線、認定2-2の航空写真となります。旧杉木呼原線は国道445を起点としまして、緑、赤色の点線部分でした。新杉木呼原線は、起点は変わりませんが、終点を緑着色、点線なしの部分、この部分を含めて高速道路の工事用道路として使われていました部分を、町道として、区域の変更として、赤色の着色、点線部分を、新たに杉木呼原2号線として657メートルの町道認定を行うものです。

17から19ページは、位置図、写真になります。

20ページを御覧ください。中島東インター1号線、認定2-3、及び中島東インター2号線、2-4の位置図になります。

上側の青色着色部分が中島東インター1号線で、県道稲生野甲佐線を起点として、九央道の町管理部分までのオンランプになります。延長は189メートルです。

下側、青色着色部分が中島東インター2号線で、九央道の管理区間を起点として、県道稲生野 甲佐線までのオフランプになります。延長は190.8メートルです。

21ページから24ページは、写真となります。

25ページを御覧ください。上多良原跨道橋線、認定2-5の航空写真になります。

九央道の建設に伴い分断された路線を、跨道橋により機能回復を行うものです。橋梁について

は地元管理が困難であるため、跨道橋のみを町道として認定し、維持管理を行うものです。延長は64.8メートルです。

26ページ、27ページは、位置図、写真になります。

28ページを御覧ください。皿木第二跨道橋線、認定2-6の航空写真となります。

先ほどの路線と同じく、九央道の建設により分断された路線を跨道橋により機能回復を行うもので、跨道橋のみの認定です。延長は32メートルです。

29ページから31ページは、位置図、写真となります。

32ページを御覧ください。山中跨道橋線、認定2-8の航空写真になります。

こちらも先ほどと同じく、九央道の建設により分断された路線を跨道橋により機能回復を行う もので、跨道橋のみの認定です。延長は91.6メートルです。

33ページから35ページは、位置図、写真になります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(藤澤和生君) 議案第67号及び議案第68号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

- **○5番(中村五彦君)** すいません、九州横断自動車道というのは、九州中央と僕たち今言っていたと思いますが、名前が違うんですか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 建設課長、西賢君。
- **○建設課長(西 賢君)** 資料があります。管内図で示しております、黄色で示しております部分が九州中央自動車道、普通「九央道」と呼ばれておりますが、正式には九州横断自動車道延岡線ということで表示されておりまして、この「横断」がつくものが、合志市、大津を通過しております分が中九州横断道路と呼ばれておりますので、それを区別するために、九央道、九州中央自動車道。正式には九州横断自動車道延岡線ということになります。
- **〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、経済建設委員会に付託して、会期中の審査を行うことにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第67号「町道廃止について」 及び議案第68号「町道認定について」は、経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査を行うこ とを決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。これで本日は散会します。

# 9月19日 (火曜日)

#### 令和5年9月第3回山都町議会定例会会議録

- 1. 令和5年9月7日午前10時0分招集
- 2. 令和5年9月19日午前10時0分開議
- 3. 令和5年9月19日午後3時18分散会
- 4. 会議の区別 定例会
- 5. 会議の場所 山都町役場議場
- 6. 議事日程(第13日)(第2号)

日程第1 一般質問

- 3番 眞原 誠議員
- 10番 吉川美加議員
- 6番 矢仁田秀典議員
- 4番 西田由未子議員
- 7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番	東		浩	昭	2番	坂	本	幸	誠	3番	眞	原		誠
4番	西	田	由ヲ	卡子	5番	中	村	五.	彦	6番	矢位	二田	秀	典
7番	興	梠		誠	8番	藤	Ш	多	美	9番	飯	開	政	俊
10番	吉	Ш	美	加	11番	後	藤	壽	廣	12番	エ	藤	文	範
13番	藤	原	秀	幸	14番	藤	澤	和	生					

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田	穰	副 町 長	楢林	力 也
教 育 長	井 手 文	雄	総 務 課 長	坂 本	靖也
清和支所長	長 崎 早	智	蘇陽支所長	村 上	敬治
会計管理者	飯星和	浩	企画政策課長	北	貴 友
税務住民課長	高橋尚	孝	健康ほけん課長	木 實	春 美
福祉課長	髙 野 隆	也	環境水道課長	有 働	賴貴
農林振興課長	松本文	孝	建設課長	西	賢
山の都創造課長	木 野 千	春	商工観光課長	藤原	章 吉
学校教育課長	工藤博	人	生涯学習課長	上 田	浩
そよう病院事務長	枝 尾 博	文			

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開議 午前10時0分

○議長(藤澤和生君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

#### 日程第1 一般質問

**〇議長(藤澤和生君)** 日程第1、一般質問を行います。

5人の方から質問の通告があっておりますので、本日4人、明日1人としたいと思います。順番に発言を許します。

3番、眞原誠君。

**〇3番(眞原 誠君)** 皆さん、おはようございます。3番議員、眞原誠です。

本日は、といいますか、本日も、このようにたくさんの方々に傍聴に来ていただき、感謝申し上げます。山都町の町政に、また、議会に、このように関心を寄せていただくということは、大変励みになりますとともに、身が引き締まる思いです。

さて、新型コロナウイルス感染症は5月の8日から5類指定となりまして、その後、少しずつ 以前の日常を取戻しつつあるように感じています。

山都町の3大祭りであります、火伏地蔵祭、八朔祭、清和文楽の里まつりも、天気にも恵まれまして、山都町の3大祭りがコロナ禍以前の内容で再興されました。

やはり祭りはいいなと感じたところです。その時その場所の空気が非常に明るくなりますし、 沈んだ気持ちも浮上してまいります。前に進むという活力も出てくるかなと思います。閉塞感を こうやって打ち破ってくれる、こうした文化というのは、やはりしっかりと継承していかなけれ ばいけないと改めて感じたところです。

数年前から、馬見原のほうでは、火伏地蔵祭に出されます造り物の製作文化をたやさぬように ということで、地域の方々が力を合わせて、造り物愛好会というものを立ち上げて、今回の祭り にも3体の造り物が出ていました。

また、ここ浜町では、八朔祭の大造り物の文化を、これもしっかりと後世につないでいこうということで、去年、今年からですか、大造り物保存会というNPOが立ち上がっていまして、祭りの大造り物を広める活動を通じて、または賛助会員という会員も募集されたりしながら、この大造り物、八朔祭に興味を持つ人や協力していただける方々の輪を広げようと、そういう活動もされているようです。

また、清和文楽につきましては、ずっと以前から、そうして後世に伝えていこうという取組を していらっしゃいます。

今の自分たちの世代だけではなくて、次の世代も見据えたこうした取組というのは、地域その ものの存続に向けた活動にもなって、とても重要だと感じています。 通潤橋が間もなく国宝に指定されるということで、ここ山都町への町内外からの、内外といいますか、町外からの注目度というのは格段に上がっています。この機を逃すことなく、町の政策も、これまで以上にこの町の再興を強く意識したものであってほしいなと思います。

本日は、その、町の活力の要であります住民の人口についてを中心にしながら、質問していきたいと思います。

それでは、質問台に移ります。

- **〇議長(藤澤和生君)** 3番、眞原誠君。
- **○3番(眞原 誠君)** 人口に関する質問の前に、まずは清和地区義務教育学校について、少し質問をいたします。

初日の行政報告でも説明をいただいてはいるのですけれども、清和地区義務教育学校の整備は、 一旦推進を今とめていらっしゃるというか、協議する内容があったという説明を受けたんですが、 そのことについて、もう一度、内容について詳しく御説明いただきたいと思います。

- **〇議長(藤澤和生君)** 学校教育課長、工藤博人君。
- **〇学校教育課長(工藤博人君)** おはようございます。

お答えします。

令和3年度に策定しました、学校規模適正化基本方針で示しました、矢部、清和、蘇陽の各地 区に1校ずつ義務教育学校を整備するということを前提にしますと、清和地区における候補地の 再検討が主な事柄になります。

そのほか、事業の全体的なボリュームや事業費の想定、関連として児童生徒数等についても、 再検討すべき課題として捉えたものです。

- **〇議長(藤澤和生君)** 3番、眞原誠君。
- **○3番(眞原 誠君)** 候補地の再検討ということですけれども、その候補地が再検討することになった理由というのも教えてほしいなと思いますし、あと、児童生徒数ですか。これも再検討の課題だというお話だったんですけれども、具体的には、計画に対して何がどうなったから再検討することになったんでしょうか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 学校教育課長、工藤博人君。
- **〇学校教育課長(工藤博人君)** お答えします。

まず、候補地の再検討につきましては、去る7月3日に本町を襲いました梅雨前線豪雨に際しまして、整備予定地である清和地区米生の公用地等が内水氾濫による浸水に遭い、また、最寄りの幹線道路であります国道218号からの進入路となる大川交差点が浸水により一時通行止めとなったことを、重要な事象として改めて捉えたものです。

また、児童生徒数につきましては、学校規模適正化基本方針において児童生徒数の減少を加味 していたものの、令和4年度の出生数を踏まえて再算定をしましたところ、さらなる減少傾向が 実数として見られたところです。

これらの懸案事項を総体に捉えまして、児童生徒の安心安全な学び舎として最適な場所と言えるか、その他の懸案事項を含めて、黙認せず、一旦立ち止まって再検討すべきとの総意が、教育

委員会会議において示されたものです。

- **〇議長(藤澤和生君)** 3番、眞原誠君。
- **○3番(眞原 誠君)** この義務教育学校については計画も拝見しましたが、公共施設の複合型ということで計画が進められますけれども、やはり基本は学校ですので、その学校というのは投資額も大きくて、また、長期間利用する行政財産になりますので、やはり、一度整備してしまうと長い間やり直しができないということで、そうした観点からも、今回立ち止まって再検討なさるということに対しては、私も高く評価しているところなんです。

それで、その再検討、協議の期間というのは、どの程度の期間を見込んでいらっしゃるのか教 えてください。

- **〇議長(藤澤和生君)** 学校教育課長、工藤博人君。
- **〇学校教育課長(工藤博人君)** お答えします。

これからの協議となりますので具体的に見込みの期間を申し上げることはできませんけれども、 清和小学校及び清和中学校の各校舎等の老朽化の現状を踏まえますと、協議を長引かせるのは避 けるべきかと思うところであります。

教育委員会及び町長部局等で整備の方向性を確認し、今後の方針等をお示しできればと考えて おります。

- **〇議長(藤澤和生君)** 3番、眞原誠君。
- **○3番(眞原 誠君)** そうですね。一度、令和9年度にということで設定されていますし、理由も、この計画が進んだ理由というのも、現在の校舎の老朽化なども理由にあったかと思いますので、期間を長引かせることは、というのは、確かにそのとおりかなと思います。

せっかく、せっかくといいますか、今、一度こうやって立ち止まるという理由は、先ほど聞きましたように、候補地の検討ですとか、あとは生徒数の減少とか、この辺で規模やら何やらを検討なさるということだと思いますが、この機に、どうでしょうか、学校を利用する児童生徒及び保護者、こうした皆さんの意見といいますか考えも、この機を利用して、しっかりとまた、吸収していただければいいのかなと思います。

やはり、この後の人口の質問にもつながってくるんですけれども、あの学校に行きたいと思ってもらうというのは非常に重要だと思うんです。こういう学校があるから山都町に住もうですとか、子育てしたいとか、そういうことにもつながってくると思いますので、利用する児童、生徒、保護者の声というのも、今後もきちんと拾ってもらえればなと思います。その辺はよろしくお願いします。

それでは、人口のほうに質問、移ってまいります。よろしくお願いします。

平成27年に。山の都人口ビジョンというのが策定されています。そこには町の総人口の推移、 あるいは推計値、将来展望などというものも示されていました。

先ほどの義務教育学校の質問では、児童生徒数が、計画策定時点よりもさらなる減少が見込まれたということの説明でしたけれども、そこでなんですが、山都町の総人口全体についてはどうなのかと思ったところです。平成27年に策定された人口ビジョンからの推計値から、現在どのよ

うな状況にあるのかというのを教えてください。

- **〇議長(藤澤和生君)** 税務住民課長、高橋尚孝君。
- **〇税務住民課長(高橋尚孝君)** お答えします。

山の都人口ビジョンは、平成27年12月に策定されたあと、令和2年3月の第2次山都町総合計画後期基本計画の策定時に見直しをされていますので、それも含めて御説明をします。

まず、人口の推移ですが、平成22年に1万6,981人、平成27年に1万5,149人、令和2年に1万3,503人と推移しています。いずれも国勢調査による値で、平成22年と令和2年を比較すると、この10年間で3,478人減少しています。

平成27年の人口ビジョンでは、その5年後、令和2年に、国立社会保障・人口問題研究所の推計値1万3,930人のところを、対策を講じることにより、将来展望として1万4,051人を目標としていました。しかし、実際はさきのとおり1万3,503人と、人口問題研究所の推計値を427人、目標値を548人下回りました。

また、令和2年3月に見直した人口ビジョンでは、今の総合計画最終年度となる令和6年に1万2,581人を下回らないことを目標としていますが、現在、令和5年8月の推計人口では1万2,480人で、既に101人下回っている状況です。

なお、ここでの推計人口とは、令和2年の国勢調査による人口をもとに、その後の住民基本台帳等により把握した、出生、死亡、転入、転出の移動を反映させた値で、住民基本台帳人口よりも実態に近いものと言えます。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 3番、眞原誠君。
- **○3番(眞原 誠君)** 細かい数字を今教えていただきました。改めて聞きますと、ちょっとショックを受けるような内容だったかなと思いますけれども、これが現実だということで受け止めていく必要があるなと思います。

山都町のホームページにも、今、課長の答弁にありました国勢調査の、平成22年から令和2年までの5年ごとの人口が、年齢を5歳ずつに分けて、さらに、男性、女性、総人口ということで比較する表が載っています。この表は、私もちょっとJPEGか何か画像だったので、これ、ぜひ今度、ホームページに載せていただくときは、エクセルかなんかで載せていただくと助かるなと思います。全部自分でエクセルに転記して、そこから比較したりグラフにしたりするの、結構大変だったので、今後の参考によろしくお願いします。

それで、それを見ていたんですけれども、やっぱり社会増減、減少なんですけれども、ただ社会減は僅か、ごく僅かかなと思いました。10%行かない、5%前後だったなと思います、5年間ずつで。

あと、ただ、やっぱり自然減が多くて、山都町の人口減少というのは、やはりこの自然減によるところが大きいのだなというのを、表を見て感じたところなんですが、山の都人口ビジョンにも、そうした分析がされてはいいました。

それで、その山の都人口ビジョンから7年が今経過しています。令和2年に見直しがあったと

はいえ、そこからもまた3年経過していますけれども、町ではこうした総人口の推移について、 現段階ではどのように分析されているのか、ちょっと伺いたいんです。この現状をどういうふう に、どうしてこうなっているのかですとか、総人口が減っていっている理由などが、分析の結果 分かっているのであれば、教えてほしいなと思います。

- **〇議長(藤澤和生君)** 企画政策課長、北貴友君。
- **〇企画政策課長(北 貴友君)** お答えします。

議員がおっしゃいますように、平成12年の国勢調査における0歳から9歳までの人口1,567人に対して、令和2年の国勢調査では761人であり、20年間で806人の減少となっており、割合で言いますとマイナス52%という数字になります。

また、その親世代となる25歳から39歳の人口も、2,370人から1,178人とマイナス1,194人となっており、こちらもマイナス51%となっております。これは、平成27年12月、今から約8年前に作成しました人口ビジョンでも、15歳から24歳の減少数にあらわれておりました。

平成28年度から令和4年度までの全世代の転入者と転出者を比較しても、転入者2,321人、転出者3,106人と、転出者のほうが785人多く、平均しても各年度110名ほどの転出者が上回っており、社会減による減少は避けては通れないものと考えております。

反面、高齢者に関して、80歳以上の人口につきましては、平成12年と令和2年の国勢調査を比較しますと1,162人の増加となっており、世代別の比較をすると県内最高の高齢化率に直結しているものと考えております。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 3番、眞原誠君。
- **○3番(眞原 誠君)** 先ほど、山都町のホームページに載っています国勢調査の比較表というのも見ていたというふうに説明しましたけれども、単純に各年齢の、例えば 0 歳から 4 歳ですとか、5 歳から 9 歳とか、その年齢の横を比較すると、実はそのときの対象になっている人は、もう 5 年後にはそのエリアには、そのカテゴリーにはいないということになるので、単純な横比較だけでは分からないなと思ったので、例えば 0 歳から 4 歳児だった子たちは、5 年後は 5 歳から 9 歳のカテゴリーに分類されるので、その人数の推移をちょっと比較をしてみたんです。その比較をしたときに、いわゆる社会減ですよね、どのくらい減っていっているのかというのを見ましたら、先ほど申し上げたとおり、5 年前の93%だったとか、要するにあんまり減ってないんです、人そのものは。そういうところから、社会減といいますか、生まれてこられます、亡くなりますという自然増減よりは、社会減のほうが少ないなと感じたところです。

やはり、それを見ていますと、10歳から14歳と、15歳から19歳までの間、ここの減り方というのは多いです。当然、進学の時期になりますので、学校を選んで山都町から通えないような学校に進学すれば、当然ながらそういうことにはなってくるのかなと思います。大体、40%ぐらい減少していたかなと思います。ここでは52%とか、今、答弁いただきましたけれども、そのぐらい減っていると。その後は、もうずっと定着といいますか、あまり減らないんです。ということから、やっぱり出生率というか出生数が減少していくということを止めなければいけないんだろう

なと思ったところなんです。

それで、山の都人口ビジョンの中には、対策、こういう対策が必要ですよというのも記載されていたんですけれども、その1番目に、地域を生かした雇用の場をつくるということがありました。若年層の経済安定を図って出生率の向上を目指すために、安定した雇用の場をつくるという意味合いで書かれていましたけれども、これは、しかしながらといいますか、雇用する側の事業収益の状況にもよるところが大きいのかなと思ったところです。行政単独での取組だけでは、なかなか成果につなげるのが難しいテーマなのかなと思っているんですが、具体的にその部分に関しまして、これまでどのような取組があったのか、お聞かせ願いたいと思います。

- **〇議長(藤澤和生君)** 企画政策課長、北貴友君。
- **〇企画政策課長(北 貴友君)** お答えします。

人口ビジョンでは、減少する人口に対して、目指すべき将来の方向として、先ほど議員おっしゃいました、地域の特性を生かした雇用の場をつくるとして、雇用の場をつくり、転出を抑制し、出生率の向上につなげると、目指すべき方向性が示してあります。

また、人口減少に伴い、本町の基幹産業である農業従事者も減少しているとされております。 新たな雇用の場として大きな事業所等の設立誘致には至っておりませんが、農業後継者の確保と して、国の事業ではありますが新規就農者育成総合対策や、町独自の対策として親元就農に対す る農業後継者就農交付金などの対策を行っております。

また、減少傾向にある林業従事者への備品購入対策として、本年度より、林業従事者就業環境改善補助事業を行っております。

また、商業関係としましては、事業所の改修や新規の起業等に係る経費を支援する事業所改修 等支援事業補助金として、毎年度5、6件の事業所支援を行っております。

移住者に関しましては、しごとセンターにおいて、空き家の紹介や農業関連支援のお手伝いを いただいております。

以上のとおり、新たな雇用の場の創出というよりも、地域の特性を見極め、安定した経営活動 への支援が主な取組となっております。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 3番、眞原誠君。
- **○3番(眞原 誠君)** ただいまの答弁にもありましたように、やはりそうですよね、事業所を誘致するというよりも、今現在、この地で御活躍いただいているあらゆる事業に対して支援をしながら、やはり業績が非常によくなっていくような方向を後押しするというのは重要かなと思って聞いていました。

また、今の答弁にもありましたように、空き家の紹介ということで、住居地、住環境といいますか、住むところというのは非常に重要かなと思いますので、後でも質問しますけれども、そのあたりも進めていただけるといいのかなと感じています。

また、そうした取組は確かにそのとおりなんですけれども、片や、要するに雇用の場を一生懸命つくるということは重要なんですが、その片方で、今、町内の様々な事業者さんたちとお話を

しますと、多くの方々が人手不足ということに悩んでいらっしゃいます。何か相反するような感じはあるのですけれども、根底で何かがつながっているんだろうなとは思うんです。そういう中で、これは要するに求職者と求人側のアンマッチというのが、これを解消していくというのが非常に大事かなと思うんですが、そんな中、矢部高生に対して、山都町内の職業をしてもらうという取組があったかと思います。この内容と、あと、手応えがどうだったのか、お聞かせください。

○議長(藤澤和生君) 山の都創造課長、木野千春君。

# **〇山の都創造課長(木野千春君)** お答えします。

令和3年度、町が町政の課題を探るため、町内の若手事業者を集めて開いた山都経営塾のアンケートで、矢部高校の就職活動で町内の事業者の知名度が低いことが判明しました。そのため、多様な職場を紹介しようと始まり、2年目となります。

今年度の目的は、町には現在どんな仕事があるのかを知る機会、町でどんな暮らしができるのかという実例を知る機会をつくること、この二つを通して、高校生が町に住み続ける選択肢を増やし、併せて、将来的な定住につなげることを目的として、7月11日に山都しごとストア、矢部高校生全員・保護者を対象に、町内にある15事業者に参加をいただき開催しました。

今回御質問にあります手応えというところでは、実施後のアンケートについて、まず、参加した企業からは、全ての事業者が、とても満足、もしくは満足しており、不満、とても不満は0でした。満足の理由として、高校生と少人数で話せたこと、しっかりと話を聞いてくれたことが最も多く回答が寄せられました。

一方、参加した高校生からは、働く人を通して山都町内の仕事に触れたことで、自分の将来を 考える上で、やりたいことをする、自分の適性に合った仕事を選ぶ、また、挑戦するといった意 見を多く寄せていただきました。

来年度も山都しごとストアが開催される場合、具体的に、高校生が興味を持つ分野をアンケートで知ることができました。幅広く、来年度も、町内事業者の方々にも広く周知し、事業のブラッシュアップを図ってまいります。

以上です。

#### **〇議長(藤澤和生君)** 3番、眞原誠君。

○3番(眞原 誠君) 取組として非常に実効性があるなと、今、答弁を聞いてて感じたところです。やはり、進学ではなく就職を選ぶ生徒たちにとっては、選択肢の中に、この山都町の事業所を入れてもらうというのは非常に大事だと思うんです。そういうためにも、そうした情報を伝えていくというこの事業は、ぜひ継続していただきながら、長期的に取り組んでいくことで効果は徐々に出てくるのかなとも思いますし、とにかく、あと、今の高校生が仕事といいますか職業に選ぶ傾向ですとか、そういうのもアンケートの中で知ることができたという話でしたので、そういう情報を事業者の方々も取り入れていただいて、人手不足といいますか、その解消につなげていってくれたらいいなと思ったところです。

では続きまして、住宅の話なんですけれども、去年、ここ浜町の下市にできた子育て世代住宅というのは、人口問題の解決にもつながっていく重要な住宅政策だったかなと思いますが、あと

はその前に宅地分譲した山都テラスもつながってきていると思うんですけれども、まだまだ数的 にはとても十分とは言える状況ではないかなと思っていまして、当然ながら、今後に向けていろ いろと計画があるんだろうと思いますけれども、そのあたり、どのような計画があるのか教えて いただきたいと思います。

- **〇議長(藤澤和生君)** 企画政策課長、北貴友君。
- **〇企画政策課長(北 貴友君)** お答えします。

平成27年の山の都人口ビジョンを作成するときに町民アンケートを実施しており、500名を無作為に抽出し、回答を求めてあります。500名に郵送し、回収できたのが150件であり、回収率は30%となっております。

その中で、山都町の住みやすさと今後の居住意向という項目の中で、「山都町にずっと住み続けるための支援は」という設問があり、子育て世代向け公的賃貸住宅の供給、新築マイホーム取得の際の補助、住宅をリフォームする際の補助、家を借りる際の家賃補助が上位にあります。

また、「住み続けたいと感じない理由は」という設問には、交通や買物などが不便、働く場所がない、住宅事情や生活環境が整っていないなどが上位に上がってきております。

アンケートの実施から約8年が経過し、その間、九州中央自動車道山都中島西インターの開通により、熊本市方面へのアクセス時間も短縮され通勤圏内となり、山都テラスの分譲住宅地の造成、子育て世帯を対象とした住宅「おおるり」などの建設を行って、おります。

今後の町の計画ということでございますが、九州中央自動車道の山都通潤橋インターの開通により、さらに都市圏への交通の便がよくなることを軸に、若年層への住宅関連の支援や子育て支援の強化等々で、まちのにぎわいを創出するために、民間事業者などの協力も得ながら、住みよいまちづくりを進めていくことが必要になると考えております。

具体的に、個別の政策は各課で取り組むこととなりますが、大事なことは、全ての課や部署が 同じ方向を向いて、住みやすい山都町をつくることを目標として業務を行うことと考えておりま す。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 3番、眞原誠君。
- **○3番(眞原 誠君)** 若年層への住宅支援を中心にというお話だったかなと思います。

人口ビジョンに記載されておりましたアンケート結果というのは、私も詳しく読ませていただいていまして、先ほど上がっていました、山都町に住み続けたくないという理由に関しても、拝見しながら「なるほどな」と思ったところなんですが、今の答弁にもありましたけれども、通勤圏がやっぱ拡大していますので、これはすごくこの地域にとっては好ましい影響につながってくるだろうと思うんです。やはり、若年層の皆さんの仕事の選択肢の幅も広がるでしょうし、ここ山都町にない事業形態、産業にも、ここに住みながらそこに働きに出るということができますので、やはりそうやって考えると、住環境の整備というのは非常に必要なんだろうなと思います。住宅を建てるとか、宅地を分譲するというのも、当然ながらこれが住宅政策の中心になるとは思うんですが、空き家も、前回の質問で空き家の話もちょっと質問したと思いますが、前回も言っ

たと思うんですけれども、サブリースです。これが、やっぱり最近とても有効なんだろうなと思っています。

経済建設常任委員会でも、今度研修に行くのを、その辺を学びに行こうというふうにしているんですけれども、町がリフォームした空き家を貸し出すわけですが、サブリースというのは、どこで知ったかちょっと私も詳しく覚えてはいないんですけれども、ただ住んでもらうために貸し出すのではなくて、貸し出すときの、空き家を貸すときの条件として、民泊事業ですとか、あとはホームステイの受け入れ、こういうことをしてもらうということを条件に貸出しているという町もあるらしいんです。すごいなと思ったのは、ただ住民を増やすだけではなくて、さらに、民泊事業やホームステイなどを行っていただくことで、外からの取り込みということもサブリースの事業に含まれてくるので、すごい事業効果があるんだろうなと思ったところです。そういうところも念頭に置きながら、今後、山都町でも住宅政策が進んでいくといいなと思うところです。ぜひ、そういったところも考えてみてもらえればと思います。

では、子育て支援の話も先ほどありましたけれども、ここ山都町の子育ての支援というのは、他の市町村と比べても、私個人的にはとても手厚いと感じているんです。私も子どもが3歳のときにこの地に帰ってきまして、保育園、小学校、中学校と、保護者会やPTAとして参加してきましたけれども、小学校のときに、放課後児童クラブの保護者会に入りまして、僕、保護者会の会長をやったときに、保護者からいただく毎月々の費用と同額が、たしかそのとき、今もやっていると思うんですけれども、補助されていて、びっくりしたんです。こんなにたくさんの補助金をいただけるんだと。

これはしかし、補助金の計算というか、補助金を計算して請求する人でないと分からないんです。保護者会の皆さんですら知らなかった話です。僕が会長になってそういう動きをして、会議のときに皆さんにお知らせして、これだけ支援してもらっているんだよね、と話をしたところなんです。こういうことをやっていますよというのを、やはり広く認知していただくというのは、とても大事なんだろうなと思うんです。

ですので、そういう事業といいますかそういう取組というものもぜひやってほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。そういう取組も必要だと僕は考えているんですけれども、執行部側ではどのようにお考えでしょうか。

#### **〇議長(藤澤和生君)** 福祉課長、髙野隆也君。

## ○福祉課長(高野隆也君) お答えいたします。

まず、本町の主な子育て支援策を紹介しますと、出産祝い金、予防接種の助成、保育料は国の 基準の60%に軽減いたしております。県内でもいち早く、子ども医療助成を高校3年生まで拡充 いたしております。

また、保健師、保育士による赤ちゃん訪問や子育て支援センター、及び、昨年から子育て相談 室を開設し、子育てに関するあらゆる悩みに真摯に対応しております。

結婚支援についても、「YOU&YOU」で45組成功に至り、実績を積んでおります。 子育て世帯の住環境の整備にも、徐々に取り組んでおります。 周知方法として、主に広報紙、ホームページ、SNS等を活用して情報発信をしています。また、子育で情報誌「だっこ」を作成し、役場の窓口のほか、母子手帳交付時や赤ちゃん訪問時に配布し、保育園や小学校にも配布しております。「だっこ」については、ホームページにも掲載いたしております。

インターネット環境になれている若い世代に向けては、ホームページ、SNS等での周知に効果があると考えられますので、あらゆる媒体を活用した周知に取り組んでいきたいと考えております。

それとともに、町からの広報だけでなく、町民の方々とも一緒になった情報の発信も強化して いく必要があると考えております。

以上です。

### **〇議長(藤澤和生君)** 3番、眞原誠君。

○3番(眞原 誠君) ただいまの答弁の最後にもありました、町民の皆さんと一緒になって 周知活動をしていくというのは、非常に大事かなと僕も思っていたんです。子育て世代の人たちは、やはり情報が欲しいので、自分から取りに行くと思うんです。ところが、もう一旦子育てを 終わられた皆さんというのは、必要な情報とは感じないので、取りに行かないです。ですので、 そういう方々にも知ってもらうというのは大事かなと思うので、やはり町民皆さんが、山都町が やっている子育て支援の内容ですとか、活用するとこういうのがありますよというのも、直接関係ない方々も知っておいてもらうことで、そこから情報が伝達していくということもあると思うので、それはぜひ、前向きに取り組んでいってほしいなと思います。

それでは、次の質問に移っていきますが、最後の質問なんですけれども、来年度の予算編成について、少し質問をしたいと思っています。

ここまでの質問、答弁で、町民の生活支援にしても、産業振興にしましても、それらというのは山都町の人口減少をとめることに直結しているということを再認識しました。逆もあるのかなと思うんですけれども、山都町の人口が減り続ければ、当然、産業も衰退しますし、町民の生活利便性というのも低下していくと思います。町が、そうした衰退の負のスパイラルに陥らないようにしなければいけないんですが、そこも、ここ数年が勝負だなと私は個人的に感じているところです。

以前からもずっと、私、申し上げていますが、やはり、町の行政と、それから民間企業、あるいは町民一人一人の皆さん、ここが一丸になって地域振興に向かっていく必要があると思うんですけれども、そのためにも、行政の政策の目標といいますか、ワンイシューとかよく言いますけれども、政策の基本的なというか中心的な目標を、やはり明確にしていただいて、行政の取組を町民全体がしっかりと理解するというのが、政策効果を最大限にすることにつながるかなと思っています。

民間の事業者の皆さんには、町の政策に追従してもらって、あるいは、町の政策の内容を分かっていればそれを牽引していただくような事業者さんにも出てきていただきながら、さらなる効果を生み出していくというのが重要かなと思っています。

そこで、今回、町長に質問なんですけれども、来年度、令和6年度の予算の編成に当たりまして、町の政策方針、何に主眼を置いて予算編成して政策方針を固めていかれようとなさっているのか、その辺を教えていただければと思います。

**〇議長(藤澤和生君)** 町長、梅田穰君。

**〇町長(梅田 穣君)** まだ、来年度の骨格の予算等々につきましては、具体的にはまだ何も 決めておりません。しかしながら、まずは、今年度発生をいたしました水害の早期復旧は第1か なという思いでおります。

それと同時に、今進めております多くのプロジェクト、道の駅の事業、それから通潤橋周辺整備、そしてまた、新しい体育館を含むところの運動公園の整備等々、まだまだ道半ばな部分がたくさんございますので、まずはこれについてしっかり取り組んでまちのにぎわいを、という思いでおります。

そうした中で、先ほどありますように、中央自動車道が開通をいたします。もう、本年度中というようなことでございます。先般も、所長が来まして、ある程度のめどは立ったというようなことでございますので、今年度中の開通は間違いないなという思いでおります。

先ほどありますように、人口動態等につきましても、なかなか、民間の予想、また、国の予想、また、我々の予想につきましても、先ほど、清和義務教育学校につきましても、2年前に計画した分を、もう、生徒数の減少等々、想定外に減っているというようなことでございますので、そういう部分も含めながら、どのような形でするか、先ほど議員からもありましたように、通勤圏内になった山都町がどのような形でするか、保育園の子どもさんの出生数が非常に減ったというようなことでございますが、今年度から取り組んでおります保育園の留学制度等々、また、多くの方たちが来ていただく、先ほど、大変貴重な御意見だったなという思いでおりますが、子育て支援策が、大変、山都町は手厚いものになっておるというふうな、誰が発信するかと、今日このような質問をいただいたおかげで、発信ができるのではないかなという思いでおります。この発信をするのは、皆さんにもお願いしたいし、我々行政に携わる職員全ての問題ではないかなという思いでおります。

我が家も、東京から孫が3年間、山都町でお世話になりましたが、親がびっくりしておりました。高校生まで医療が無料なのか。東京都では考えられないというような手厚い支援があっているのを、多くの町民の方々も知らない部分があるのではないかなという思いでおりましたので、我々の発信力の弱さを痛感をしているところであります。

そうした中で、通勤圏になった、その中で、住宅、建設等々も早急に進めていきたいという思いでおります。うちの近くに、何名かの人が菊池の本田技研関連の産業に行かれております。毎朝、少しは早く行っておられますが、家をつくりながら、結婚をしながら、して、十分子育てもしながら勤めておられますので、そういう方々の住みやすい環境づくり、特に住宅の、住宅地の提供等につきましては、今、具体的にはまだお知らせするわけでございませんが、建設課のほうにも予定地等々の整備を指示をしとるところでございますので、そういう部分で、そしてまた、幾つかの企業の方々が、今、山都町への立地の、今、打診があっておりますので、そういう部分

を早急に詰めをしながら進めていきたいという思いでおります。

先ほどありましたように、15歳から20歳までの人口が5年間に比べると大変減っておるという ふうなことでございます。矢部高校の活性化等についても早い時期から取り組んでおるところで ございますが、いかんせん、やっぱり受け入れ、いろんな部分が十分ではないのではないかなと いう思いでおります。

今、以上の取組をしながら、矢部高生の生徒増等々にも取り組んでまいりたいという思っております。

最後になりますが、言われましたように、まずは、行政だけでできる部分ではないという思いでおりますので、民間の方々の住宅建設であったり、いろんな企業であったり、民間の活力をいかにして生かすか、一緒にするかが、与えられた課題ではないかなという思いでおりますので、そういう取組を、来年度の予算で手当てできるかどうかは別にしながら、いま一度、商工会の方々、観光協会の方々、JAの方、森林組合の方、いろんな団体の方、経済団体の方々とも協議をしながら、よりよい経済活動ができるような山都町づくりにいく礎を、という思いでおります。具体策はまだ、なかなか持っておりませんが、そういう取組ができるような予算案のつくりをしていきたいという思いでおります。

### **〇議長(藤澤和生君)** 3番、眞原誠君。

○3番(眞原 誠君) そうですね。具体的な施策というよりも、どちらかというと、どこを目指すのか、何の効果を目指していくのかということで、今、町長、御答弁にもあられたようなことを、広く、皆で、山都町内外、皆でそれを共有しながら、自分自身個々の取組はそこにつながっていくということを少しでも意識してもらうと、政策の効果が格段に飛躍するかなと思いますので、ぜひ、そのあたりの発信を行政のほうからしていただけるといいかなと思います。明確にしながら、分かりやすい形で。そんな内容とすれば、人口減少を食い止めるぞとか、そういうのは非常に分かりやすいかなと思いますので、何か組み込んでもらえるといいのかなと思ったりもします。

それで、その人口減少の食い止めですけれども、町そのものの衰退をとめるのには非常に重要といいますか、人口減少を食い止めることが町の衰退をとめるそのものだなというふうにも思うところなんですけれども、この人口の課題の解決は中長期的な取組でありまして、町行政は既にそのことに向けて様々に事業展開をしているというところも分かっていますし、効果も見えているなと思っているのですが、しかしながら、道路とかそういうインフラ整備については、他の事業展開に比べると、まだ、私、個人的には足りないかなと感じているんです。

町道の総延長距離が、山都町、非常に長いですので、劣化と修繕の差が大きくなるのは十分理解するんですけれども、しかしながら、道路が劣化すればそれだけ生活の便が悪くなっていくというのは事実ですので、そこはどうにか改善していきたいなと思うところなんです。

そこで質問なんですけれども、来年度の予算編成において、町のインフラ整備にかける予算というのを、総額はもう変わらないと思いますので、その割合を今までに比べて少しでも増やしていくことができないものかと思っているのですが、いかがでしょうか。

- **〇議長(藤澤和生君)** 総務課長、坂本靖也君。
- ○総務課長(坂本靖也君) それでは、お答えいたします。

インフラ整備の予算につきましては、過去10年間を見ますと、平成28年熊本地震以前は、当初 予算に占めるインフラ整備、普通建設事業の割合が、平均して17.71%で、それ以降は15.11%と 減少している状況です。

また、同じ状況下で、災害復旧事業を確認いたしますと、熊本地震以前は0.04%、それ以降は8.97%と、8.93ポイント上昇しております。この数字からも分かるように、平成28年熊本地震以降は、度重なる災害の発生により、多くの予算を災害復旧事業に割いている状況にあります。大規模な災害が起き得る状況下では、どうしても災害復旧事業の早期発注・竣工を優先せざるを得ません。

しかしながら、町といたしましては、重点プロジェクト事業であります、中央グラウンド周辺整備事業、新道の駅整備事業、町営住宅整備事業、また、道路改良事業など、実施するに当たりまして相応の予算を充て、着実に事業を遂行している状況でもあります。

また、本町には、庁舎や道路などの行政施設や、グラウンドや体育館、公民館などの社会体育施設、キャンプ場や宿泊施設、物産館などの観光施設等が多数あり、どの施設も老朽化による修繕や改修などの費用の増加する中、施設の長寿命化を図るために、計画的な維持補修費用の確保が今後増えていくものと考えております。

このような現状の中では、まずは災害復旧事業を優先し、早期発注・竣工を目指しながらも、 通常のインフラ整備につきましては、必要事業に優先順位をつけ、予算の膨れ上がりを防ぐため にも事業内容の精査を行い、適正な予算執行を進めていきたいというふうに考えております。 以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 3番、眞原誠君。
- **○3番(眞原 誠君)** 近年、本当に災害が多いですので、災害復旧を最優先にというのは分かります。もちろん、そうしていかねばならないと思いますし、それをしながらも、しかしながら、通常の維持管理のほうも行っていらっしゃるということは、答弁で分かりました。

この前、建設業の方と話していたときだったと思うんですけれども、災害が終わると仕事がなくなるな、みたいなことをぼそっとおっしゃっていましたけれども、そうではなく、やはり、今まで災害復旧にどうしてもとられていた財源ですとか、事業者さんたちのパワー、リソースを、今度は通常の、一般の道路や何かの維持管理のほうにしっかりと回していただくというのが大事かなと。そうすることで、建設業の方々もまだまだ仕事、山都町、あるぞということで、安心してもらえるといいのかなというふうにも思っています。

今までずっと、人口減少を歯止めかけましょうということで質問展開させていただいたんですけれども、企画課長からの答弁の中で、あらゆる方向といいますか、全ての政策をリンクさせていくというか、そこに関連づけさせるような答弁があったと思うんですが、私もそのとおりだと思うんです。各課全ての政策が、これが人口減少に役立つ事業なんだぞということを意識しながら同時展開していくということが非常に重要かなと思っていまして、先ほど町長答弁のときにも、

リクエストといいますか、したんですが、人口の減少をみんなで食い止めていこうということを、 来年度の予算編成の狙いの中に盛り込んでいただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

- **〇議長(藤澤和生君)** 町長、梅田穰君。
- **〇町長(梅田 穰君)** 今、眞原議員から提案がありました分につきましては、十分検討しながら、来年の予算に少しでも反映できるような取組をしてまいりたいと思いますので、また、よろしくお願いします。
- **〇議長(藤澤和生君)** 3番、眞原誠君。
- **○3番(眞原 誠君)** 町長から力強いお言葉をいただいたと思います。 それでは、本日の質問、これで終了いたします。
- **○議長(藤澤和生君)** これをもって、3番、眞原誠君の一般質問を終わります。 ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分 再開 午前11時06分

○議長(藤澤和生君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番、吉川美加君。

**○10番(吉川美加君)** 皆さん、こんにちは。10番議員、吉川美加です。今日もどうぞよろしくお願いいたします。また、本日もお忙しい中に、たくさん傍聴にお越しいただき、励みになります。ありがとうございます。

今年の破格な暑さを記録したこの夏でしたが、やっと朝晩に涼しさを感じるようになってまいりました。稲刈りを待つ田んぼのあぜには彼岸花が咲き、道端には萩の花も咲いています。毎晩見上げる夜空の星も輝きを増してきたこの頃です。

この暑かった夏にも、山都町の子どもたちの頑張りが冴えておりました。いろんな種目で、町の代表、郡の代表、県の代表、国体への代表、あるいは町外の高校へ進学して特技や才能を発揮する子どもたち。また、夏休みには、サッカーで選抜されて、ヨーロッパ、クロアチアへ派遣された中学生もいたと聞き、子どもたちの未来への可能性、山都町の外で体感する様々なことに感動したり、時には挫折を味わったりして、大きく育ってほしいなと感じたところです。

また、小学校の部活がそうであったように、中学校の部活も社会体育への移行が進みそうです。 この子どもたちが大好きなことに向かっていけるような環境づくりを支えなくてはならないなと 感じたところでもあります。

さて、本日は、そろそろXデー、あるいは「あれ」というべきでしょうか、が近づいている国 宝予定の通潤橋周辺のことについて、また、太陽光発電所の設置についての、大きく2点の質問 を用意しましたので、よろしくお願いいたします。

では、質問席に移ります。

- **〇議長(藤澤和生君)** 10番、吉川美加君。
- **O10番(吉川美加君)** まず、初めに、国宝指定というビッグニュースが飛び込んだことに大変驚きを感じたところですが、既に国指定の重要文化財である通潤橋です。一体、誰がどんな場所でこれを決めるのか、いつからこのことが進んでいたのかを教えていただきたいと思います。

誤解のないように申し上げますけれども、私は国宝になることを喜んでないわけではもちろん ございません。しかし、このニュースを聞いたときに、正直、不安材料のほうが多いと感じたん です。私もいろんな側面から通潤橋と関わってきましたので、その経過を知りたいと思っている ところです。

この国宝への答申という一大事が一体いつから始まっていたのか、どのような段取りで進められてきたのか、国宝に推薦されるとはどういう仕組みなのかを伺いたいと思います。

**〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。

**〇生涯学習課長(上田 浩君)** お答えします。

国宝指定につきまして、端を発したのは令和5年2月下旬、意見具申書を提出してはどうかと、県文化課を通じて文化庁から打診がありました。これは、令和3年度から4年度にかけて作成しました通潤橋総合調査報告書の成果品を文化庁に報告していたことによるものです。文化庁からの打診を受けまして、意見具申書を3月17日付で提出しております。この後、令和5年5月26日に、文化庁の諮問機関であります文化審議会に諮問され、審議を経て、令和5年6月23日、文部科学大臣へ国宝答申が行われたものでございます。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 10番、吉川美加君。
- O10番(吉川美加君) ありがとうございます。

2月の下旬からということですけれども、私の感覚としては、もっと早い時代からこれが進め られてきたのではないかなと思っているところです。

この通潤橋といいますのは、皆さんも御存じのことなんですが、1960年、昭和35年に、国の重要文化財に指定されていました。そして、矢部時代から地元自治体が維持管理をしてきたところです。国の指定ということですが、特別に管理費をいただいているわけでもないですし、災害や不慮の事態には国からの援助があるという認識でよろしいでしょうか。町の方々の中には、「国宝になったら維持管理が出るとだろう」とか「今までよりたくさん出るとだろう」とかいう声も聞かれます。

私たちにとっては、世界に誇る通潤橋だというふうに思っているところですが、果たして、日本人のどれくらいの人たちがこの橋のことを知っているんでしょうか。

私の知り合いの建設業者が東北にいるんですが、彼は古くからの知り合いで山都町にも何回も 来てくれていて、通潤橋や円形分水等もたびに見学をしてもらっています。その彼が、講演活動 をするときに、「通潤橋、知っていますか」と聞くそうです。ほとんどの人が知らないと。

その通潤橋については、亡くなった安倍首相が、熊本地震の半年後の国会演説の最後に「明日への懸け橋」とうたい上げました。安倍元首相が通潤橋を御覧になったかどうか知りませんが、いかに困難な事業でも諦めずにやり通した布田保之助さんの偉業をたたえた内容でした。そして、その後、安倍さんが推進された道徳の教科書の中には、通潤橋や布田保之助さんのことが掲載されてきました。実際、夏休みに見学に訪れた高校生に「どこから来たの」と聞いたら「東京からです」と。「通潤橋知ってるの」と聞けば、「はい。道徳の教科書に載っていますから」というふうな会話も成立していたところです。

改めてお伺いします。国宝とは何でしょう。重要文化財との違い、そして、交付金措置などが あるのかないのか。先ほど申し上げたような町民の方々に届くような御説明をいただきたいと思 います。

- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** お答えします。

国宝の指定基準は、重要文化財のうち、極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いものとなっておりますが、国宝指定後も従来どおり、保存と活用において取扱いは何ら変わりません。補助金等におきましても、重要文化財であったときの補助率と同じであります。ただ、国宝通潤橋とあわせて附指定を受けました御小屋、御試吹上樋などの施設の改修費等につきましては、重要文化財と同じような補助率で整備ができるようになります。補助率は65%程度です。以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 10番、吉川美加君。
- **〇10番(吉川美加君)** やはり、何ら変わりがないと、今までと。この間の熊本地震のような 災害があったり、発掘調査等々が必要になったときには、国からその65%の支援があるというふ うな理解だというふうに思っています。

そして先ほど、どのようにしてこれがやっぱり国宝となるのかなと、重文の中でも極めてやはりその存在価値が大きいもの、優秀なもの、保存していかなければならないものというふうに思ったところなんですが、多分やはり、先ほど申し上げましたように、通潤橋って私たちには本当に周知のことですけれども、県外の人、あるいは全国的に見れば、そんなに有名なものでもないんだろうと。ただ、文化庁のそういう審議会の中に、多分、石橋おたくの方がいらしたのかなと。常々、通潤橋が大好きだぞという方が、そういった審議会の中に入ったときに、今回のこの答申を出してみようかという話になるのではないかな、というふうな空想をしているところです。

また、繰り返しになりますが、この国宝というニュースを初めて聞いたときに、喜びと同時に、 困ったなという感想が沸き上がってきました。町は、総合体育館が完成したら次は通潤橋前の整 備だ、とグランドデザインも描いています。新道の駅がこの秋完成したら、道の駅の看板をおろ して、もっと自由な営業活動ができるようになる、と皮算用もしていたと思います。そんな矢先 の国宝への答申でした。まだ何もできていないと言っていい状況です。

あのニュース以来急増した観光客で、平日でも駐車場が満車になるような日が出てきました。

役場駐車場を無料駐車場として開放してありますが、誰が役場において、あの坂道を行ったり来 たりするでしょうか。

昨日も、物産館に用事のある方が満車だと上に行くように指示されて、布田神社の駐車場にこられました。私は昨日あそこで、橋上観覧のチケット販売のお手伝いをしていたんですけれども、「物産館へはどうやったらいいですか、どうやったら行けますか」というふうに、ハイヒールを履いた方がお尋ねになったんです。聞かれたので、橋を渡っていただくしかないと思って、駐車場が満車なんだから「戻ってください」とは言えないわけですよね。「もう本当に申し訳ないですけれども、橋を渡って下っていただくしか、ここからはないです」と申し上げたら、お子さんが一緒で、「行こう、行こう」と言ってくださったので、500円払って、渡って行かれました。大変申し訳なく思ったところです。

喫緊の課題である駐車場の整備をはじめ、通潤橋前の整備計画の概要をお知らせいただきたい と思います。

**〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長(藤原章吉君)** それでは、通潤橋周辺整備事業の概要についてお答えします。 まず、先行して、町営プール、高齢者生産活動センターの跡地に芝生公園とトイレの整備を行い、昨年6月に完了しております。

関連しまして、通潤橋から二の丸周辺の竹林雑木等の伐採を現在進めておりますが、本年度は 岩尾城周辺の大きな樹木の枝ですとか雑木の伐採を予定しているところです。

周辺整備の内容については、令和6年度、7年度において、現在の道の駅の老朽化したトイレの新設、物産館及び通潤橋史料館の改修工事、物産館前の広場は憩い交流の場「通潤橋テラス」として整備し、現体育館の解体後の整備を予定しているところです。

スケジュールにつきましては、具体的に固まったものはございませんけれども、令和6年度中に、トイレ、物産館、史料館等の建物の改修整備を中心に行いたいと考えております。令和7年度は、体育館跡地の整備を計画しているところです。

以上でございます。

**〇議長(藤澤和生君)** 10番、吉川美加君。

**O10番(吉川美加君)** 特に、今、何か具体的なスケジュールが固まっていないというふうにおっしゃったんですけれどもう一刻も早く取りかからなければいけない事態です。先ほどの、今の御説明では駐車場の件があまり聞こえてこなかったんですけれども、今、喫緊の課題は駐車場の整備だというふうに思っています。今から秋のシーズンになりますと、もちろん観光バスがどんどん入ってきて、今、体育館のほうに、この間、生涯学習課長のほうからも少し御説明があったんですけれども、今の体育館建設地のほうにバスは回すような予定を、小学校の観光バスで来られる皆様方にはお知らせが行っているものかというふうに思っているんですが、やはり、一般の観光バス、そして、一般の観光客の方々に、先ほどのような御不便をおかけしないような対策が、本当に望まれるのではないかなというふうに思っています。

そして、トイレはかねがね思っています。一番端っこであり、シーズン中には問題ないですけ

れども、冬期になりますとあそこは水が凍りまして、使えないトイレになってしまっています。 そういったところの対策も早急に立てていただかないと、やはり水が出ようが出まいが、国宝通 潤橋を見にこられるお客さんが今後増加していくことが見込まれますので、ぜひ、早急な取組を お願いしたいというふうに思っています。

そして今の、岩尾城周辺の整備等々もおっしゃっていただきましたが、この夏、私が7月以来、布田神社のところで橋上観覧のチケット販売のお手伝いを数回やっているんですけれども、その間に、お客様の中には、テントのほうに来られるので「渡られますか」というふうに聞くと、「いや、五老ヶ滝はどちらですか」というふうに、五老ヶ滝へのお客さんが大変多いことに気づかされました。もちろん、すばらしい滝ですので見学者は今までもあったんでしょうけれども、私たちにそちら側の事情があまり見えていなかった。昨日も、本当に、岩尾城から渡ってこられた方が「滝はどっちですか」と、汗をかきながら、昨日もちょっと蒸し暑かったんですが、汗をかきながら、また、滝のほうにおりていかれると。やっぱり、足の悪い方々なんかも「どのぐらいですか。僕はちょっとつえをついとるんですが」とか、いろんなサポート、提案をしながら御案内をしているところです。

そのときに本当に思ったんですが、私はフットパスのほうも御案内をするので、五老ヶ滝におりていってつり橋を渡った先に遊歩道がございます。それを歩いていくと、そこ25分ぐらいでしょうか、健脚の人だと20分、時間がかかっても30分、その道を、田畑の間の道を抜けていくと、岩尾城、いわゆる取入口から岩尾城二の丸のほうに上がっていく道がございます。そこを、元気な方、昨日も外国人の方だったんですが、非常に歩きたがっていらっしゃったのでその道を教えたら、喜んで行かれました。でもそのときに、一応、地図も用意はしてあるんですが、非常に分かりにくいし、実際歩くと、私たちは左へ左へ行けばいいようなものが、やはり通路が分かれているようなところでちょっと間違えると、1時間ぐらいかかるわけなんですよ、戻ってくるのに。なので、途中でその提案をしましたところ、商工観光課のほうで札を立てていただいたというふうには思っていますけれども、そのような、本当に、小道、フットパスとか、5キロメートル、6キロメートルとかでなくても、本当、そこを30分巡回すると、通潤橋を裏側から見れる。あの風景、なかなかいいんですよ。それをお薦めしたいけれども、そのルート上は、初めての方には、先ほど申し上げたように分かりづらい。そして、草が覆いかぶさっているところがあり、コンクリ舗装の道には苔がむして滑りやすくなっているところもあるんです。そういったところを、整備を急いでいただければなというふうにも思っているところです。

それからまた、今、課長が、周辺の雑木の整備というふうなことをおっしゃったんですが、以前から言われている、橋のたもとに大きく育った杉の木たちですけれども、この根が橋の保存に影響を及ぼさないかとの心配の声は、常々聞かれるところです。

このような環境整備について、いわゆる裏側の通潤橋の整備について、お尋ねいたします。

- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **〇商工観光課長(藤原章吉君)** お答えします。

通潤橋の裏側のほうの環境整備ということで、確かに御指摘ございましたとおり、遊歩道が一

部荒れた状態になっているところですとか、草刈りが、遊歩道の草刈りについては地元の企業に 委託をして定期的に伐採をしていただいているところでございますけれども、抜けている場合も ございますので、そのあたりの確認等は常日頃から行っていきたいというふうに思います。

それと、通潤橋の裏側の杉等の根あたりの状況につきましても確認をして、今後対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** 10番、吉川美加君。

**○10番(吉川美加君)** そうですね、しっかりと整備を進めていっていただきたい。本当に、 国宝になったという大変重要な事案がやってまいりましたので、やはり周辺環境は、国宝たる、 やはり国宝を見にこられる人々に対して、失礼のないようにと言ったらおかしいんですけれども、 あるままの姿が通潤橋であり、それが国宝になったというだけではございますが、やはり、遠来 の、本当に、私、先ほどから申し上げますが、そこのお手伝いをしていますと、遠来の方が増え ました。夏休みの間は本当に、北海道だったり、あるいは海外であったり、そんなところから、 先ほど高校生も、福岡のおじいちゃんのところに帰ってきて、今日はここまで来ましたと。おじ いちゃんが、ぜひ、やっぱり国宝になる通潤橋を見せたいと思って連れてきましたというふうな ことをおっしゃっていました。

やっぱり、そういう方々が、トイレが汚いとか、道が凸凹しているとか、それから、先ほどの 裏側の道ですけれども、一部、五老ヶ滝に急に下っていくところが、本当に蔦と葛と、何かそう いったものに覆われてしまっていて、日が当たらなくなっています。なので、一層、下がいつも ずるずるしているんだなというふうに思っていますので、そのあたりとかはしっかりとウオッチ していただきたいというふうに思って、よろしくお願い申し上げます。

それから、先ほど生涯学習課長からありました附の問題です。附というのは、先ほど御説明もあったように、通潤橋は本体でありますが、それに付随した重要なものというところで、同時に指定を受けるものです。その附の中には、先ほどおっしゃったような、こちら正面から見ると右の吹上口のほうにあります御小屋、地元でいえば御小屋というのは一般的な呼び方かもしれませんが、創建当時からあそこに監督小屋として存在をしたのだというふうに私たちは聞いています。それから、吹上口からちょっと下るところの右側に、石碑が2本あります。宮部鼎蔵が書いた通潤橋の文字が刻まれた石碑と、それから建設時の作業者の勤勉を何か記した石碑。それから、通潤橋建設に関する書物が2冊。そして、通水管の実験をしたこぶれがしというものが指定されていく予定になっています。

御小屋につきましては、創建当時の姿に復元したいという計画を聞いた覚えがあるんですけれども、今回、国宝になれば、そう簡単に着手ができないのではないかというふうに懸念をいたしました。国宝となったからには、原状復帰、以前の姿に、今の姿が国宝に指定されたとすれば、それを現状にする、2棟あったというふうにも聞いておりますので、そういう違った形にすることが可能なのか、そこら辺をどういうふうに考えていらっしゃるのかというところが1点。

それから、通水管の実験をしたこぶれがし、これは、ものの本によるとこふむりかせというふ

うに書いてあって御存じの方もいるのではないかというふうに思うんですけれども、通水管の実験をした場所です。町内の方でも、足を運ばれた方は少ないのではないかというふうに思っています。小笹地区の笹原川の現場には、大層立派な看板が設置してございますけれども、それは矢部時代のものです。熊本県が設置したというふうに聞きました。つまり、合併してから18年ですよ。それまで看板の建て替えすらやっていなかったところが、国宝に指定されるんです。しかも、現場に入っていくのが困難な状況にあるんです。通路沿いには田んぼがあって、電柵が張ってあったり、鹿よけのピンクテープが張ってあったりして、とても一般の人が見たら、入っていけるような状況にはございません。また、あの道なんですけれども、手すりがついて、そこまでたどり着けるような雰囲気は醸しておりますけれども、入る手前がバリケードです。あの道は一体どこが管理しているのか、お伺いしたいと思います。もし民有地であるならば、町がこの際、町有地として、里道として管理する必要があるのではないかなというふうに考えるのですが、そこら辺の対応をお願いいたします。

**〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。

**〇生涯学習課長(上田 浩君)** お答えします。

御小屋と御試吹上樋につきましては、通潤橋の附指定として答申を受けたところでございます。 議員おっしゃいましたとおり、附指定と申しますのは、通潤橋本体の価値を構成する物件や資料 を、本体と併せて文化財指定をしたものでございます。

通潤橋につきましては、平成27年3月に通潤橋保存活用計画を作成しておりますが、今回、この2件のほか、石碑2基、古文書2冊も附指定になっておりますので、それらを含めた保存活用計画を改定し、将来的な保存管理や公開活用、防災方針を定める必要がございます。

御小屋につきましては、早期に修復に取りかかる必要があると認識をしております。国宝や重要文化財の修復に当たりましては、文化庁が定めた主任技術者が、調査、設計監理等を行うことが制度上必要となっております。また、国宝指定前ではございますが、主任技術者には、一度現状確認を依頼しておりまして、今後、文化庁などと協議を進めていく予定でありますので、復元までには時間がかかるものと思われます。

次に、御試吹上樋につきましては、石管そのものが附指定を受けております。敷地は個人所有地で、これのみ町に譲渡いただいております。地籍を調査しましたところ、ここに至る舗装道路は県の公衆用道路となっております。当面は、入り口にサインを立てるなどの対応をしていきたいと考えております。また、今後、公開の在り方につきましては、所有者の方とも相談しながら、整備を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** 10番、吉川美加君。

**〇10番(吉川美加君)** 御小屋については、整備計画ありましたもんね。下の民俗資料館、三棟小屋の平小屋の、あそこを阿蘇茅葺工房さんにやっていただいていたときに、たしか、同時期にしたらどうなのかという話もしたんですが、やはり予算とかいろんなことがあって、その次の段階になりますというふうな話を聞いた覚えがあります。

本当に私、何度も申しますが、布田神社のほうから案内をするときに、やっぱり「橋の上は渡らんでいい」という人がおんなはるるわけですよ。そのときには、「では、これとこれを見ていってくださいね」と言って、御小屋、写真を撮っておいて、「国宝ではないけれどもちろんその石碑がこんなとこにあるから、ゲートのこちら側から見えますよ」とか、それから「この吹上の仕組みですよ」とか「ここからあふれたものが白糸台地に行きますよ。そこら辺も見てくださいね」とか言って送り出すんですけれども、帰ってきた答えがもう口々に「やたら汚か。汚かというか、もう草ぼうぼうだな。あれも国宝ですか」というふうにおっしゃるんですよ。今、課長の話を聞けば、やっぱり、この間の通潤橋が壊れたときにも、相当私たち心配しました。でも、「これは文化庁の方が見なければ。次の計画に移れない」と、そのときは町長も随分歯がゆい思いをされたのではないかなと、我が町にあり我が町のものでなくなっていくというジレンマがございます。

やっぱり、今おっしゃったような、技術者の話がどういうふうに進展していくのかよく分かりませんけれども、そっちのほう向いていると、なかなか、すぐにあの草ぼうぼうのかやぶきが変わるというわけではない、というふうな認識でしょうか。大変残念に思います。

それから、こぶれがしについては、町所有になっているという話もありましたが、今さっき、一番最後におっしゃった、やっぱり所有者の方とのきちんとした話、まさかあそこが国宝になるなんて。やっぱり御存じなかった、もちろん御存じなかったことだと思うし、でもそうなったら、石管だけが指定されたというふうに、私が以前お伺いしたときも課長はそういうふうにおっしゃったんだけれども、やっぱり国宝のおたくの方々、国宝を訪ねるのが大好きな方々、これはもう附としてこれが認定されていけば、絶対「こぶれがしはどこね」「石管の実験場ってどこね」と言って、今、札を立てるとおっしゃった。札を立てることも大事だし、あそこには日向往還の石柱が建っているんですよ。ちょっと分かりにくいけれども、こぶれがしと書いてあります。そこのところは分かりにくいから、分かりやすい、下にあるでっかい看板の縮小版みたいのを出されてもいいし。今は、先ほど申し上げたように、そもそも入っていくところが、もうバリケード状態なんですよ。だから、そこを、やっぱり所有者、こちら側の畑地の所有者の方とよくよくお話をなさって、誰が来てもあそこに入っていける、やはり国宝を訪ねる人たちにとって大事なファクターの一つとなっていきますので、しっかりと整備をしていっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いしたいと思います。

そして、その国宝に指定される予定の通潤橋なんですが、今後の管理について条例が改正されます。その条例には、とても大事なことが記されています。第3条の町の責務というところです。

「町は通潤橋が、通潤用水と白糸台地の棚田景観と相まって、豊かな歴史や文化、地域資源を 守り伝えていくことの大切さを正しく理解し、かつ、将来の文化の向上、発展の基礎をなすもの であることを十分認識して、通潤橋の保存、かつ、管理及び公開についての必要な措置を講ずる とともに、通潤橋を常に適正かつ良好な状態にしなければならない」とあります。指定される通 潤橋本体だけではなく、用水や棚田のことも一体となって管理していくという姿勢だと解釈して おります。 答申のニュースが広まり、祝賀ムードにあふれる中に、熊日が「通潤橋を守って生かす」というタイトルの記事を連載しました。さすが地元密着の熊日です。結構辛口な取材でした。通潤橋を国宝として守っていくことには、いばらの道があることを読者に知らせてくれました。日曜紙面のコラムにも、用水があってこその通潤橋であり、その維持管理の厳しさを書いてくれました。 高齢化や後継者不足は何も通潤極周辺事情だけでけありません。白糸台地では、熊木地震で崩

高齢化や後継者不足は何も通潤橋周辺事情だけではありません。白糸台地では、熊本地震で崩壊した棚田の再生へ向けて、棚田復興プロジェクトを自分たちで立ち上げられました。ボランティアを募り、町内外からの助っ人が井手さらいや草切りに訪れてくださいます。

今後の町の農業を守ること、棚田や用水の景観を守ることなど、今年の水害でも大きな被害を 受けた農地はもうよみがえらないかもしれません。この課題にどう向き合っていかれるのか、対 策をお伺いいたします。

- **〇議長(藤澤和生君)** 農林振興課長、松本文孝君。
- **〇農林振興課長(松本文孝君)** それでは、お答えいたします。

皆様御存じのように、白糸台地は四方を河川に囲まれた台地で、今回国宝への答申を受けている通潤橋を通る通潤用水から水を引込み、良質な棚田米が生産されている地区であります。

当地区においては、平成20年に、通潤用水と白糸台地の棚田景観が国の重要文化的景観に選定され、平成26年には世界かんがい遺産として登録されました。

この地区は、古くから通潤用水を中心に、地区住民全体での地域づくりが実施されてきましたが、昨今は、地域の特色を生かした棚田米のブランド化や販路拡大、ボランティアの協力を得た 通潤用水の保全と棚田復興のプロジェクト、棚田ウオーキングと収穫祭の開催など、多くの活動が実施されており、このような活動が他の地域のモデルとなり得る取組として評価され、令和3年度の天皇杯受賞へとつながっております。

山都町全体を見ますと、農業従事者の高齢化や後継者不足が一層深刻化しており、農地や農業 用施設を維持することが困難になりつつあります。これは白糸台地についても同様の状況である と考えています。特に、通潤用水や福良井手をはじめとする各地区の用水施設については、担い 手が減少する中、今後の維持管理について、町としても大変憂慮をしているところです。

町としましては、今後も、新規就農者や後継者の育成を進めながら、農地の集積・集約化の促進、集落単位での農業を行う集落営農を進め、山都町の農地や農業施設を守っていく施策を展開していきたいと考えています。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 10番、吉川美加君。
- **〇10番(吉川美加君)** 農業振興策、本当に深刻な問題がここかしこに見られるところです。 十分に、そういった支援を、これからも重点政策としてお願いしていきたいというふうに思います。

それから、これ、ちょっと付け足しなんですが、御存じの方が少ないと思うので申し上げますけれども、通潤橋を渡ってきた水、吹上口にまいりますが、その水は旧通潤山荘の地下を通って 白糸台地へ送り出されております。今回、通潤山荘が民間経営へとかじを切ることになるわけな んですけれども、用水管理組合のほうではその水利権などについて、大変対策を講じる必要に迫られていらっしゃいます。用水の見えない部分にも配慮をしていただくようにお願いをしておきたいと思います。

そして、次の質問の、この千載一遇のチャンスを町の経済浮揚に結びつける案はあるかという ところなんですが、このことについては、私の後の質問者が用意をしていらっしゃいますので、 そちらに託したいと思います。すみません。

それで、その次になりますが、これまでも折に触れて提案してきたことではございますけれども、この国宝指定の動きが出てきたタイミングで、役場内に通潤橋対策室なるものを設置してはどうかというふうに思います。今日も私の通潤橋の質問に対しては、3人の課長が答弁に立たれました。そういうことなんです。役場内にそういう集中した対策室をつくることで、当面はマスコミ対応、環境整備への集中などあるかと思います。

今回、あそこの布田神社の横に立ってみて、お客様からの問合せや気づきなど、どこへ伝えるべきか悩ましい件もあります。

いろんな気づきがあり、例えば、先ほどの五老ヶ滝への案内看板があったらいいなとか、それ は商工観光課にお伝えをしました。とか、通潤橋説明の簡単なリーフレットがあればいいなとか、 これはまた教育委員会のほうにお願いしなければいけないのか、あるいは山の都にお願いをしな ければいけないのか、あるいは商工観光課なのか。そういったところがなかなか分かりにくい。

集中的でもいいですので、この数年はやはり通潤橋対策というものが集中して行われるべきではないかというふうに考えるのですが、そこら辺についてのお考えを、よかったらお聞かせください。

- **〇議長(藤澤和生君)** 総務課長、坂本靖也君。
- **〇総務課長(坂本靖也君)** お答えいたします。

通潤橋関係の対応につきましては、通潤橋の歴史的価値や観光資源としての価値、農業施設としての価値など、様々な要素があります。文化財としての保存活用につきましては生涯学習課が、通潤橋周辺の観光施設としての活用につきましては商工観光課、農業用水施設としての管理につきましては農林振興課が所管しており、3課が連携をとりながら対応しているところでございます。

現在、町では、通潤橋の国宝答申及び山都通潤橋インター開通を受けて、7月に庁舎内にプロジェクトチームを設置し、この2つの慶事を盛り上げ、町の振興発展のために何ができるか検討を行っております。

その中で、事業と予算化の一本化を図り、実効性のある体制づくりとして、議員御質問の、通 潤橋対策室の設置についても意見があったところでございます。通潤橋対策室の設置につきまし ては、通潤橋の持つ様々な要素を最大限生かし、国宝を末永く後世に引き継いでいくために、ど のような体制がよいのかを慎重に検討しながら判断してまいりたいと思います。

- **〇議長(藤澤和生君)** 10番、吉川美加君。
- **〇10番(吉川美加君)** 実際に7月から、そういういわゆるワーキンググループがあったとい

うことを知り、大変よかったというふうに思いますが、今、課長のほうからも言っていただいたように、やはり対策室というきちんとした、今、各課横断でそういったチームに人が寄せられているのかもしれませんが、やはり対策室という、室長がいる、やっぱり予算化をしていくためにそういったものを提案をしていく、財政のほうにしっかりと申し上げていくという点では、室長がいるような部署が必要だというふうに思っていますので、今後の推進、よろしくお願い申し上げます。

では、通潤橋については以上です。

ちょっと、残りの時間は太陽光の発電施設について伺ってまいります。これは非常に、また私がいろいろしゃべるかもしれませんが、最後には町長にも方針をお伺いしますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

国は、2050年カーボンニュートラルを目指して、太陽光発電や風力発電など、化石燃料に頼らない再生可能エネルギーを推進してまいりました。そのメリットが先行して世論を形成しているような気がしています。しかし一方では、災害の原因になっているようなケースも後を絶ちません。ネット等で調べれば、たくさんの事例が全国各地に見受けられます。

先ほどの農地をどう守っていくかの課題ともリンクしますが、後継者がいない方が土地を手放されるのは致し方ないことであり、そこに太陽光パネルが設置されるのはそこここで見られることです。土地を手放される方々を責めるものでは決してございません。このままではしかし、山都町は空から見たら、「山都町ってきらきらしているよね」と、ある意味熊本で一番輝くまちとなるかもしれません。

つい先日目にした新聞、これは山口県で発行されています長州新聞というのですが、今回、私が太陽光について質問すると言ったら、各方面から「この新聞読んだほうがいいよ」というふうにいただいたものがございまして、その点も少し参考にしながら申し上げていきたいというふうに思います。

これでは、高森と町境に設置された山都町高森太陽光発電所、いわゆるJREの2万枚にも及ぶ太陽光パネルの実態に迫っていました。これは、建設に至る経緯が不透明なまま工事が進んだかのように書いてありますが、今日この場でそのことへの追及はいたしません。もう既に運用が始まっており、この事業の進捗についてはしっかりとウォッチをしていかなければならないというふうに思っています。

私たち議員も建設が始まってから現地を視察に参りましたが、この広大な面積に度肝を抜かれました。



•••••

- ○議長(藤澤和生君) ●●●●●●●●
- ○10番(吉川美加君) ●●●●●●●●●●●

さて、今日の質問の本題です。太陽光発電の設置について条例で規制してはどうかという私の 提案です。

今、全国的に、自治体の実情に合わせた、太陽光発電施設の設置についての規制条例が発布されています。県レベルでは、兵庫、和歌山、岡山、宮城、奈良の6県、市町村レベルでは、今年6月の調べでは250以上の例があります。

熊本県では、令和3年の菊池市、令和4年には天草、南関、そして令和5年には大津町で条例が制定されております。記憶に新しいところでは2021年の9月、南関町で山林を切り開いて設置されたメガソーラーが、大雨によって土砂流出を起こしました。近隣住民には多大な迷惑をかけたと。そのことに端を発して、議会でも規制条例が必要ではないかと動き出したわけです。この後、熊日が取材を通して掲載した記事のタイトルは「令和の公害」というショッキングなものでした。

一旦事故が起こってからでも、このような素早い対応で規制条例ができたことは、住民の安心につながると思っています。しかし、条例設置以前の工事については、建設をとめることはできません。南関町では、被災住民に対する補償もあったということですが、住民の方々は、破壊された自然はもう戻らないと、悔しい気持ちを語っておられます。

減災は、災害が最小のもので済むようにあらかじめ準備をすることであり、概念として定着を してきた感があります。が、最近では、このような山林や田畑の開発によって災害を引起してい る例が見られることから、「増災」、増える災害と書きます。減の反対の意味の増です。という 言葉が生まれてきています。急速な開発推進によって脅かされる住環境や自然環境に対抗すべく、 生まれた規制条例の数々なんです。

山都町は自然に恵まれ、希少な動植物が生息する町であることから、区域を制限し、災害発生 や自然環境の保護、景観の保護を考える必要があると思っています。災害の発生を最小に抑える ためにも、早めの手だてが必要だと考えるのが町の姿勢だと思いますが、町の方針を伺います。

- **〇議長(藤澤和生君)** 企画政策課長、北貴友君。
- **〇企画政策課長(北 貴友君)** お答えします。

太陽光発電に関しましては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づきます固定価格買い取り制度、FIT制度により、再エネ発電設備の普及が進むとともに、将来の主力電源化に向けて、設備の長期的な運営や地域との共生などが目指されております。

一方で、他自治体では、法令違反の疑いや、発電設備の近隣住民に不安を与えている案件や、 安全に関わるトラブルの可能性がある案件が見られ、主力電源化への大きな弊害となっておりま す。 そのような中、全国的に太陽光発電に関する県や市町村の条例が策定されており、条例の内容 につきましては、届出、協議、確認、同意、許可、認定など、様々です。

現在、本町では、平成20年4月に景観計画を策定し、景観づくりを推進してまいりましたが、 再エネ特措法の施行後、町内における再生可能エネルギー施設立地への対応として、平成31年3 月に、町への届出が必要となる大規模行為に、再生可能エネルギー施設に関する基準を追加する 改定を行っております。

現状の景観計画では、太陽光発電施設を地上に設置するもので、太陽光モジュール、発電パネルの総面積が1,000平方メートルを超える場合は届出を行ってもらうようになっております。

一般的なメガソーラーと呼ばれる大規模なものに関しましては、森林を開発して太陽光発電施設を設置する場合、森林法に基づく林地開発許可申請が必要となっております。この林地開発許可申請については、令和5年4月より、太陽光発電施設を設置する場合、これまで届出基準とされていた開発面積1~クタール以上だったものが、0.5~クタール以上と面積を小さくして変更されております。

なお、前述で述べております森林とは、森林法第5条に基づき、都道府県知事や5年を1期と して立てる地域森林計画の対象となる民有林のことです。

森林法に基づく林地開発許可につきましては都道府県知事が許可することとなっており、林地開発許可には、次に挙げる4つの条件を満たす必要があります。1、当該森林の周辺の地域において、土砂の流出または崩壊、その他の災害を発生させるおそれがないこと。2、当該森林の現に有する水害の防止の機能から見て、当該開発行為により地域における水害を発生させるおそれがないこと。3、当該森林の現に有する水源の涵養の機能から見て、当該開発行為により地域における水の確保に著しく支障を及ぼすおそれがないこと。4、当該森林の現に有する環境の保全の機能から見て、当該開発行為により周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

以上のことから、太陽光発電施設の設置に当たり、森林法により開発許可が下りた案件に対しまして、条例で何らかの規制をかけることには限界があり、今後、条例の制定については、ほかの関係法令との統合性を図るなど、慎重に行う必要があると考えております。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** 10番、吉川美加君。

**〇10番(吉川美加君)** いろいろ規制があるんですね。上位法というのが必ずあって、なかなか単独でつくるということは難しいことは、私も若干ながら知っているところなんですが、しかしながら、先ほど申し上げたように、県の単位でも6県、そして市町村レベルでは250例以上という、様々な、上位法があるにもかかわらず、やっぱり首長の許可制であるとか、あるいはゾーニングと言って、先ほどの、水源地を侵さないこととか、森林面積は若干減ってはおりますけれども、やはり急傾斜地であるとか、植生の種類でありますとか、そういったもの、細々したことを考えれば、本当に環境に負担のかからない方法、そして、認可、届出、届出ではもう甘いと思っていますので、やはりここは、町当局の許可制というふうなところにかじをとっていただきた

いなというふうにも思いますし、今の課長の答弁を私なりによかように解釈しますけれども、い ろんなこと、条件を考えながら、町らしいものを検討していくというふうに解釈してよろしいで しょうか。よろしくお願いします。

この、環境に配慮する条例の設置については、先ほど申し上げた、高森との境界線上にある外輪山の尾根筋に展開された太陽光発電施設に疑念を持ったことから、2018年、当時の6番議員が質問されています。太陽光発電施設が下流域に及ぼす影響についての質問でございました。議事録を見れば、山都町景観条例、今、課長もちょっとおっしゃった、「景観条例にある事業者への環境の配慮についての検証はできているのか」というところで、当時の企画政策課長は、「他の自治体の例を参考にしながら現状の検証を行い、次の町の環境計画策定の参考にしたい。自然環境は一度壊れたら取り戻すのは困難。自然エネルギーの推進の秩序を図るべきである」と答弁されて、「環境に及ぼす影響は」という質問に対しては、当時の山の都創造課長が、「本町においても地域の自然環境、生活環境、景観への影響があれば、必要に応じて条例の制定が必要であると考えます」と答弁をなさっているんです。また、町長は、「大規模開発で住民生活に影響が出ないように、様々な手だてを講じたい」という旨の答弁をされています。

7月の豪雨災害では、激甚指定を受けるほどのダメージを受けました。住民の方々も「今までこんなことはなかった」というふうにおっしゃっています。今、開発中のメガソーラーとの起因関係というのはすぐに検証されるものではないでしょうが、今後、今よりもっと温暖化が進み、災害が大きくなることが大変心配されます。

静岡県熱海市の例も、新しいところでは御紹介したいと思います。役場に取材し検証した専門家によれば、市は、事業者の書類が整っていなかったにもかかわらず森林開発と盛土を許可したと言います。そのいいかげんな許可がなければ、災害は防げたかもしれません。

今さっき課長がおっしゃったように、森林や国土の保護についてはそれぞれに法律があり、国 交省だったり農林水産省であったりに管轄が分かれていて、物事が簡単に進まなかったり、それ を理由に自治体が動けなかったり、縦割り行政の悪いところが出てきているようです。

この2018年の答弁以降5年間、その動きはあったでしょうか。それぞれの課長が、ここの場では責任を持って答弁をされていると思います。その5年間、何が動いていなかったのか。その間、条例をつくろうというふうなものの兆しは見えてこなかったです。申し上げてはなんですが、その場しのぎにお答えになったのではないかなと言わざるを得ません。この点について、今後どうしていかれるつもりか、規制条例に手をつけて、今の企画政策課の課長の答弁は、私なりには手をつけていただけるものと思いますが、重ねて前向きな答弁をお願いいたします。

**〇議長(藤澤和生君)** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長(北 貴友君)** 条例を制定するためには、事業者から、事業に関する地域住民の方への丁寧な説明と、住民の方との協議の機会を確保して、設置後の適切な維持管理の徹底と管理を行っていただくようお願いする必要があると考えますので、そのような事項を盛り込んだ形での条例を制定する方向で進めてまいりたいと思います。

**〇議長(藤澤和生君)** 10番、吉川美加君。

**〇10番(吉川美加君)** 大変積極的な姿勢がうかがえました。ありがとうございます。

この山都町の自然や宝物、最後ちょっと町長にお伺いしますので、自然や宝物を未来の子どもたちへ誇れる姿で、先ほどの通潤橋もそうでございます。誇れる姿で受け継いでいけるように考え、目の前の利益ではなく、真に心の正直な声に向き合いながら、町のあるべき姿を考えたいというふうに思っています。町長はじめ行政に関わる方々、そして、議員である私たちの共通認識は、町民の生命と財産を守るという点だというふうに思っています。私は、自分の仕事のモットーにも、安心、安全、安住を掲げているところです。これからも、このことを肝に銘じながら仕事をしていきたいと思いますが、この町民の生命と財産を守るという一番大事な使命を踏まえて、この開発に関わる心配事を町長がどう考えていらっしゃるかを最後にお伺いし、私の質問を終わりたいと思います。

**〇議長(藤澤和生君)** 町長、梅田穰君。

**〇町長(梅田 穣君)** 今、山都町で大規模なメガソーラーの計画が進んでいるのも事実であります。先ほどありました景観条例、また、今回の、議員が言われる条例等々について、今、課長が答弁したとおり、進めるべきは進めてまいりたいという思いでおります。

それと、JREの建設に対しまして、本当に皆さんにも大変な心配をかけながら、完成をしているわけでございますが、今回の豪雨災害のとき一番心配しましたは、目細川の、どうだったかなと。すぐに担当課のほうにも指示を、どうだったかと聞いたところでございましたが、大きな被害はなかったというようなことで。一番、南阿蘇外輪山沿いの立地でありましたので心配をしましたところ、なかったというようなことで、少しは安心をしておるところでございます。

今回の、また新しい施設につきましても、今、地域の方々がいろんな事情の中で、また、農地につきましては、国あげて、県挙げて、町挙げて造成した土地が、ここ30年以上、40年近く、何ら使用目的のない中で大変な困窮になっておられるという部分も含めた中での、今回の計画とお聞きをしております。今、環境アセスの最中と聞いておりますが、それも踏まえながら、なかなか、今回の条例をつくっても、先般も、私も、ある著名な方の本も読ませていただきましたが、条例をつくってもなかなか止められないというような現実かな、という思いでおります。

これにつきまして、先ほども企画政策課長が言ったような部分の中で、我々でできる部分、どのような形で規制ができるか、また、いろんな部分を協議をしながら、様々な方面から、条例化がどのような形できるか等々、まだ具体的には何も決めておりませんので、そういうことも含めながら取り組んでまいりたいという思いでおります。

**〇議長(藤澤和生君)** 10番、吉川美加君。

**〇10番(吉川美加君)** 強い思いで推進をしていただくことを望みます。そして、この答弁が 形に終わらないように責任を持っていただきたいと思うし、私たちも、ここの一般質問での質問 を言いっ放しに終わらせない、私は今後もこの問題をしっかりとウォッチをしていきながら、皆 さんとともに、この自然環境ができるだけ保存されていくように、というふうな気持ちを持って おりますので、そんな思いを伝えながら、今日の質問を終わらせていただきます。

○議長(藤澤和生君) 10番議員の一般の質問の中で、通告外の質問がありましたので、答弁

をいただいておりますけれども、これは削除いたします。 これをもちまして、10番、吉川美加君の一般質問を終わります。 これで、昼食のため、1時10分まで休憩いたします。

> 休憩 午後 0 時01分 再開 午後 1 時10分

**○議長(藤澤和生君)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、矢仁田秀典君。

**〇6番(矢仁田秀典君)** 皆さん、こんにちは。6番議員の矢仁田秀典でございます。

もう9月の下旬だというのに、毎日暑い日が続きます。毎日夕立が来ます。まるで、夏真っ盛 りのような山都町でございます。

そんな山都町にも、6月には、通潤橋が国宝に答申されたという信じられないようなビッグニュースが飛び込んできました。これは、教育委員会の学芸員のお二人の総合調査報告書がきっかけであり、お二人のこつこつとした取組が実を結んだもので、この山都町を明るくしただけではなく、今後の山都町の観光振興、経済の浮揚にどれだけの恩恵をもたらしてくれるか、計り知れないものがあります。お二人には御礼を申し上げます。ありがとうございました。8月の日経新聞の日経プラスワンでは、残したい日本の原風景で9位に上げてありました。このうれしいニュースをどう生かしていくかが、町に課せられた課題です。

今回の一般質問は、1、国宝通潤橋について。2、7月3日、豪雨災害について。3、農産物の資材高騰と価格低迷について、4、起業、自分で起こす業、と企業誘致について。5、新体育館と新サッカー場について質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

- **〇議長(藤澤和生君)** 6番、矢仁田秀典君。
- **〇6番(矢仁田秀典君)** 通告に従って進めてまいりますが、通潤橋の国宝答申についてでございますが、秋にも国宝指定の見込みでございますが、今後の通潤橋に関した政策の予定が、先ほど10番議員からもありましたので、それ以上に何かがありましたらお答えいただきたいと思います。
- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **〇商工観光課長(藤原章吉君)** お答えします。

先ほど10番議員の御質問の中で答弁しました内容が重なる部分がございますので、それ以外でないかということでございますけれども、現在、通潤橋の放水、あるいは通潤橋のほうに多くの観光客に来ていただいておりますので、その観光客への駐車場、そういった部分の対応、それと、滞留時間を長くするために、商店街への回遊ですとか観光拠点への案内などを充実させていきたいというふうに考えております。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 6番、矢仁田秀典君。
- **〇6番(矢仁田秀典君)** この質問については、午前中に10番議員からお話があっております ので、この辺でいいと思います。

では、この次、このすばらしい出来事をどう捉え、どう生かしていくかという話になりますけれども、そこで一つをお聞きしたいんですが、先ほど10番議員の答弁の中で、国宝に指定されても重要文化財と一緒で、維持管理費とかそういうのは出てこないという話でしたが、そのとおりでしょうか。

- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** お答えします。

先ほど、10番議員の御質問にありました答弁のとおりでございます。特に改修事業につきましては、災害復旧あたりがこの事業に該当しますので、そういったときは災害復旧の20%が上乗せされまして、85%で事業を行うことができます。

- **〇議長(藤澤和生君)** 6番、矢仁田秀典君。
- ○6番(矢仁田秀典君) 朝の答弁から20%増えたようでございますが、結果的に、国宝になったからといって維持管理費はないということなんですね。私は、この2番目の質問に、この出来事をどう捉え、どう生かしていくかという質問で、通告書で上げておりますけれども、通潤橋というのは、朝も10番議員が話しておりましたように、笹原川の円形分水から、この用水、通潤用水を経由して通潤橋を通って、白糸台地を通って、津留に落ちるまでが通潤橋だと思っているんですよ。その辺で、維持管理費が、国宝になったからといって何も出ないということであれば、どうやったら維持管理費をもらうことができるのか、そういう方法がありましたら、まず答えていただきたいと思うます。
- **〇議長(藤澤和生君)** 6番議員、今のはちょっと通告にないけん、難しいと思います。
- **〇6番(矢仁田秀典君)** なら、元に戻ります。

このすばらしい出来事をどう生かしていくかというところで、今お話をしました、通潤用水、この辺も、どうやって生かしていくのか、今後どうやって生かしていくのか、この出来事によって、国宝になったことによって、維持管理費とかは出てくるのであれば、今、用水関係をボランティアでされたりとか、いろんなことをされておりますけれども、その辺に、少しは手当的に出すとか、業者さんに頼むとか、そういうことができるかもしれないと思っていたんですけれども、それができないということであれば、維持管理費をどこからか、どぎゃんかして、国のほうにお願いしてとか、そういうことができないのか。ただ「国宝になりましたけれども、維持管理はみんな町でしてください。今後は、もっと難しくなりますよ。補修でんなんですっときには、厳しくなりますよ」という話では、なかなか簡単に、10番議員もおっしゃっていましたけれども、喜べないのではないかと思いますので、維持管理費を含めて、そういう、どこからかもらう手だてはないのか、文科省辺りからもらう手だてはないのかをお聞きいたします。

- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** お答えします。

先ほどの答弁にもありましたように、維持管理としましては災害復旧あたりが見込まれております。それについては高額の助成金がありますが、そのほかの事業につきましては、現在承知しておりません。

- **〇議長(藤澤和生君)** 6番、矢仁田秀典君。
- ○6番(矢仁田秀典君) 今の質問については、分かりました。

では、このすばらしい出来事をどう捉え、どう生かしていくつもりなのか、考えがありましたら。

- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **〇商工観光課長(藤原章吉君)** お答えします。

町内では、横断幕や祝意ののぼり旗、手旗も掲揚され、町全体でお祝いムードが漂っております。

先日、多くの観光客でにぎわった八朔祭の大造り物テーマも、国宝に関するものが多かったように思います。

町としてできることは、祝賀会やイベントを開催したり、駐車場の確保や、渋滞を起こさないよう警備体制を強化することなど、必要な対策を行いたいと考えております。

通潤橋は、地域が守りつないできた大切な宝であるということは言うまでもございません。通 潤橋を生かすためには、行政のみならず地域の人々とともに、未来にわたって継続性のある地域 資源の保存活用モデルを、地域の人々と共有することが重要であると考えます。

イベント、祝賀行事も必要ですが、一時的な利益追求でなく、環境、経済、地域社会のバランスがとれた共通認識と相互理解を持つことが必要であるというふうに考えます。先ほど議員がおっしゃった通潤用水の沿線の住民の方はもとより、山都町全体として地域の宝であるということを認識を持つ必要があるかと思います。そうしたところを踏まえて、地域づくり、観光まちづくりに取り組めていければというふうに考えております。

今議会の町長の提案理由の中にもありましたように、今回の国宝指定を大きなチャンスと捉え、持続可能なまちづくりを進め、自然と共生する暮らしの象徴として、心の支えである通潤橋の保存活用になお一層力を入れてまいりますと、提案理由の説明がございました。まさに、このことを目標に頑張っていきたいというふうに思います。

以上です。

- ○議長(藤澤和生君)6番、矢仁田秀典君。
- **〇6番(矢仁田秀典君)** よく分かりました。

住民みんなで、このうれしいお話を育てていく必要があると思っております。

では、それを踏まえて、町の財政向上のために、国宝指定を踏まえた何か取組を考えているか。 先ほど、ちょっと話が出ましたけれども、それ以上に何かありましたら。

- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **〇商工観光課長(藤原章吉君)** お答えします。

6月の通潤橋国宝答申以降、道の駅通潤橋への入り込み客が増加し、道の駅の売上げも3倍か

らそれ以上の売上げが増加していると聞いております。

一時的な観光客の増加にとどめることなく、バスツアーの催行であったり、商店街への回遊、 滞在時間の延長などに取り組む必要があります。

9月の補正予算では、通潤橋の国宝指定となった場合に、県内県外への国宝指定のPR、情報発信に関する予算を計上しております。

これだけ大きな、全国レベルのニュースは、またとないチャンスです。秋の観光シーズンに向けて取り組みたいと思います。

また、観光協会では、国宝答申が発表されてから、国宝に関する商品開発を行う事業者に対し、助成金を出す事業に取り組んでおります。

また、商工会では、国宝答申を盛り上げるため、町内商店で3,000円以上買物された方に応募券を発行し、山都スペシャルセレクトの詰め合わせがあたる山都スペシャルセレクトキャンペーンを今月24日まで開催されております。

タクシー会社では、国宝答申以降、町外からのタクシーの予約が増えているというふうにも聞いております。

経済効果を最大限発揮するためには、行政が取り組むべきこともございますが、ぜひ民間事業者の方にも汗を流していただき、自主的に取り組んでいただきたいというふうに思います。 以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 6番、矢仁田秀典君。
- **〇6番(矢仁田秀典君)** そうですね、今おっしゃったように、民間事業者も取り組む必要があると思いますし、当然、白糸台地の人たちは、国宝通潤米というのを考えられとると思っております。

そういう事業も大切とは思いますが、やっぱり観光面を重視する必要があるのではないかと思います。先ほど課長は、町内に滞在時間を長くしていただいて町内周遊という話をされましたが、その方法をどうやってやっていくかというのが大変大事になってきやせんかと思うところですそのためには、やっぱり先ほどおっしゃいましたが、町の人たちと、大造り物がありますよね。各町内、大造り物がありますが、それを回遊していただく、歩いて回遊していただく。あるいは、新道の駅ができますので、その辺とのコラボとか、いろんなことを考えながら、ここに長く滞在していただく。

それからもう一つ、先ほど10番議員からお話がありましたように、通潤橋周辺なんです。この通潤橋周辺は、もともとが大々的に改修して、駐車場あたり、トイレあたりもずっと改修していく予定を立ててありますが、その中で、先ほど岩尾城の伐採の話もありました。そういうのはなるべく早く進める必要があるし、岩尾城については、私は前から言っていますように、再建して、あそこにお城があったんだ。通潤橋にこられた人たちが、いま一歩足を延ばしていただいて、岩尾城まで行って、この浜町町内を見渡していただく。あるいは、今度、新道の駅ができますので、道の駅を見ていただくとか、そういったことも一つの方法だろうと思いますし、また、先ほどありましたように、通潤橋を裏から見る。これは本当にすばらしい話だと思います。普通は、通潤

橋は表からしか見らんけんですね。それと、裏から見る遊歩道を通れば、五老ヶ滝というのがどこにあるかというのが分かる。通潤橋のすぐ下の川からすぐ落ちたところが五老ヶ滝なんです。それを肌で感じていただけるように、道案内をするということ。先ほどありましたように、遊歩道があんまりよくないんであれば、早く整備して、そういう道案内をするとかすれば、もっと滞在時間も伸びますし、五老ヶ滝、通潤橋というのが一体化してくると思いますので、そういうのも必要ではないか。

そういう整備も必要ではないかと思いますし、いろんなことが考えられるわけですよ。例えば、 通潤橋の放水時間と文楽の時間をずらせば、両方に来るということも考えられるわけです。一緒 にしてしまうといかんですけれども、時間をずらして、この日には、放水は何時ですよ、文楽は 何時ですよということを考えれば、そういうこともできるかもしれんし、いっぱい出てくるんで す。

例えば、山都町には神社がいろいろ、有名な神社があります。当然、幣立神社というのは、全国に知っていらっしゃる方がいっぱいいらっしゃる。これは日本最古の神社ということで、ある文献によると、日本で最初にできた神社という話もあります。そういう幣立神社もありますし、小一領神社もありますし、大川阿蘇神社、男成神社、それから、蘇陽のほうに行きますと仁瀬本神社、秋葉神社ですか。こういう神社もありますので、そういう神社めぐりを一緒にするとか、そういうイベントもしていいと思います。一過性のイベントで終わってしまうと、あんまりためにならんと思いますけれども、いろんなイベントを次から次に仕掛けていくというのもいいんじゃないか。

要は、国宝になりました、ただ「国宝がそこにあります」だけでは、見に来る人が最初はいるかもしれないけれども、後々どうかという話になっていくんで、イベントも仕掛けなんし、ツアーも仕掛けなんしって。そういういろんなことを仕掛けてほしいと思うんですけれども、どうですか。

- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **〇商工観光課長(藤原章吉君)** お答えします。

今、議員御指摘がございましたとおり、山都町にはたくさんの資源がございます。いろんな組合せが可能だというふうにも思いますし、多くの方に体験できる構想も整備ができるのではないかというふうに考えております。

高速道路の開通を目前に控えて、そうした検討も行っているところでございますので、そういったツアーですとか、そういうコースの設定あたりも、当然に急いで取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 6番、矢仁田秀典君。
- ○6番(矢仁田秀典君) 通潤橋については、ここで終わります。

次に、7月3日の豪雨災害についてお尋ねいたしますけれども、まず、この農災、公共災の災害件数と復旧費について教えてください。

- **〇議長(藤澤和生君)** 農林振興課長、松本文孝君。
- **○農林振興課長(松本文孝君)** それでは、お答えいたします。

7月3日の梅雨前線豪雨による農災の、熊本県への被害報告についてお答えをいたします。 農地の被害件数が552件、農業用施設の被害件数が357件、合わせまして、件数が909件、被害 額としまして22億2,720万円としております。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 建設課長、西賢君。
- **〇建設課長(西 賢君)** お答えします。

7月3日の梅雨前線豪雨により公共施設の被害は、熊本県へ報告しています内容としまして、 町管理河川146件、町道76件、計222件。被害報告額32億円提出しています。

現在、測量会社に現地案内を行い、測量等の業務を行っていただいているところです。

- **〇議長(藤澤和生君)** 6番、矢仁田秀典君。
- **〇6番(矢仁田秀典君)** すごい額になっておりますね。すごい件数で、すごい額になっておる。たった1日のことなんですね。それも1時間ぐらいのことで、こんなことになっているということでございます。

では、それにつきまして、国とか県からの支援につきまして、補助率とか、その辺を教えていただきたいと思います。

- **〇議長(藤澤和生君)** 農林振興課長、松本文孝君。
- **〇農林振興課長(松本文孝君)** それでは、お答えいたします。

農災につきましては、現在、現地確認を実施し、測量等を業者に行っていただいている状況で ございます。

先日、熊本県を通じまして、10月の第2週から12月の第2週まで、国の査定が実施される旨の 御連絡をいただいたところです。

農地、農業施設関係の災害復旧事業の国の補助率については、通常は農地が50%、農業用施設が65%となっております。今回の災害につきましては激甚災害の指定を受けておりますので、国の補助率のかさ上げが行われます。平成30年から令和4年までの、激甚災害指定時の補助率の平均は、農地で96%、農業用施設で98%となっております。

今回の災害の補助率については、12月末頃に示されるものと思われます。 以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 建設課長、西賢君。
- **〇建設課長(西 賢君)** お答えします。

公共災における国、県からの支援についてですが、7月3日に被災を受け、その10日後の7月12日に、国土交通省の本省より、災害査定官において、下名連石地区の現地確認、また、今後の進め方等、技術的な助言をいただいているところです。

また、8月21日から9月1日までの2週間において、山都町では初めての試みである前査定を 受検したところです。前査定とは、測量設計及び申請金額を作成する前に、国土交通省の査定官 及び財務省の立会官が現地において査定していただき、復旧延長の決定、被災状況に基づき、復旧工法の助言を受けました。今後、10月下旬から実施される後査定により、復旧計画、査定金額が確定されます。このことにより、早期の災害査定事務完了、ひいては早期発注につながればと期待しているところです。

補助率についてですが、令和5年8月30日の官報により激甚災害の指定を受け、補助率のかさ 上げが行われますが、補助率については査定終了後に決定するものと思われます。

28年熊本地震のときの災害につきましては、件数が533件、査定決定額で32億円、補助率で98.4%でした。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** 6番、矢仁田秀典君。

○6番(矢仁田秀典君) この辺の補助率関係、県、国からの補助関係は、もう幾度となく経験をしてきておりますけれども、その中で、基準値が40万円という基準があります。工事費の40万円に満たないものは、この基準に満たないということで補助ができない、というのがありました。

それから、それがありまして、その辺については、私のほうから申しますが、40万円に満たない、自分でする、自力復旧といいます。農家の人が自分で自力復旧した場合、あるいは、建設業者に自分で頼んだり重機を借りてした場合に、最高20万円、40万円の2分の1ということで20万円補助するようにしていただきました。これは、経済建設常任委員会からの申入れを受けていただいて、そういうふうにしていただいたということで、御礼を申し上げます。

これが、どういうふうに、農業者とか地域の人たちにメリットになっとるかといいますと、今までだったら、用水路とか農道に土砂が埋まっとっても触れない、災害にかからんと触れない、査定が終わらないと触れないというのがありましたけれども、これから自力復旧によることによって、20万円しか出ませんけれども、自分たちでそれができるというふうになった。それから、もしそのままにしておきますと、2年も3年もたってから工事をするようになるかと思います。今回なんか特に。それを、早急にした人には、20万円分は出しますので、自分たちで頑張ってくださいという話になるということで、大変ありがたい話になっとると思っております。

これについては間違いがないと思っておりますので、答えていただく必要はありませんけれども、測量設計委託料というのがあるんですけれども、普通、工事負担金と測量設計委託料というのがあるんですけれども、これについて、先ほど、補助率の話がありましたけれども、激甚になりまして2%という話でございましたが、これを少しでも減らすことが、町負担にしていただくことができないかという。工事負担については、自分の農地でございますのでしようがないと思いますけれども、測量設計費については、負担費については、少しでも町のほうから支援していただくことができないか。これにつきましては、臨時議会でも7番議員からそういうお願いが申されてありました。その辺についてはいかがでしょうか。

**〇議長(藤澤和生君)** 農林振興課長、松本文孝君。

**〇農林振興課長(松本文孝君)** 査定設計委託料の受益者負担金につきましてですけれども、

これにつきましては、山都町建設事業分担金徴収条例に基づいて徴収を行っているところです。 激甚指定を受けない場合は査定決定額の100分の5、激甚指定を受けた場合は100分の2となっております。今回、100分の2という形になるかと思います。

議員おっしゃいましたとおり、今回、様々な観点から、受益者負担金の減免につきまして、 様々な角度から検討を行いましたけれども、今回につきましては負担金を減免しないということ にいたしたところでございます。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 6番、矢仁田秀典君。
- **〇6番(矢仁田秀典君)** 私も経済建設常任委員長として、その辺の条例も分かっております し、負担金の割合も分かっております。

が、しかし、今回の災害というのは、普通に雨が降って農地が崩れた災害ではないんです。ど ういう災害が多いかといいますと、そこに河川があって、河川が増水したことによる災害がほと んどなんです。

工事代金が、普通だったら高くても500万円ぐらいで済むのが、1,000万円以上になる可能性が物すごく高い。となりますと、2%で20万円以上になるということなんです。それに工事負担金が入りますと40万円。1軒の家で60万円、一枚の田んぼに60万円負担せんといかんという話になってしまうんです。今の米の値段を勘案しますと、60万円なんて出して工事をする人というのはどれだけいるんだろうか。と思うわけです。

これが、この災害に遭った人が、「もう、そんなお金を払うんでしたら工事はしません」というふうになったときですよ。どうなるか。その農地は、当然、獣のすみかになるんです。すると、周りは困るんですよ。

それから、そこに水路があったとしましょう。農道とか水路が、その隣に。その、工事をやめると言った人の隣にです。となると、その下流の人たちは困るわけです。水路は誰がするんだ。維持管理は誰がするんだと。

そういうふうになってしまうもんで、少しでも町から負担できないかと思うところですけれども、●●●●●●●●●●●●●

- ○議長(藤澤和生君) ●●●●●●
- ○6番(矢仁田秀典君) ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
  - ●●●農林振興課長、どうですか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 農林振興課長、松本文孝君。
- **〇農林振興課長(松本文孝君)** 今回の負担金につきましては、先ほども申したとおり、様々な観点から検討したところでございます。どういった規模のときに減免をするのか。今回減免した場合、次回の減免をどうするのか、ということも含めまして、ということもありますし、先ほど議員も申されたとおり、あくまでも個人の資産であるということも考える必要があるのかなということでございます。

農業振興上の意義も含めて、町がどこまでするのかというのは非常に悩ましい決断だったかと

思いますけれども、財政的な面も含めて総合的に判断した結果が、このような結果になったということでございます。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** 6番、矢仁田秀典君。

**〇6番(矢仁田秀典君)** そうですね。重々承知はしているんですよ、町の経済的にも大変だと。町も、これにつきましては、町負担が20%ある。その上にもっと負担してくれという話をしておるわけでございますので、なかなか私としても厳しいものはあるんです。だけど、本当にそこの持ち主、農地の持ち主、下名連石に来られると分かるんですけれども、ここに田んぼがあったと分からないんですよ。そのくらいやられているんです。これ、災害、工事負担金、工事代金が幾らになるかも分からないような状況なんです。ここで「もう1回、農業頑張ってください」となかなか言えない。

だから、今回の場合は、通常の激甚とちょっと違うのではないかと。河川がそこにあったからのおかげなんです。河川がなければ、別にそんな災害はなかったんです。今までの普通の激甚とはちょっと違うんで、どうにかならないかと、何らかのことができないかというお願いをしておるところですけれども、しょうがないですね。なかなかその辺も難しい点は分かっていますが、あとは、建設課と河川関係が絡んできますので、農地と河川、それから水路とか農道とか、いろんなやつが絡んできますので、できるだけその辺の査定設計あたりで、いろいろ考えていただいて、少しでも負担金の下がるように、少なくて済むように、考えていただきたいと思います。私はもともと、この委託料の基準が高いのではないかと、大体思っているんですけれども、決まっとる関係はしようがない。ところでございますので、できるだけ考えていただきたいと思います。次に、行きます。

この災害、この令和2年、3年、5年、令和になってもう3回。今回の災害は、外輪山に降った雨が流れてきている災害なんです。ですから、蘇陽から中島にかけて災害が発生しています。中島の金内橋の崩落は、これ、下名連石の川の水なんです。これは、名連川を中心とした災害が、ここ3年、3回起こっているんです。

私の地域は、3年かかってやっと復旧し、田植を今年できたんです。ところが、もう見るも無 残です。こういうことが現実としてあっているんです。自分がもし当事者だったらと考えてくだ さい。3年待ったんですよ。やっと田植した。それがまた、今年やられてしまったんです。

# ○議長(藤澤和生君) ●●●●●

••••••••••

•••••••

••••••

- **〇6番(矢仁田秀典君)** それでは、この災害が発生した河川については、原形復旧だけではまた同じことが起こるのではないか、そういったところで、各区長さんからも要望書が提出されておるようでございますので、町独自として、町長名で、県にこの復旧方針、改良にしていただくような要望を出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 建設課長、西賢君。
- **〇建設課長(西 賢君)** お答えします。

今回の災害については、町の北部を流域とした河川において甚大な災害が発生しております。 豪雨後、9つの地区より、自治振興会長または地元区長より河川改修の要望書を受理し、町長名 により熊本県へ要望書を進達しているところです。

地元からの要望内容については、河川改良復旧6件、護岸のかさ上げ2件、河川のしゅんせつ 1件で、要望箇所の範囲、被災写真を添えて提出しているところです。

町独自の要望とというところですが、地元からの要望書に、改良復旧、かさ上げ、しゅんせつと地元の要望事項が示されており、町はその意向に沿って調整していきたいと考えております。

上益城地域振興局土木部に確認しましたところ、各河川の被害状況は確認されており、現在、 復旧の方法について検討されていると聞いております。

町としては、熊本県の復旧方法が決定次第、早期復旧に向けて連携して協力していきたいと考えております。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 6番、矢仁田秀典君。
- ○6番(矢仁田秀典君) 町から復旧の要望が出ているということでございますので一安心したところでございます。が、私も経済建設委員を6年やっておりまして、28年災から毎年災害を経験してきております。改良したときの下流域への影響があるということで、河川はあんまり、原形復旧で改良というのはなかなかしにくいという話を聞いております。ですけれども、河川を改良せんことには、全部を真っすぐしろというわけではないんですよ。カーブをカットしてしまえというわけでもないんです。かさ上げできるところはかさ上げしていただいて、少しでも今後、災害がないように、そういったことをしていただきたい。あるいは、調整池、災害で今回もう農地として復旧が難しい、そういうところであれば、調整池として県のほうに買上げていただいてとか、そういうことも考えて、いろんな交渉をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、農産物の価格低迷についてでございます。

ここ最近の、農産物に係る、燃料、肥料、資材費等の価格高騰については、どう考えていらっ しゃいますでしょうか。

- **〇議長(藤澤和生君)** 農林振興課長、松本文孝君。
- **〇農林振興課長(松本文孝君)** それでは、お答えいたします。

昨今の現状といたしましては、コロナ禍に加え、令和4年2月から始まったロシアのウクライナ侵攻を受けて、世界的な原油価格の高騰により物価の上昇が続いております。

本町の農業におきましても、燃料、資材、飼料価格等が高騰しており、生産コストが上昇するなど影響を受けております。農産物は、上昇したコストを価格に転嫁することが難しいことから、本町の農業へも影響は大きいものと考えているところです。

町ではこれまで、国、県の支援制度の周知等を農業者に行いながら、町独自の肥料価格上昇に伴う支援を実施しております。また、今回、畜産飼料価格の高騰に伴う支援策として、飼料価格 高騰対策支援事業を実施するため、本議会にて予算を計上させていただいております。

農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがありますが、国、県の動向を注視しながら、今後も 本町農業の経営安定のため、施策を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番(矢仁田秀典君)** 肥料高騰対策事業にプラスして、町のほうからも補償していただいておりますし、燃料については国のほうから補助があっております。しかし、資材については、補助がないわけです。こういったところの価格高騰が大変厳しい。今、課長が申されましたように、農産物の価格というのは、それに連動しないわけです。この辺が非常に厳しいというところで、2番に、価格低迷についてどう考えているかという話を載せておりますけれども、今お答えいただきました。

これは、例えば、今年の令和5年最低賃金が898円になりました。ところが平成元年はどうだったかといいますと、446円です。倍になったわけです。では、その頃の米の値段はどうだったかといいますと2万1,000円だったんです。今、1万2,000円。私はミニトマトをつくっておりますけれども、今、キログラム600円平均です。1パック150円です。これが、30年前も同じなんです。これは何でかといいますと、安い農産物を海外に求めた、輸入に頼った、その影響が出てきて、今年、ウクライナ関係のことがありますと、こうやって高騰すると。資材が高騰するとか、食料品が高騰する。そういったことが出てきておりますけれども、なかなか農産物にはそれが反映しない。

安い、物価が上がると食費を削られるんです。日本人というのは特に。これは、食育の少なさと間違いが原因だと思っております。この辺で、食育については、国のほうで考えなければいかんことでしょうし、教育についても国のほうが考えていただかなんことでございますけれども、この、農家補償、そういった面から、町としても黙っておるわけにいかないだろうと。3番には、その辺について質問いたしております。

もし、米の値段が最低賃金と同じように 2 倍の 4 万2,000円になっとったりとか、私のつくっているミニトマトがキログラム1,200円なっとったりしたら、田舎の人口もここまで減らずに済んだんです。耕作放棄地も増えずに済んだんです。今の、鹿、イノシシ、アナグマ、こういった被害も、ここまで増えなくて済んだんです。あと10年たったらどうなるか。

国が目指すのは食料自給率50%ですけれども、とてもじゃない、30%も無理でしょう。昨年からの輸入農産物の高騰を鑑み、国は食料農業農村基本法の改正を考えておるようでございますが、町としても、こういう、農家補償、食料安全保障の観点から、農産物価格の安定向上のために、

県、国に、町から要望する必要がありはせんかと思いますけれども、この辺については、町長、 いかがでしょうか。

- **〇議長(藤澤和生君)** 町長、梅田穰君。
- **〇町長(梅田 穣君)** 非常に痛感をしているところであります。

今朝、ラジオの報道で、インドが米の輸出を禁止をしたというようなことであります。1,500万トン。日本が、30年ぐらい前は1,500万トンほどの生産量があったという思いでおりますが、今は半減して750万トンぐらいだと。今日の報道では800万トンという話でございますが、そのような形になっております。しかしながら、どうにか自給率が保たれているので、誰も大騒ぎをしないというようなことでありますが、やはり自給がぴしゃり、しっかりできている作物についてはそのような形になるかなと。

しかしながら、腹立たしいことには、今、町としても、県、国へというようなことでございますが、私も農業団体におりました。いろんな運動をしてきましたが、なかなか国民的運動に盛り上がらなかったので、農家の人たちは「何しよっとかな」と。また、50年ほど前は、国が米価を決めるような時代がありました、毎年。物価、スライド制で上がっていった時代もあったわけでございますが、それがいいか悪いかは別にしながら、自給率を上げる、そのためにはやはり価格も、またコストも下がって、安心して経営ができる農業形態をつくっていかなければいけないなという思いでおります。国の基本は「農」だという思いの中で、今後取り組んでいきます。

しかしながら、今回の燃料、昨日も90ドルを超えたというふうな話でございますが、それと同時に、日本の経済運営が、1ドル100円前後だった部分が、今145円を切ったと。1.5倍ぐらいの円安基調になっているというふうなことで、輸入の農産物を含め、農産物はもう我々にすれば、あまり安くなっては困るわけでございますが、石油であったり肥料であったり、いろんな部分はその影響も多大に受けているのではないかなという思いでおります。

そして、資材の価格等々については、なかなか、私たちが農家個人に直接支援することは非常に難しい部分もありますが、やはりコストを下げるには有機農業を進めていただき、有機の堆肥をつくっていただき、病気に強い農産物をつくっていただくようなシステムづくりを今後していかなくてはいけないな、という思いでおります。

非常に、今の国の政策を見ておりますと腹立たしい部分で、今度の新しい農業政策についても、「農水省は何を考えとらすかな」というふうな思いの中で、今、見つめておるところでございますが、やはり、国の基本は「農」という部分を、もう少し、我々も、県も、国も、考えていかなくては、農家の人たちにとっては大変な時代になるかなという思いでおります。

先ほどの農災につきましても、国、県ともいろんな相談をしながら、先ほどありました耕作放棄地にならないような形の中で、国が、県が買上げて、いろんな河川改修する部分等々についても、早急に協議をしながら進めていきたいと思います。

**〇議長(藤澤和生君)** 6番、矢仁田秀典君。

**〇6番(矢仁田秀典君)** この問題については、町議会レベルではないとは思っておりますけれども、町長の力で、少しでも改善されるようにお願いいたします。

続きまして、起業、自分で起こす業誘致、また、企業誘致、会社の誘致についてでございます けれども、企業立地、また、起業する立場から見た場合、この山都町がほかの町村と比べて、比 較して、すぐれているところはどういう点だと思いますか。

- ○議長(藤澤和生君) 山の都創造課長、木野千春君。
- **〇山の都創造課長(木野千春君)** お答えいたします。

山の都創造課では、令和3年度から、戦略的かつ有効的な企業を進出を促進するため、また、町外の企業の関わりによる課題解決の効果を見込み、企業の拠点づくり事業を実施しております。 山都町東京事務所と連携し、都市圏を中心とした企業220社をピックアップし、山都町への進出 や、農業分野、林業分野など山都町の親和性のある企業を選定しました。21社への直接のヒアリング調査を行い、その中で連携先として有望な企業となり得る4社とは、昨年度も企業訪問や山都町への招聘を行っております。

調査結果で見えてきたもの、特に有機農産物を取扱う企業や最先端のスマート農業を取り扱う 企業などが、親和性が高いことが見込めました。

今後、都市圏のイベントや山都町内での連携事業を、今後も強化して進めていきます。 以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 6番、矢仁田秀典君。
- ○6番(矢仁田秀典君) 山の都創造課が東京事務所と連携して、いろんなことをされとる。 企業調査もされた、住民アンケートもされとる、住宅調査もされているというのは、よく私は分 かっておるわけでございますけれども、外から来る人たちが、この山都町に来たい、ここで起業 したい、あるいは、その法人、会社関係が、この町に来るメリット。この辺がどういうところが あるのか。あるいは、この法人とか企業に対して、町がどういうことができるのか。例えば、耐 震化した学校とかグラウンドとか、土地は無償で貸しますよとか、あるいは、水が必要な企業に は、水を、水道を引っ張ってあげますよとか、飲料水が必要なら湧水のところから水道を引っ張 ってあげますよとか、そういうことの何かがなかったら、よそから来る企業というのはメリット がないわけです。

そういったものを考えますと、今、山の都創造課長からお答えありましたけれども、私は、この問題については、総務課と企画課が大体考えていかにゃんとじゃないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

- **〇議長(藤澤和生君)** 総務課長、坂本靖也君。
- **〇総務課長(坂本靖也君)** お答えいたします。

今、山の都創造課長のほうが申し上げたとおりでございますが、本町は九州のへそに位置して おり、九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジも開通するということで、九州全域へのア クセスが向上し、物流の拠点として期待がされると思います。

令和元年度には、有機農業を核としたSDGs未来都市に選定されており、脱炭素化に先駆的に取り組む企業や、有機農産物を活用した加工品製作の企業、堆肥関連の企業等への誘致を推進していきたいということで考えております。

起こす業におきましても、本町は過疎地域であることから、都市部に比べて安価に土地を求められ、固定経費などの運営コストが抑えられることや、有機農業など地域の特性を生かしたブランド化しやすいメリットがあると考えております。

また、重ねになりますけれども、空き家改修補助や起業支援事業などの支援制度が充実しているところも、メリットではないかというふうに考えております。

- **〇議長(藤澤和生君)** 企画政策課長、北貴友君。
- **○企画政策課長(北 貴友君)** 現状としましては、先ほど山の都創造課長が申し上げたとおりですが、企業誘致や起こす起業する側からすればどうかということですが、一般的に大きな企業の工場などの誘致は、インフラ整備の整った工業団地などに、固定資産税などの税制的な優遇があり、雇用できる人材も豊富で、輸送ルートの選択肢が多ければ多いほど、企業にとっては好都合なことだと考えます。

起こすほうの企業につきましては、規模によって異なる部分があると思いますが、自治体側の協力や資金面での優遇だと考えております。

山都通潤橋インターチェンジが開通すれば高速道路へのアクセスもよくなり、熊本空港近くのインターまで無料で利用することができます。また、将来、九州中央自動車道が全線開通となれば、町内に四つのインターチェンジができることとなり、宮崎の海上交通の要衝である細島港への輸送についても、大変便利になるものと考えております。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 6番、矢仁田秀典君。
- **〇6番(矢仁田秀典君)** いろんなこと考えられているようでございますけれども、よそに勝っていくためには、この町がほかよりもメリットがあると、あなたはここに来たらもっとメリットがあるんですよと、ここの町に来るメリットはこれだけあるんですよというのは、検討し、もっと、よそより違うんだというのを訴える必要があると思いますので、そういったところはもっともっと研究してください。

それから、ある、海外を股にかけ活躍されとる人に、ここの町内に来ていただきました。ここ最近で2回来町していただきましたけれども、その方から、「来年2月に、グランメッセで台湾企業が50社来ます。この50社を、山都町としてどういう企業に来てほしいか、検討してはどうですか。検討されますと、私のところで通訳して中を取り持ってあげます」と、そういう話がありました。それについて検討されたかどうか、お聞きします。

- ○議長(藤澤和生君) 山の都創造課長、木野千春君。
- **〇山の都創造課長(木野千春君)** お答えします。

令和6年2月28日から29日、熊本産業振興エキスポ、グランメッセ熊本が開催されると聞いております。台湾の半導体企業の進出を契機とした交流の促進のブースや商談ブースなど、細かい詳細はまだ具体的に決まっておりませんが、町としても参加の必要性を強く感じておりますので、出席の方向で、今、動いております。参加するには、まず、台湾事情や、交流するに当たり事前の準備が必要だと思っております。

山の都創造課としては、自主事業を展開する中で台湾につながりのある熊本県内の事業者との 関わりがありますので、町内の事業者や若手農業者へ、台湾企業への興味を連携した事柄は何か、 丁寧にニーズを聞き取り、必要に応じ台湾の企業の方々や農業者とつなぐ機会を今後設けていき たいと考えております。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** 6番、矢仁田秀典君。

○6番(矢仁田秀典君) しっかり検討して、利用できる人も利用して、この町に台湾企業の誘致、あるいは台湾の町との交流とか、そういうことができればうれしいかなと思っております。これはTSMC関係以外の方々でございますので、この町に来る可能性もあるわけです。だから、さっき言いましたように、飲料関係の企業もあるかもしれんし、水を必要とするのはどの企業もほとんど一緒です。そういう面で、この町にはどういうところにどういう水がある、湧き水はどこで湧いている、どのくらいの水量がある。この辺は環境水道課長に話をしておりますので、いろいろ勉強されとると思いますけれども、そういったことを取り組んでいかないと、遅れてしまうばかりです。チャンスを逃すばかりです。

私はこの方に、「この山都町に台湾企業を誘致できませんか」という話をしまして、2回ほど来ていただきましたけれども、ある課長から。「町の指示がないと、私たちは動けません」という忠告を受けました。ショックでしたね。こうやってチャンスを逃すんだなと、そう思いました。ただ、これは、町長、副町長に紹介をした後の話です。私は、そこでかっとしたんです。私の仕事というのは、今まで6年間頑張ってきたのは、あんまり評価されてないんだなと、そういうショックも受けました。

今後どうしようかと、町議としての在り方について非常に葛藤いたしましたが、町議というのは与えられた仕事をするばかりでいいのか。私は、私を応援していただいた皆さん方のために、自分に与えられた力、応援してくださった方々が私に与えた力を精いっぱい使う必要があると思っております。ですから、しゃまげるようですが、企業誘致ができそうであれば、そういった話もすぐ持ってきますし、国会議員、県会議員、縁のある方々にはちょくちょく連絡をとりながら、この町のためにできることは精いっぱいしていかにゃんと思っております。ですから、そういうお付き合いもずっとしてきております。

ですから、私は、皆さんとともにこの町のためにと、いつもそういうことを思っておりますので、今後もそういういろんな関係の方を連れてくるかもしれませんし、国会議員と直接話をしてこの町に迷惑をかけることがあるかもしれません。しかし、気持ちは、この町のためです。そういったところを考えていただいて、今後もお付き合いしていただくならと思います。

これで今日の一般質問を終わります。

**〇議長(藤澤和生君)** これをもって、6番、矢仁田秀典君の一般質問を終わります。 ここで10分間休憩いたします。

- **〇議長(藤澤和生君)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。
  - 一般質問を続けます。

4番、西田由未子君。

**〇4番(西田由未子君)** こんにちは。4番、西田由未子でございます。よろしくお願いいた します。

まず、初めに、7月豪雨の際に被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。金内橋をはじめ、農地、生活道路、床上・床下浸水等、多大な被害となってしまいました。執行部をはじめ職員の皆さん、建設業、消防団の皆さん、地域の皆さんには、災害発生時からこれまで、災害復旧のための御尽力に感謝を申し上げますとともに、町として、町民の皆さんが一日も早く安心した生活が送れるように、御支援をよろしくお願いしたいと思います。

さて、政府は、福島原発事故で発生した汚染水を処理をしたと言われる水を、とうとう8月24日に、海に流し始めてしまいました。原発事故による汚染水には、トリチウムのほかにも多くの放射性物質が含まれています。それをどんなに薄めて処理したといっても、放射性物質がなくなっているわけではありません。海に流すことではなく、より安全なほかの方法、例えば、アメリカで実績があるモルタルで固める方法、大型タンク保管等をしっかり検討すべきだと思っています。

日本では、環境を守るための様々な基準が、諸外国に比べて緩過ぎる実態があります。その上、 薄めればよいとされることで、有害物質全体の量が分かりにくくなっています。そのような基準 設定そのものも変えていかなければ、将来の子どもたちが健康で心豊かに育っていけるふるさと を残せないと思います。

それでは、通告に従って、質問台から質問をさせていただきます。

- **〇議長(藤澤和生君)** 4番、西田由未子君。
- **〇4番(西田由未子君)** まず、初めに、小中学校の先生方の勤務実態と業務削減についてお 尋ねをします。

先生方の残業については、月45時間を超えないようにとされています。山都町の実態はどうかということを、4年前から3回お尋ねをしてきています。この間、45時間以上残業されている先生の数は、少しずつ減ってきているように見えますが、この残業時間には、家に持って帰って仕事をしている持ち帰りの時間は入っていませんし、土曜日、日曜日に出勤したことが入っていない実態もあると聞きます。

先生方の働き方改革を進めるには、学校にいて仕事をしている時間、家に持ち帰っての時間、 土曜日、日曜日の出勤の時間が正しく把握されることが不可欠です。2020年にも同じことをお願いし、教育長からも、極力実態が把握できるように努めたいという答弁がありました。

その後、山都町教育委員会としては、先生方の勤務実態を正しく把握するために、どのような 方法をとっておられるか、御説明をお願いします。

- **〇議長(藤澤和生君)** 学校教育課長、工藤博人君。
- **〇学校教育課長(工藤博人君)** お答えします。

教育職員に係る在校時間及び休日出勤につきましては、タイムカードや出退勤管理ソフトを用いて在校時間を把握しております。

持ち帰りは、学校管理職において状況の観察に努めておられますが、これまで実態の報告はあっておりません。

なお、持ち帰りを行わないよう、随時、学校管理職が呼びかけておられます。 以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 4番、西田由未子君。
- **○4番(西田由未子君)** タイムカードや出退勤状況で、学校にいる時間と土曜日曜の出勤の時間を把握していると。それから、持ち帰りの時間については、学校長の観察、でも観察できないんですよね、おうちでの時間は。やはり、これがすごく、先生たちの家に持ち帰ってでないとできない仕事量というのがあって、どんなに持ち帰って仕事をするなと言われても、これをしないと回らないという現実があります。

それで、今年の4月28日の文科省による教員勤務調査結果では、平日のひと月の残業分の平均は、小学校が72時間20分、中学校が76時間。休日分を加えると過労死ラインの80時間を超え、中学校では100時間を超えるという結果が出ています。

山都町の先生方の実態は一体どうなっているのでしょうか。先ほどのお答えだと、持ち帰りの 時間もはっきりしません。

大まかな人数をいつもお尋ねすると、例えば45時間以上の方が何人いらっしゃいましたという ふうに御報告をいただくんですけれども、そうではなくて、実際に、具体的にどれだけの時間、 持ち帰りの仕事があるかとか、休みの日に仕事をされるかというのが把握されるべきだと思って います。特に休みの日には、もうタイムカード押さずに、それを入れると45時間超えてしまう、80時間超えてしまうということを心配されて、それをカウントせずに仕事をされている方がいらっしゃるというふうに、私は聞いております。

それで、ただ委員会としては把握しておられないということですので、先生方がどの時間帯に 学校におられるのかということを把握したいと思いまして、学校のセキュリティー管理の中で、 鍵を開けた時刻、鍵を閉めて学校から出た時刻というのを委員会にお尋ねをしました。すると、 セキュリティー会社に委託されているのは、中学校の1校だけでした。ほかの学校は、そのセキュリティー管理もされていません。それも、これから各学校にきちんとしていただきたいと思い ます。

その中学校の今年6月の、鍵が開いた時刻、鍵が閉められた時刻について調べていただきましたので、その実態を見て、委員会としてどう考えられるかをお尋ねします。

- **〇議長(藤澤和生君)** 学校教育課長、工藤博人君。
- **〇学校教育課長(工藤博人君)** お答えします。

まず、警備の状況について、ちょっと説明をさせてください。

学校施設は、機械により、基本的に施設警備を行っておりますけれども、警備を主な目的としておりまして、解錠・施錠の時刻把握は2次的な利用となります。時刻の把握は可能なんですけれども、先ほど議員からありました、一つの中学校を除きまして、容易に確認することは、今できない状況です。また、解錠・施錠者の特定もできませんので、客観性が保てないことから、通常は出退勤の記録により、おおよその時刻を把握しているところです。

議員のほうに資料としてお渡ししました警備の状況からしますと、本当に朝早くから学校が開いて、夜遅くまで学校が開いているという状況から見てとれるところであるんですけれども、学校の先生方の超過勤務の内容を見ますと、教材研究、公務文書、諸調査、保護者等対応、様々なことをされております。また、中学校においては、これに部活動の対応が加わっているところです。

校務負担の教育職員間のバランスにつきましては、学校において、期間の見通しを持って、工 夫してやっていただいているものと思っております。

先生方が、児童生徒のために一生懸命取り組んでいただいておりますことは、職務とはいえ、 感謝の念にたえないところではありますけれども、まずは御自分の体調を第一にお考えいただく べきでああると思っておりまして、学校管理職には、日頃の様子や在校等時間の状況に注意を払 っていただくとともに、産業医への相談体制等も整備しておりますので、併せて先生方に周知を していただいているところです。

今後も、学校と課題を共有しまして、望ましい教育環境の整備に引き続き進めてまいりたいと 思っております。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** 4番、西田由未子君。

**〇4番(西田由未子君)** 繰り返しになりますけれども、先生方の業務負担が減らない限り、 残業が減っていって、先生たちが健康に勤務ができるということにはならないというふうに思っ ています。

先ほどの、ある学校の、鍵が開いた時間、閉まった時間のことで言いますと、平日で一番早く鍵が開けられたのは4時29分です、朝の。ほとんど6時台に開けられています。一番遅く鍵が閉められたのは、何と夜中の2時5分です。いつも午後8時頃から9時以降に鍵が閉まるのが、数えたら20日間のうち12日間ありました。

やはり、この勤務実態というのは、中学校で部活があるということもおっしゃいましたけれども、本当にどうにかしなければならない。そして、部活のためにでしょう、部活のためだけではないと思いますけれども、休日も朝から晩まで誰かが来ています。休日に来ていない日はありませんでした。

このような勤務実態を改善するためには、国レベルの学級定員を減らして、教員を増やすこと。 と、業務削減を思い切ってすることだというふうに以前から言われています。

学級定員を町で減らすことはできないことになっているので、それは難しいと思いますけれど も、今、町で雇っていただいている支援員の先生方は、山都町では手厚くしていただいているの で、それには感謝したいと思っておりますが、やはり業務削減については、5年前に出された、 学校における働き方改革に関する取組の徹底という通知の中で、14の業務の在り方に関する考え 方というのがありました。この考え方の説明をしていただいていいですか。

- **〇議長(藤澤和生君)** 学校教育課長、工藤博人君。
- **〇学校教育課長(工藤博人君)** お答えいたします。

平成31年3月の文部科学事務次官通知では、学校における働き方改革を進めるに当たり、平成31年1月に国の中央教育審議会が答申しました、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を参考とされるよう記述されています。

その答申の中の、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化の項目の中に、基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、教師の業務だが負担軽減が可能な業務の三分類が示され、全部で14の業務が掲げられています。

まず、基本的には学校以外が担うべき業務としまして、登下校に関する対応、放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応、学校徴収金の徴収・管理、地域ボランティアとの連絡調整の四つ。

次に、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務としまして、調査、統計等への回答 等、児童生徒の休み時間における対応、校内清掃、部活動の四つ。

最後に、教師の業務だが負担軽減が可能な業務として、給食時の対応、授業準備、学習評価や 成績処理、学校行事の準備・運営、進路指導、支援が必要な児童生徒・家庭への対応の六つが整 理されております。

なお、答申の中では、一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化するものとされ、学校だけでなく、町、教育委員会、保護者、地域等の関係者において、何を重視して取り組むのか、相互理解を深めながら、仕組みを構築していくよう示されているところです。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 4番、西田由未子君。
- **〇4番(西田由未子君)** ただ、もう5年前ですので、5年間でいろんなことが進んでいって、いるはずだというふうに思いますが、なかなか先生方の実感としてはないように聞いております。 先生方がゆとりを持って子どもたちに向き合えるように、授業の準備をする時間を確保できるようにということで、業務をきちんと分析して削減しなさい、ということだと思います。

では、これまで、私のほうからも業務削減について様々な提案をさせていただきましたが、フッ化物を使ってうがいをさせる業務については、今言われた1番から3番まで、通知ではア、イ、ウとなっていると思いますけれども、どれに当たるとお考えですか。

すみません、言い方を変えます。

- **〇議長(藤澤和生君)** 4番、西田由未子君。
- **〇4番(西田由未子君)** 明らかに学校以外が担う任務なのか、学校の業務だが必ずしも教師

が担う必要のない業務なのか、教師の業務だが負担軽減が可能な業務なのか、その3つの中のど れに当たると考えられますか。

- **〇議長(藤澤和生君)** 学校教育課長、工藤博人君。
- **〇学校教育課長(工藤博人君)** お答えします。

この中で分類で考えますと、校内清掃だったり部活動に近い形で、学校の業務だが必ずしも教 師が担う必要のない業務に該当するのではないかと思います。

- **〇議長(藤澤和生君)** 4番、西田由未子君。
- **〇4番(西田由未子君)** これ、このフッ化物洗口については、先生方には負担をかけない、これは学校で行う業務ではないから、ということで始まったので、私はアだと、明らかに学校以外が担う業務だというふうに考えます。

実際に先生方に負担をかけないということでしたが、担任や養護教諭に現在は任されて、業務に支障を来している実態があります。私は、文科省の指示どおりに、これを学校業務ではないということで、ほかに、今も言われましたね。ほかに委託するなり何なり、考えていただきたいと思います。

そのほか、これまで業務削減について提案させていただいた中で、進捗状況をお尋ねしたいということでたくさん並べておりますけれども、すみません、時間の都合がありますので、これはできていますよという、先生たちにも希望を与えたいと思いますので、その点でだけで御説明していただいていいですか。

- **〇議長(藤澤和生君)** 学校教育課長、工藤博人君。
- **〇学校教育課長(工藤博人君)** お答えします。

それでは、フッ化物洗口は飛ばしまして、教員補助の充実は、先ほど議員おっしゃったように、 特別支援学級、複式学級支援として、今年度は合わせて20名の教員補助を配置しているところで す。学校にも評価をいただいていると思っております。

ICTを活用した業務削減につきましては、各学校において、今、タブレットの持ち帰りに取り組まれております。授業や児童生徒の自主学習等での活用を常態化することで、徐々に教員の負担軽減が今後図られていくものと考えるところです。

また、先生方が行う校務に関しては、既存のICT環境を駆使し、また、更新しながら、対応いただいているんですけれども、今後また、システムの導入等の必要性を感じているところでもありますので、今後調整していきたいと思っております。

部活動外部コーチにつきましては、今、国、県の補助制度を活用しまして、中学校の部活動顧問を担う教員の負担軽減を図るため、会計年度任用職員として部活動指導員を配置しているところです。

出張削減につきましては、出張は学校長の管理のもと、調整されているところです。ただ、インターネット環境の向上が図られたことにより、リモートとか動画配信等での会議や研修機会が増えているようです。移動の負担がなくなりますので、今後、置き換えられていくことを期待するところです。

学力テスト削減につきましては、子どもたちの習熟度等を確認するためにも学力テストは必要だと思っております。ただ、今以上に頻度が増えることはないかと思われますが、先ほどICTの活用でも触れましたが、今後、国が、今、実証検証しているコンピューターを使った学力調査があるんですけれども、それが拡充していけば、それぞれ、子どもたち、先生方の負担軽減にもつながっていくのかなと思っているところです。

あと、複式解消のための教諭採用につきましては、教諭補助の確保にも苦慮している状態でありまして、町費で、現在、教諭を採用する見通しはありません。

給食費の公会計化等につきましては、今後、給食体制の検討をすることとしておりますが、その検討に際しまして、課題の一つとして協議していきたいと思っております。

その他の業務削減につきまして、町教育委員会と学校間の事務のやり取りに関しましては、前例踏襲とせず、双方の負担軽減を図ることができるような事務は見直すよう指示をしています。 ただし、社会の教育に対する関心の高さから、学校に通知、周知が求められる国や県等の発出文 書がとても多く、事務処理の煩雑さを解消するのは容易ではないと、常々感じているところです。 なお、学校施設の不具合等に関しましては、学校からの連絡を踏まえ、速やかな対応に努めて おりますので、学校現場の不安解消の一助になっているものかと考えるところです。 以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** 4番、西田由未子君。

○4番(西田由未子君) 先生方の、本当に健康で、子どもたちにしっかり向き合える、そういう働き方改革をするには、もう本当に、今からできることを直ちに行うようにというふうに、今年の8月にも緊急提言というのが出されています。今おっしゃったことは、できていることもありますけれども、現場とはすごくかけ離れたところもあるように、私には、現場の声を聞きながら思いますので、ぜひ実効ある取組を今後もよろしくお願いしたいと思います。

次に行きたいと思います。公立保育園の統廃合と子育て支援についてお尋ねをします。

公立保育園の在り方検討会については、6月にもお尋ねをしました。そして、統廃合の必要性 については、一つには財政圧迫の懸念があるからとあります。

山都町はずっと以前から保育料を基準より安くし、先ほどの課長からの説明にもありましたように、本当に、障がいがあってもどんな事情があっても、安心して友達と一緒に過ごし、健全な発達を保障し、保護者が安心して仕事に行けるようにと、そういう方針を掲げてこられました。そういう、子どもたち、親さんたちが安心してここに住み続けられる保育所をずっと続けられてきたという、そのことに対する経費は、「子育でするなら山都町」を掲げている山都町のためには、本当に必要な経費だと思います。今までずっとこの方針を掲げてきた町の姿勢は大変評価に値するものだと思っています。

だからこそ、人口減少に歯止めをかけるためにも必要な経費、それを財政圧迫として保育所を減らしていこうとするのは、私は方向が違うと思います。全体を見渡して考えていってほしいと強く思います。

それでも、少しでも経費削減のため、現在少人数になっている保育所については、小規模保育

所としての運営は考えられないかと、6月議会でお尋ねをしました。集団保育の必要性から、小 規模保育所の設置は考えていないという御答弁でしたが、いま一度お尋ねをします。

異なる年齢の乳幼児を集団で保育する場合における配慮というものが示されていて、その配慮がされれば、異年齢保育、0歳から2歳までを一緒にする、3歳から5歳までを一緒にする、という保育は可能であると解釈できると思います。

現在も、異年齢集団の中で、発達に応じた保育を丁寧に、保育士さんたちはされています。小規模保育所の定員は6人から19人です。統廃合ではなく、小規模保育所に移行すれば、定員を大きく下回ることにもなりません。財政面でも改善が望めないものでしょうか。その点についてお尋ねをします。

- **〇議長(藤澤和生君)** 福祉課長、髙野隆也君。
- **〇福祉課長(高野隆也君)** お答えいたします。

小規模保育所についてですけれども、ただいま議員がおっしゃったとおり、原則として 0 歳から 2 歳までの待機児童等を対象として、定員 6 名から19名と小規模で保育を行う事業で町が認可し、設置することになります。

今年5月のこども家庭庁からの通知では、市町村がニーズに応じて3歳以上児の受入れも柔軟に判断できるとしております。

現在、本町では、小規模保育所は認可しておりませんので、現在、町内では小規模保育所はございません。

一人一人の子どもに目が届きやすく、きめ細やかな保育ができるというメリットもありますが、同じ年齢の集団保育の機会が少なくなるという面や、トラブルがあった場合、対応が困難であるというデメリットのほうも報告があっております。また、保育士の配置も、一般的な保育所とほぼ同じ基準になります。全国的な保育士不足の中、保育士の確保も大きな課題となります。

公立保育園の統廃合の目的の一つに、安心安全な保育のための保育士の確保と、3歳児以降は子どもの人数の多い集団生活の中で育つことが、発達段階として重要であると厚生労働省の見解もあります。

必ずしも、財政というものが優先するわけではございません。3番議員の一般質問でも答えま したとおり、子育て支援に関してはかなりの予算をつけておりますので、その点は御理解いただ きたいと思います。

現在のところ、公立での小規模保育所の開設は考えておりません。以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 4番、西田由未子君。
- **〇4番(西田由未子君)** 小規模保育所に、私は移行するということも可能ではないかと思っておりましたが、それについては考えておられないということで、それは承知しました。ただ、先ほども言いましたように、同年代の子どもたちを一緒に保育するだけではなくて、異年齢のよさ、山都町ならではの小規模での保育のよさ、それを私は、認めていただいていると思いますけれども、これを維持していくということでお願いしたいと思っています。

この公立保育所の在り方検討会には、10月には方向性を町長に提案とあります。6月の議会ではあまりにも急ぎ過ぎる、もっと丁寧にと申し上げました。

こども家庭庁では、子ども政策を進めるに当たり、子どもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案を基本理念に掲げ、子ども真ん中社会の実現をうたっています。この基本理念に照らせば、在り方検討委員会を進める前に、まずはそれぞれの保育園の保護者の皆さんに、きちんと町が主体的に説明会を開いて、保護者の思いを聞くということから始めるのが筋ではないかと思いますし、丁寧に時間をかけるべきだと思っております。

今、各園で保護者説明会が実施されていると聞きます。説明会の回数と、保護者からどのよう な意見が出ているのか、御説明ください。

- **〇議長(藤澤和生君)** 福祉課長、髙野隆也君。
- **〇福祉課長(高野隆也君)** お答えいたします。

希望のあった保育園に対し、現在、説明会を行っております。実際行った説明会は、現在2園、公立5園中2園です。また、希望があっておりますので、全園、この後回って、説明会のほうを開催したいと考えております。

説明会の内容については、公立保育園の在り方検討会を開催するに至った経緯、及び、検討委員会の経過を報告いたしております。

保護者側からの意見としては、近くにある保育園は残してほしい、子どもがなれているので残してほしいという意見がありました。もう少し時間をかけて議論してはどうか、との意見もあっております。しかし、保育士不足による安心安全な保育が確保できない可能性や、今後の出生数の減少の見込みにより、統廃合は致し方ないという意見、少子化が進んでいるが、同じ年齢の子どもがたくさんいる保育園で保育をさせたいという保護者の意見もあっております。

検討委員会では、委員さんからの意見のみならず、保護者からの意見も加味しながら、議論を 進めています。

保育園の在り方検討については、子育て支援の重要な施策と位置づけておりますので、慎重に 対応していきたいと考えております。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 4番、西田由未子君。
- **○4番(西田由未子君)** 言われるとおり、時間をかけて、丁寧にしていただきたいということをお願いしているわけですよね。でも、もう10月には方向性を町長に答申をするということの変更は、それであるならば変更も可能ではないかと思います。

これまでも統廃合はありましたけれども、やっぱり時間をかけて丁寧に保護者の思いを聞いたり、子どもたちも交流会をしたりしながら、先ほど言われた集団的な保育の場も、お隣同士の保育園で交流会をしたりしながら、確保もされてきています。

安心安全のための保育士確保ができないと言われるのは、保育士さんたちのせいではありません。保育園のせいでもありません。そこはちゃんと町のほうできちんとしていくべきだと思いますし、それが理由になるのは私はどうしても納得がいきません。

やっぱり、何度も言いますけれども、今から全園を回って保護者説明会をして、もう10月には 決めるって、それはあまりにも拙速ではないでしょうか。それまでにきちんと全園を回って説明 をした後で在り方検討会に進んでいっていただきたかったし、今からでも間に合うと思います。 時間がありませんので、その辺は本当によくお考えいただきたいと思います。

保育園がなくなっていけば、保護者さんは仕事を変わらなければならなかったり、この町を出ていかなければならなかったりすることにもつながりかねないというふうに、保護者さんたちは心配しておられます。高速道路の開通を見越した住宅政策とか子育て支援の見直しとかも併せて考えて、これ以上子どもが減らないように、子どもが少しでも増えるようにということをしなければならないのではないですか、と言われます。

その支援の一つとして、3月予算に上げられていた保育園留学事業というのもあるかと思います。この事業についての説明、550万円の予算の中身と進捗状況を説明ください。

すみません、課が違いました。

お願いします。

- ○議長(藤澤和生君) 山の都創造課長、木野千春君。
- **〇山の都創造課長(木野千春君)** お答えします。

保育園留学とは、保育園に通う未就学児のお子さんがいる御家族が対象で、2週間、一時預かりの制度を利用し、お子様を保育園に通わせながら、家族で好きな地域に滞在し、暮らし、体験を行うプログラムとなっております。

町の事業の目的としては、感受性が生まれ始める幼少期に、山都町での暮らし、特に食文化と 農業体験を軸に御家族で体験してもらうことにあり、御家族にとって山都町が特別な思い入れの ある地域になり、まちを訪れるリピーターや町のファンになっていただくといった関係人口の創 出を行い、ふるさと納税の納税者として、将来的な移住者の候補になっていただく効果を見越し ております。

現状としましては、福祉課、町内にある全ての保育園、認定こども園の事業の説明を行い、受入先の保育園については、認定こども園さくらんぼめぐみ園を、滞在時の宿泊場所を、芦屋田で民宿をされているコンパス・ラボ山都にて受入れをスタートし、年度内は3組以上の受入れを目指し、行います。1組目の受入れを10月29日から予定しております。今後の募集案内については、9月中旬、保育園留学サイトにて募集を開始します。

委託事業の内容の項目でございますが、内訳ですが、ブランドのマーケティング一式と専用ホームページの作成、プロジェクトマネジメント、関係者の調整、利用者対応、そのほか諸経費となっております。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 4番、西田由未子君。
- **〇4番(西田由未子君)** 行く行くは将来的移住にもつなげたいということであるのであれば、 もうそこに、私は、特化をして、きちんと、もっと積極的な制度設計をするべきだと思うんです。 できるだけ保育園の近くにテレワークや農業体験ができるところがあり、住居も、2週間、今の

ところは一つちゃんとされていましたけれども、住居もきちんと手当てをし、行く行くは、もし気に入っていただければ、住居ちゃんとありますよ、とつなげられる。そして、都会から来られる方、移動手段を持ちませんよね。レンタカー等の手配もちゃんとするとか、何か、流れとして、「山都町で子育てしたいな。ここでテレワークをするところもちゃんとあるね」と、そういうふうにきちんとパッケージされたもので提案をしていくことで、もっと、せっかくの予算が実りあるものになるのではないかなと思いますので、ぜひその辺もお考えおきいただいて、よりよいものにしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

次、3番目の質問に行きます。上益城5町の広域ごみ処理施設についてお尋ねをします。

何遍もお話をしておりますが、5町で合わせて80トンになる家庭ごみなどを燃やす施設をつくる計画だったものが、御船町の上野地区に5つの町でお金を出し合って買った土地を民間業者に貸出し、建設運営を任せるということに、いつの間にか変更されております。

民間業者は、400トン燃やせる産業廃棄物処理施設を計画しておりまして、これに対して環境アセスメントというのが出され、方法書について意見書が9月7日まで提出ということになっていました。前回の配慮書の際に、町としては、影響範囲とされていなかったので、意見を上げてないという御答弁でしたが、今回の方法書には、配慮書で出された意見に対する事業者の見解も示されています。これは5町の問題ですし、3月議会で今後の内容を注視したいという御答弁もいただいております。

山都町は御船町にごみ処理をお願いする立場としても、山都町の農林業や住民の健康を守る立場としても、町として方法書の検討をされたかと思いますので、問題点等検討された中身、そしてどのように意見を出していかれたかということを御説明ください。

- **〇議長(藤澤和生君)** 環境水道課長、有働賴貴君。
- **〇環境水道課長(有働賴貴君)** お答えします。

環境アセスメントの方法書段階につきましては、事業が与える環境影響等について、調査、予 測、評価する項目、及び、その手法を公表するものです。

方法書については、7月25日から8月24日までの間、事業者のホームページ、及び、県庁、御 船町、益城町、事業者事務所において縦覧されるとともに、事業者主体により、住民説明会が御 船町と益城町で開催されました。

今後は、方法書に対する住民等の一般意見、環境影響評価対象町である御船町長、益城町長からの意見、熊本県環境影響評価審査会の意見を踏まえた熊本県知事からの意見を受け、事業者において問題点を整理された上で、現地での調査に取りかかっていかれることとなります。

以上のことから、町としては、今後も、環境アセスメントの内容を注視していきたいと思います。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 4番、西田由未子君。
- **〇4番(西田由未子君)** もちろん注視していっていただきたいのは、もう本当、前回も申し

上げましたがそのとおりでありますし、注視されている中で、町として、山都町は環境影響が範囲にされてないということが大きな理由と言われますけれども、それは事業者が言うことであって、いろんな点について、町として、この山都町の農林業や住民の健康を守るという点で、いろんな懸念される材料があると思うんですが、その点について意見を述べていただけませんかと前回もお願いし、今回もお願いをしております。その点について、ぜひ、まだ時間はあると思いますので、意見を上げていっていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

- **〇議長(藤澤和生君)** 環境水道課長、有働賴貴君。
- **〇環境水道課長(有働賴貴君)** お答えします。

先ほども申しましたけれども、事業者のほうで開催された、これまでの住民説明会の中で、住 民からの、繰り返し質問され大きく心配される内容として、交通と水、二つがあると思っており ます。

交通については、近隣に小学校や保育園があり、大型車などの通行が想定されることから、交通事故や騒音などについての心配であるという声。水については、大量の地下水を使用する施設であることから、周辺地区の生活用水に影響が出るのではないかという心配の声。

これら二つの心配される点については、先ほども申しましたけれども、環境の影響町村である 御船町や事業者において、住民意見を踏まえながら、問題解決に向け取り組んでいくこととされ ております。

- **〇議長(藤澤和生君)** 4番、西田由未子君。
- **〇4番(西田由未子君)** 町としては、ぜひ、大気汚染と水質汚染についてもきちんと研究をしていただいて、今後がありますので、町としての意見をお持ちいただきますように、よろしくお願いいたします。

次に、3月議会において、アセス終了後に、民間業者の事業が適切であるかどうかという判断については、基準をこれから5町で決めていくとの町長の答弁がありました。その後判断基準をどう決められているのでしょうか。適切であるとなったとき初めて、5町でお金を出し合って買った上野の土地をその民間業者に貸し付けるということになるということですが、貸し付けた場合、どこにどのようにその貸付け料が入ってくるのでしょうか。

民間業者の経営状況や、環境基準、約束事を守っているかということのチェックのために、民間業者へ出資をする。そのときは株式を買うことになるのでは、という御答弁もありましたが、 そのようなチェックが行えるための株式取得の条件について、御説明いただきたいと思います。

- **〇議長(藤澤和生君)** 環境水道課長、有働賴貴君。
- **〇環境水道課長(有働賴貴君)** お答えします。

環境アセスメント終了後の5町の判断についてですが、その判断方法については、答弁にもありましたが、今後協議を行っていくこととしております。

また、先ほどの土地の貸付けや出資については、企業の経営を把握するため有効な手段である とは考えておりますが、現在のところ、貸付け条件や出資額を含め、どのように出資するかは決 定しておりません。 **〇議長(藤澤和生君)** 4番、西田由未子君。

○4番(西田由未子君) 「外部の団体に対し指導監督等を行う際の根拠法令について」というのを調べました。それによると、町が、経営状況についてきちんとチェックができるためには、資本金、基本金、その他これに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資していることが条件というふうに、私はそのように解釈しましたが、今からということであるのなら、こういうことになっていくのかなというふうに思います。

そもそも、一般廃棄物の適正な処理については、自治体の責任のもと行われなければならず、 自前でできないから委託する場合でも、稼働状況をきちんとチェックすることは、出資をしなく てもできるのが当たり前だと思います。それが委託条件に入っていなければならないと思います。 経営状況を把握するためには、経営状況の把握のためには、やはり出資とかということが必要 になるのかなというふうに思っております。

しかし、逆に、出資するとなれば、経営の責任も負うことになると思います。この民間業者の施設は、一般廃棄物と産業廃棄物を一緒に燃やす施設ですから、事故が起きたり基準値を超える有害物質が出たとき、それが一般廃棄物が原因か、産業廃棄物が原因か、特定は難しいと聞きます。責任の所在は一体どうなるのでしょうか。

また、現在でも、いろんな資材や燃料高騰がある中、ごみ処理料が高くなったとき、どうなるのでしょうか。長い目で見たら、自前でしていったほうが安かった、ということにもなりかねないと思います。

ですから、この出資ということについては、相当慎重な再検討が必要だと思いますので、今後 検討されるのであれば、そこをしっかり検討した結果をお知らせいただきたいと思いますし、私 は出資については、本当にやめたほうがいいのではないかなという意見でおります。

続いて、3と4についてですけれども、これはどこが判断して、そういう判断を、この施設が 適切かどうかとか、出資をするべきかとか、いろんな判断をどこが判断して責任をとるのかとい うところで、まとめて質問をさせていただきます。

環境アセスメント方法書の中に事業者からの見解がありますけれども、それには「5町と検討します」、「5町と協議します」という言葉が幾つもあります。では、5町というのは何を指すのでしょうか。5町の町長会ですか、それとも広域連合ですか。

3月議会の町長の答弁の中に「協議会」という言葉がありましたが、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会というのはもう解散をされています。そもそも、5町のごみ処理施設についてはまだ何も決まっていないのに、これが早々と解散された意味が私は分かりませんが、では、新たに、5町の一般廃棄物に関する協議会が結成されて、ここが判断をして責任をとるのでしょうか。その御説明については、町長にお願いしたいと思います。

**〇議長(藤澤和生君)** 町長、梅田穰君。

**〇町長(梅田 穣君)** 先ほどありましたように、協議会についてはもう解散をしております。 それは、上益城広域連合の中の組織として設置をしたというふうなことでございますので、今後 いろんな部分については、連合議会の中で協議をしたり議決をしたりされるものと思っておりま す。

**〇議長(藤澤和生君)** 4番、西田由未子君。

○4番(西田由未子君) 広域連合の方にお尋ねをしますと、もうこれから広域連合は、お手伝いはしますけれども、大体、大まかな仕事としては、土地の管理をすることだと、それから取得できていない、あと2筆かな、あるのの取得に向けてすることだというふうに説明をされます。だから、広域連合がその判断をして責任をとるというふうに、今、町長おっしゃいましたが、そうなのかなと思うんです。だから、どこが、以前尋ねたときには「町長会で決めていきます」とおっしゃいました。なので、その辺がよく分からないんです。どこが判断をして責任をとるのかというのが分からないまま、この大きな事業が進んでいくのは本当に、本当に怖い。説明がつかないと思いますので、すみません、ちょっと次の質問もしたいと思いますので、次の機会までで結構です、どこが判断して責任をとるのかという、どこということをきちんと、次のときまでに御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、最後の質問に行きます。幸齢者支援についてお尋ねをします。幸齢者というのを、幸せな年を重ねる方々ということで、この字を使わせていただいています。

ふれあいバスについては、蘇陽地区は予約型になっていると思いますが、今後はできるだけ早く、ふれあいバスのかわりに予約型乗合タクシーを導入すべきではないかと考えております。そうすることで、ふれあいバスに使用しているバスはスクールバスのみに使用していくことができますし、小中学校の在り方とも関連して、これからの公共交通についての検討がずっとなされてきていると思いますが、その進捗状況についてお尋ねをします。

**〇議長(藤澤和生君)** 企画政策課長、北貴友君。

**〇企画政策課長(北 貴友君)** お答えします。

令和5年5月、山都町デマンドタクシー実証実験実施計画策定支援業務の契約を、株式会社電脳交通というところと締結いたしております。この電脳交通は、予約型の乗合タクシーを導入するに当たり必要不可欠なタクシーの配車システムを提供している事業者です。

7月12日及び13日に、電脳交通とともに、町内のタクシー事業者5社に対して、予約型の乗合タクシー導入に向けたヒアリング調査を実施しております。どの事業者からも、予約型乗合タクシーの導入に対して前向きな意見をいただいております。

また、令和5年7月に、山都町地域公共交通計画策定支援業務の契約を株式会社KCS九州支 社と締結し、町の公共交通に関するマスタープランの策定に向けて進めております。

現在、前身の計画である山都町地域公共交通網形成計画で定めた事業の評価、公共交通に対する町民及び民生委員へのアンケート等を実施しているところです。

電脳交通、KCS、町の三者協議の場も積極的に設定しており、三者で協力し合いながら、この二つの業務を進めていくことを共通認識としております。

現在運行しておりますコミュニティーバスについては、なくさないでほしいという声がある一方で、不便であるという声や、「空気を運んでいる」と揶揄される声もあります。

予約型の乗合タクシーは、公共交通を必要としている方に対して、効率よくサービスを提供で

きる移動手段であると認識しており、利用者の利便性、また、運行の効率性を兼ね備えた公共交通サービスをできるだけ早く導入できるよう、町内の交通事業者及び関連事業者との連携を密に しながら、業務を進めていきたいと考えています。

また、スクールバスとコミュニティーバスの共用の見直しについても、並行して教育委員会と 検討を進めていきます。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 4番、西田由未子君。
- ○4番(西田由未子君) コミュニティーバスが必要だとおっしゃる方についても、コミュニティーバスのバス停までに行く手段を考えれば、予約型の乗合タクシーだったらおうちから行けるわけですよね。だから、そういう利便性もありますので、御理解をいただいて、それから、幸齢者の方に分かりやすい、予約をするのが分かりやすくないと利用も進まないと思うんです。だから、利用しやすい予約の仕方ということについても、ぜひ、そこをしっかり考えていただいて、なるべく早い予約型の乗合タクシーの導入をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次ですけれども、移動販売についてお尋ねをします。

現在、移動販売車で買物支援をされている事業者さんもいらっしゃいますが、今年の3月の予算のときに、新規の事業者さんに助成をするというのが出されておりました。新規の事業者さんに対する助成の中身とその目的、それから、新規の方も現在されている方も、両方で分かればありがたいんですが、地域を週何回回っておられるのかとか、品物の内容とか、次回持ってきてもらえるものを注文できるとか、そういう利便性について、分かる範囲で結構ですので御説明をお願いします。

- **〇議長(藤澤和生君)** 福祉課長、髙野隆也君。
- **〇福祉課長(高野隆也君)** お答えいたします。

既存事業者ということですけれども、現在、町内の事業所で宅配サービス、注文を受けて宅配サービスをされており、大体1日平均10件程度の利用があると伺っております。

移動販売車での販売実績というのは今のところはございません。

本年度当初予算に、移動販売事業に係る予算を計上し、議会の議決をいただきました。その後、 要綱を整備し、本年度より施行いたしております。

移動販売を実施するに当たっては、地域の見守り活動の協定を町と交わすこと、月に15日以上 行うこと、5か年継続して事業を行うこと等を要件として実施していただくことといたしており ます。

現在、一つの事業所と、実施に向けた最終調整を行っており、今年度内には実施できるように 進めていきたいと考えております。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 4番、西田由未子君。
- **〇4番(西田由未子君)** 今1件の移動販売事業者と、もう契約をしたということでいいんで

すか。

まだ。すみません。

その条件が地域の見守りをするということと、月に15日稼働するということですね。どこかに。 すみません、もう1点、何ておっしゃいましたか。

- **〇議長(藤澤和生君)** 福祉課長、髙野隆也君。
- **〇福祉課長(高野隆也君)** お答えいたします。

5か年継続して事業を行うことです。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 4番、西田由未子君。
- **〇4番(西田由未子君)** すもません、聞き損なって、申し訳ありませんでした。

もう一つですけれども、予算については、車の購入の補助ということでよかったですか。いい ですかね。

私は、すみません、宅配サービスではなくても、移動販売車が今現在、一つは回っていると思っておりましたので、これから、移動販売車で買物支援をされるところが1か所だけできるということになると思いますが、山都町内、とても広いです。そのニーズをきちんと把握して、その業者さんも成り立たないと、5年間と言わずずっと続けていただくことは難しいと思いますので、そのアフターフォローといいますか、せっかく参入していただいた業者さんが、逆に続けられるような支援も続けていっていただきたいと思いますけれども、その辺の細かいところについてはいかがでしょうか。事業者さんを支援する体制というのはいかがでしょうか。

- **〇議長(藤澤和生君)** 福祉課長、髙野隆也君。
- **〇福祉課長(高野隆也君)** お答えいたします。

事業所の支援ですけれども、まず、先ほど要綱上で、移動販売車、車の購入・改造の支援をまず行います。

町内を回る移動の範囲につきましては、地域のサロンとか、地域の高齢者施設とか、まず、そういうところを重点的に回っていただくように、一応、計画はいたしております。また、社会福祉協議会のほうが、そういう情報等も十分持ち合わせておりますので、社協と、また、事業所と、一体となって、そういう取組をもって継続して、この事業が続くようにしていきたいと考えております。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 4番、西田由未子君。
- **○4番(西田由未子君)** 買物をするということも、とても喜びでもありますし、それから、その買物、車が来たところに人が寄ってきて、話をするとか、よもやま話をするとかいう、井戸端会議の場所になるというのも、とてもいいというふうに、いろんな報道とかでも聞いております。地域の見守りにもなると。「今日は買物来とんなはらんけれども、元気かな」とかということでの見守りにもなるということで、有効な手段でもあるし、何よりも、幸齢者の方が買物がしやすくなるという利便性の向上にもなると思いますので、これが本当にいい方向に回りますよう

に、多方面からの町の協力もお願いしたいと思いますし、何よりも、利用される方の声をよく聞いて、こういうサービスがあったらいいなというのに応えられるような移動販売車になっていきますようにお願いをしたいと思います。

いろんな支援について、子どもからお年寄りまでのことについてお尋ねをしました。ぜひ、何 度も言いますけれども、当事者の意見を大事にした施策をこれからも進めていっていただきたい と思います。

これで質問を終わります。

○議長(藤澤和生君) これをもって、4番、西田由未子君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時18分

# 9月20日(水曜日)

## 令和5年9月第3回山都町議会定例会会議録

- 1. 令和5年9月7日午前10時0分招集
- 2. 令和5年9月20日午前10時0分開議
- 3. 令和5年9月20日午後2時36分散会
- 4. 会議の区別 定例会
- 5. 会議の場所 山都町役場議場
- 6. 議事日程(第14日)(第3号)

日程第1 一般質問

2番 坂本幸誠議員

日程第2 議案第60号 令和5年度山都町一般会計補正予算(第6号)について

日程第3 議案第61号 令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につい

て

日程第4 議案第62号 令和5年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につ

いて

日程第5 議案第63号 令和5年度山都町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第6 議案第64号 令和5年度山都町国民宿舎特別会計補正予算(第2号)について

日程第7 議案第65号 令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について

日程第8 議案第66号 令和5年度山都町水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第9 議案第69号 第2次山都町総合計画基本構想及び第2次山都町総合計画後期基本

計画の変更について

日程第10 議案第70号 通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者指定期間の延長について

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番	東		浩	昭	2番	坂	本	幸	誠	3番	眞	原		誠
4番	西	田	由ラ	卡子	5番	中	村	五.	彦	6番	矢位	二田	秀	典
7番	興	梠		誠	8番	藤	Ш	多	美	9番	飯	開	政	俊
10番	吉	Ш	美	加	11番	後	藤	壽	廣	12番	工	藤	文	範
13番	藤	原	秀	幸	14番	藤	濹	和	牛					

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 梅田 穰 副 町 長 楢 林 力 也

教 育 長 井 手 文 雄 総 務 課 長 坂 本 靖 也

清和支所長	長	崎	早	智	蘇陽支所長	村	上	敬	治
会計管理者	飯	星	和	浩	企画政策課長	北		貴	友
税務住民課長	高	橋	尚	孝	健康ほけん課長	木	實	春	美
福祉課長	髙	野	隆	也	環境水道課長	有	働	賴	貴
農林振興課長	松	本	文	孝	建設課長	西			賢
山の都創造課長	木	野	千	春	商工観光課長	藤	原	章	吉
学校教育課長	工	藤	博	人	生涯学習課長	上	田		浩
そよう病院事務長	枝	尾	博	文	監 査 委 員	志	賀	美村	支子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開議 午前10時0分

**〇議長(藤澤和生君)** おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

## 日程第1 一般質問

**〇議長(藤澤和生君)** 日程第1、一般質問を行います。

2番、坂本幸誠君。

**〇2番(坂本幸誠君)** おはようございます。一般質問を行います。水害があって、被災の方にはお見舞い申し上げたいと思います。私は一つ、職員の方に御礼を申し上げたいと思います。 水害の後、芝公園のところを職員の方で水で流して、掃除、きれいにしていただいたということで、そういう職員の方がいらっしゃるということを誇りに思っております。この場を借りて御礼申し上げます。

ただいまから、一般質問に移ります。

- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- ○2番(坂本幸誠君) それでは、通告書に従っていきたいと思います。

まず、旧国民宿舎についてですね。1番目は、債権者は町がついていると思い、安心して納品されていた。虹の通潤館の自己破産により、債権者への対応を町として、債権者へどう対応されるおつもりでしょうか。お聞きします。

- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** おはようございます。それでは、お答えします。今回の有限会社虹の通潤館の自己破産による債務に関する御質問でございますが、有限会社虹の通潤館と町との関係は、町はあくまでも有限会社虹の通潤館という会社へ出資した出資者の1人でございます。出資者が負う責任範囲は有限責任であり、出資した範囲のみに対して責任を負います。5月15日に熊本地方裁判所における破産手続開始決定がなされ、現在、裁判所が選定した破産管財人

により、法に基づく債権債務の整理が進められておりますので、その経過を見守るしかない状況 でございます。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **○2番(坂本幸誠君)** それは、私たち議員とか町外の人たちはそういうつもりで納品したと 思うんですよ。

しかし、町内の小さい野菜屋さんだったり、魚屋さんだったりは、その意識はあったと思うんですか。町長が社長ですので、町が運営しているというふうな気持ちでいらっしゃったと思うんですよ。これは町民の方も一緒だと思いますけれども、いかがでしょうか。

- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** 町が運営していたということではないと思います。有限会社 虹の通潤館という会社が運営をしておりましたので、そこに町は出資はしておりますけれども、 町とは別人格の法人が運営をしていたということで理解をしているところです。それを広く町民 の方まで理解されていたかというのはちょっと私には分かりませんけれども、そういう状況で運 営をされていたと。平成18年から指定管理者制度というのを導入して、そこに指定をしていると いうことで、運営をさせていただいていたというところです。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **○2番(坂本幸誠君)** 以前は町が半分、50%の株を出資していましたよね。そのときに、町 長が社長になられたと思うんですけれども、そういうことを町の人たちは、町がしていると思っ ていらっしゃったと思うんですよね。 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
- ○議長(藤澤和生君) ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
- ••••••••
- ••••••

••••••

- **〇2番(坂本幸誠君)** 町内の業者は泣き寝入りということで、お伝えしていいですか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** 先ほども申し上げましたが、現在、破産管財人による法に基づく債権債務の整理が行われております。どこまで配当といいますか、財産を整理して、配分があるか分かりませんけれども、経過を見守るとともに、その結果が出てからでないと何もお答えすることはできません。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。

••••••

副町長、楢林力也君。

**○副町長(楢林力也君)** 町長は、町長という立場と、社長という立場がございますので、これも議会においては、社長である立場でいえば発言ができませんので、その双方がありますので、私が見解について申し上げていきたいと思います。

先ほど、議員のほうから社長たる町長だからということで、一般の町民の皆さんはいろんな納品をされたということですけれども、そもそも指定管理制度において、町は甲で、乙が指定管理者ですね。ですから、虹の通潤館という有限会社が受け取るわけですから、そういうことであれば、乙たる指定管理者の施設の虹の通潤館が責任を持って通潤山荘を経営するべきでありますので、その中にあって経営をされてこられたわけですので、そこと町長たる梅田穰は、町長として、公として、乙に対して、虹の通潤館に指定管理をしておるわけですから、その虹の通潤館の責任において、今、運営していただいておるわけです。

その中で、出資者たる町が出資しておりますので、その点については、確かに町長として出資 しておりますので、その出資についての義務は当然負うところでございます。

ですから、出資の責任は当然負うわけですけれども、債務について責任を負うわけではございません。そこのところをしっかり御理解していただきたいと思います。

直営であれば、当然、町長が責任を持っていくわけですけども、指定管理者制度においては、 公として乙に対して指定管理をするわけですから、乙である虹の通潤館の責任として処理してい くわけですので、その場においては、今回図らずも倒産してしまいましたので、その倒産につい ては破産管財人を裁判所のほうが指定して、今、処理をされていることですので、町としてその ことに対して言及することはできませんので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** じゃ、次に、行きます。

2番目ですね。入浴券の払戻しがあっていますけれども、総額が幾らになったかというのと、 また、財源はどちらから出たのかということをお聞きします。

- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** お答えします。8月3日に、第1回債権者集会が開催されました。そこで、破産管財人から自己破産の中間報告がされたところです。温泉券の払戻しについても中間報告があったところですけれども、現在、債権債務の整理中で、最終的な報告があっておりませんので、ここでの回答は控えさせていただきたいと思います。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** 今、分かる分でいいんですけども。
- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** 最終的な結果が出ておりませんので、回答は控えさせていただきたいと思います。
- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **○2番(坂本幸誠君)** これは例えば、入浴券を払戻したということであれば、払ってない……。自己破産というのは、債権者に平等に振り分けるための自己破産なんですよね。それで、入浴券だけを払戻したって、例えば3月10日以降はお金を支払ったとかというのは、これは偏頗弁済に当たるんですよ。いかがですか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** 3月10日以降の支払いについては、3月25日まで営業を続けるというふうに、その当時ですね、25日まで営業をやると。10日以降の仕入れについては現金でお支払いをするという、そこの会社の内部での取決め等があって、10日以降については現金で全て営業を行う必要がございましたので、お支払いをしてあるということで、そこは偏頗弁済には当たらないというふうに考えています。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。

**○2番(坂本幸誠君)** 当たらないですかね。それはまた調べたいと思います。●●●●●●

•••••••

じゃあ、次に行きます。3番目ですね。売却に当たり、募集要項ではプロポーザルが今始まって、15日に締切りがあったと思うんですけれども、売却物件の引渡し日から10年間は継続して運営することと書いてあります。これは買った人からすれば、10年間というのはかなり長いと思うんですけれども、この10年間経営できなくなった場合とか、その10年間の担保というのはどうお考えですか。

**〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長(藤原章吉君)** お答えします。募集要項にも記載しておりますが、契約の解除の欄で買受け者が要綱に示した条件に違反した場合、本要綱に定める義務を履行しない場合及び契約に定める義務を履行しない場合に、契約を解除する権利を行使しますとしております。

お尋ねのありました10年に満たないうちに経営ができなくなった場合については、募集要項に 定める義務を履行しない場合及び契約に定める義務を履行しない場合に該当すると思われますの で、契約解除権を行使することになります。土地建物の売買契約にも契約の解除の項目を設け、 契約解除権を行使したときは、売買物件を返還するとともに、売買代金の10分の3の違約金を支 払う規定としております。

10年間の担保はということですが、10年間の営業ができなければ、先ほど申し上げましたとおり、契約解除権により物件を返還していただくことになります。 以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** それが担保ということで、買戻し特約がついていれば、これを担保に 入れることもできないんですよね。相手側はかなり資金繰りに苦労するんじゃないかというふう に思っております。

先ほどに関連して、7番目、返還金のところで、支払った売買代金を返還します。買った金額をそのまま買い戻すというのは私は理解できないんですけども、そこはどう理解したらいいんですかね。

- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** 買戻し特約の民法で定められております買戻し特約について、規定がございます。第579条に規定がされておりまして、買戻し特約により、買主が支払った代金及び契約の費用を返還して、売買の解除をすることができる。この場合において、当事者が別段の意思表示をしなかったときは、不動産の果実と代金の利息とは相殺したものとみなすという規定がございます。売買をされた金額で買い戻すということができると思います。
- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** 減価償却もありますし、例えば車を買ったとしますよね。1年乗って、同じ値段で買いますか。建物も古くなって、これ何年間ですか、10年間でしょ。契約書に書いてありますので、それは実行されるのかなと思いますけれども、ここはちょっと納得いかない契約だと思います。これ誰が聞いても、10年間で売ったときの金額で買い戻すなんてあり得んと思います。これはもう変更できないんでしょう。いかがですか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** 民法でも定められておりますし、買戻し特約というのを譲渡者が決定すれば、そこと契約するということになると思いますので、この規定でいくことになるというふうに思います。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **○2番(坂本幸誠君)** じゃあ、次に行きますけれども、この前、建設常任委員会で質問したんですけれども、通潤橋の入り口、通潤山荘の入り口ですね。あれが半分は民有地ということで、町のほうで対応しますというふうで、課長さんのほうからお話があったんですけれども、その後、進展はいかがですか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** お答えします。通潤山荘の入り口部分の道路については、山 荘がリニューアルオープンする前の平成13年に、土地の使用貸借契約を締結しております。現在、

新たに賃貸者契約を締結する準備を進めております。地権者との協議も順調に進んでいるという ところでございます。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- ○2番(坂本幸誠君) 心配しなくていいですね、買った人は。
- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** 山荘の敷地の中央部分に入っております道路敷地内の道路については、町の土地でございます。そこの一部が民地があるということでございますので、そこは確保をしたいというふうに考えております。通常どおり使える状態にしたいというふうに思います。
- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** 確保というのが……。確保というのはどんな意味ですか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** 現在の道路部分を通行できるようにするということでございます。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** 町で購入するということですか。町でその土地を買い上げるということですか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** 町のほうで購入できればよかったわけですけれども、現在のところ、購入のほうはできないということでございますので、賃貸借で借りるということになると思います。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** 以前お聞きしたときには、契約書が入っていたんですかね。今まで契約書を取り交わせて、使用する条件とかついてたんですか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** そこの土地については、使用貸借契約書を取り交わしてございます。現在もそれが生きているということでございます。
- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** 買手のほうがそこで不便な思いをされないように、尽力していただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、行きます。2番目、矢部高校についてですね。令和3年度の山都経営塾実績報告書というのがあるんですけれども、これは梅田町長宛てに出してあります。この中に、前副知事、今現在の衆議院の方から、今立てている目標設計設定では山都町の現状を変えることはできない。ど

うすれば規模を大きくできるということで、アドバイスが入っております。矢部高校の入学数増加。全国でも珍しいバイク部を利用した取組、有名バイク選手を招待したイベントとか指導とかがあるんですけれども、これをお読みになって、町長、どんな感想を持たれましたか。

**〇議長(藤澤和生君)** 町長、梅田穰君。

○町長(梅田 穣君) 元副知事ですか。話も聞いておりますが、最終的には、矢部高校の問題は県立高校でありますので、矢部高校が考え、また、県の教育委員会が考える問題という思いでおります。今、矢部高校の二輪車部が全国的にいろんな部分で活躍をしておるのは事実でありますが、二輪車部をどうこうすることについては、我々町としてはいろんな部分で支援をしていきたいという思いでおりますが、設立とかいろんな部分に、我々が言う問題じゃないという思いでおります。

**〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。

**〇2番(坂本幸誠君)** 隣の高森では、やっぱり町長がかなり肝煎りをして、マンガ学科を作ってらっしゃいます。今、二輪車競技部というのがあるんですけれども、今度、道の駅で練習場を取られて、狭いところで今練習しています。これは町としても、ちょっと対応していただきたいなと思うところがあります。今の部員をお聞きしました。1年生が7名、2年生が4名、3年生が1名、そのうち、県外の男子高校生が3名、女子高校生が2名、計5名、県外から来ています。

私が思いますのは、この二輪車競技部というのを矢部高校は自動二輪の大型まで取ることができるんです。こんな学校はまず探してもないんですよね。ちょっと夢は大きくなるんですけど、全国、日本の白バイ隊員を矢部から出すぞぐらい、矢部高校から出すぞぐらいの勢いでアピールしていくことができたら、生徒数はどんどん増えます。二輪に関して言えば、この前八朔でありました自衛隊のオートバイが展示してあったんです。ちょっと私も興味ありますので、話を聞きました。そしたら、自衛隊では、偵察隊、オートバイ部隊ということで、その係があるんですけれども、やっぱ偵察隊、オートバイになると、機動力が物すごいと。車がいけんとこでも行くということで、大変活躍していると。そしたら、いかんせん希望者が少ないと言われますよね。矢部高には二輪車クラブってありますよ。ええー、知りませんでしたということです。そういうクラブで練習した子は、そこに行っても活躍することができるんじゃないかなと思っております。

今、矢部高校の白バイ員になった人たちをちょっと聞いてみたら、山都町出身で、女性白バイ隊員が2名、男性白バイ隊員が4名、そのうち、生徒会長をしていて、二輪車クラブになって、そのまま白バイ隊員に上がって、平成19年、白バイ大会で上位入賞した人で中島出身の生徒もいます。今、免許センターのほうで仕事をしていますけれども、そういった就職先もできる。そういった科を思い切って作ってみたらどうですかね。町長、いかがでしょうか。

**〇議長(藤澤和生君)** 町長、梅田穰君。

**○町長(梅田 穣君)** 先ほど申しましたように、県立高校でありますので、科を作る、いろんな部分については、県ともいろんな協議をしながら、また、学校長とも協議をしながら、先ほど、高森高校の話がありましたが、長い時間をかけて、町としても取り組まれたと聞いておりま

すし、今、二輪車出身の方々が活躍をしておられるのも事実であります。

そしてまた、今、全国に我々も発信をしながら、全国から生徒さんを呼べ寄せるような形をしております。その中には、二輪車クラブのこと、いろんな部分を一緒に情報を発信をしながら、今募集もしておるところでありますので、今後、先ほど言われました二輪車クラブの数をどのような形にするか。今後、大きな課題だろうという思いでおりますので、もう少し、我々も発信をしながら、多くの方々が山都町に、矢部高校に来られるような取組は、矢部高校はもちろんですが、県の教育委員会であったり、いろんな方々と、また皆さんとも相談をしながら進めていきたいと思います。

**〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。

**〇2番(坂本幸誠君)** できれば、ここに書いてありますように、二輪科というふうで新設したほうが、例えば午前中が学科、午後からが実技の練習というふうになれば、かなりレベルは上がっていくと思うんですよね。今の部活動では、やっぱ時間がどうしても足りない。それでも、県大会で優勝したりはしています。それは、やっぱこういった、今まで練習してきて、積み重ねですね。私が思いますのは、やっぱ部活動ではちょっと時間が足りないかなというふうで思っております。これはまた、考えていっていただきたいと。県立高校だけんということでなくて、この町の、矢部高校に対する町としてのアピールとか、そういったのもしていただけたらと思っております。

山都町には、御所オートランドというのがあるんですけれども、この前エンデューロ大会があって、見に行ったんですけれども、そこの担当者に話を聞いたら、ヤマハというメーカーがあるんですけれども、そこからプロライダーを要請せんですかという話も来てるんです。二輪車業界としては、そういった育成する学校とかいうのを求めています。

山都町は、全国でもまれな二輪車競技部というのがあるんで、ぜひともこれを生かしていけた らなと。どんどん来るようであれば、やっぱり寮が必要になるんですよ。寮のお考えは、どうお 考えですかね。

**〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。

**〇生涯学習課長(上田 浩君)** お答えします。矢部高校の寮は、NPO法人山都町を元気にする会が運営を行っております。令和元年から寮生4名で運営を開始し、全国各地から入学者が増えており、現在では男子寮13名、女子寮6名、計19名となっております。7月26日に開催しました矢部高校応援町民会議の中で、課題として、NPO側から施設の状況から、現在受け入れている人数が上限であり、卒業予定者の5人を超える応募があった場合、受入れができないとの報告があってございます。

これを受けまして、矢部高校応援町民会議では、まず初めに取り組むべきことは、支援のための下宿先を募集しようということになりました。早速、矢部高校の校長先生とも相談しながら、8月の広報やまとで募集を募りまして、現在1名の応募があっておるところでございます。また、第2弾としまして、9月にも募集のチラシを組回覧で回し、その必要性を周知してまいります。多くの町民の方に、御協力をお願いいたしたいと思います。

寮の建設につきましては、この下宿先募集の状況を見ながら、次の段階で計画するよう、矢部 高校応援町民会議の中でも意見がまとまったところでございます。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** 寮が足りんというぐらい、下宿が足りんというぐらい、どんどん矢部 高が盛り上がるといいと思いますので、よろしくお願いします。

じゃあ、次に行きます。3番目、通潤橋周辺整備、これは昨日の一般質問でお話を聞きましたので、その次ですね。今まで数名の議員から、岩尾城再建の話が出ています。昨日もあったんですけれども、まず再建のためには岩尾城が見えんといかんと思うとですよね。今、木に覆われて、何も見えない状態ですよね。城見町という名前がついているくらいありますので、城が見えんと、城見町にならんわけです。まずやっぱ昨日、返答があったのは、木を伐採しますとはおっしゃったんですけれども、岩尾城再建のためのビジョンはどうお考えですかね。

- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** 現在、今年で3年目になりますけれども、雑木、竹林等の伐採を行っているところです。岩尾城再建の具体的な計画というか、協議については、まだ生涯学習課とも協議をしないといけませんし、具体的な協議は行われていない状況でございます。以上です。
- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** あの周辺でちょっと調べましたら、町有地のところがかなり畑ってなっていますけど、どこが境か分かりませんけれども、岩尾城の周辺の町有地に関しては許可も何も要らんと思いますので、ぜひ岩尾城が見えるくらい、伐採をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(藤澤和生君) ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
- **〇2番(坂本幸誠君)** 施設の整備と教育の中身についてというところです。不登校について、 山都教室って聞いたんですけれども、その説明をちょっと、よろしかったら、していただければ と思います。
- **〇議長(藤澤和生君)** 学校教育課長、工藤博人君。
- **〇学校教育課長(工藤博人君)** 山都教室の説明ということで、山都教室は、平成28年度から 運用を開始したもので、心理的、情緒的理由等により登校できない状態にある児童、生徒に居場 所を提供して、学校復帰を支援することを目的にした教育支援センターと位置づけて運営してお ります。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** 利用者数ってどれくらいいらっしゃいますか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 学校教育課長、工藤博人君。
- **〇学校教育課長(工藤博人君)** お答えします。山都教室に通室しております具体的な子どもの数字や状態等なんですけれども、該当世帯等への配慮の必要性等を考慮しまして、答弁を控えさせていただきます。
- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** ありがとうございました。

次に、いきたいと思います。5番目ですね。消防署について、今、山都消防署庁舎建設検討委員会というところで、報告書が令和4年10月に出されています。この山都町において、山都町はかなり広いですよ。そこで、2個あった消防施設を1個にしてしまうというのは、かなり無理があるんじゃないかと思っております。緊急事案件数を調べたら、山都地区で485件、蘇陽地区で175件あってるんですね。その175件を一つのところで賄うかとなると、かなり無理があると思います。これは1個あるのを二つ作ってくれというんじゃなくて、今の現状を二つ残してくださいというお願いをしたいんですけれども、町長のお考えをお聞かせ願えますか。

- **〇議長(藤澤和生君)** 町長、梅田穰君。
- **○町長(梅田 穣君)** これにつきましては、山都町に、今、山都消防署と蘇陽出張所があるわけでございますが、先ほど、坂本議員からあったように、検討委員会の中でいろんな協議をしていた中で、最終的に、まずは山都消防署を新設し、両施設とも老朽化がひどいというようなことでございますので、まずは、山都消防署を新設し、数年後に蘇陽出張所も統合するというような形で決定をなされておりますので、そのようなスケジュールの下で進めてまいりたいと思います。
- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** これちょっと、思いを逆にしてほしいと思うんですよ。例えば、蘇陽のほうが人口が多かったと。矢部のほうが人口が少なかったと。蘇陽だけ残しますよって言われたとき、矢部の町民はどう考えるかということです。非常に寂しくないですか。高齢者が進む中で、救急車が近くにおらんと。よく言われるのが、今、何か所だったかな、48か所だったですかね、ヘリポートは。それくらいのヘリポートがあるんで、10分で来るよというふうにおっしゃった方がいらっしゃいます。

しかし、ヘリコプターが来ても、消防署のほうが、救急車が来てないと、上空待機しておかなきゃいけないんですよね。ここから行けば、40分かかるんですよね。10分で行っても、その間、救急車が来る間は降りられないんです。だったら、やっぱり消防署というのは近くにあったほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、副町長、蘇陽出身ですけれども、いかがですか。

- **〇議長(藤澤和生君)** 副町長、楢林力也君。
- **○副町長(楢林力也君)** 今、上益城4町で消防組合としてやっておられます。全体の面積か

らいうと、75%が山都町です。人口でいうと25%です。そういう中で、山都の生命、財産を守るために、どういったことをするかということで、これについては、検討委員会のほうで昨年、十分な議論の中で決定されたことです。それに対して、4町で合意したわけですので、ここで私たち山都町がどうしたいこうしたいということを言える立場にはございません。

ただ思いとしては、確かに、坂本議員のおっしゃるとおり、広い全体の中で75%もある面積の中で、私も先日、目丸の第三小学校から東竹原までずっと横断してまいりました。1時間がかかりました。実際、人が住んでおられる一番端から端までとすると、1時間半以上かかるということを実感しました。

そういったところで、やはり分駐所も残してほしいという思いは十分伝わります。ただ、その場所、位置、それから、どうするかというときに、やはり今の体制では、分駐所もなかなか厳しい運営を強いられます。上益城消防本部としては、今の人員体制自体が全体として少ないから、その人員を増やして、消防本部の生命、財産を守るための方策をどうしたらいいかということで、昨年、その結論を得られましたわけですから、そのことはやはり町としても重く受け止める必要がございます。

どうしても残してほしいともし言った場合は、当然、ほかの3町にも負担をしていただかなければなりませんし、山都町としても、税負担なりが増えてくるわけですので、そこはいろいろ総合的に考える必要がございますので、消防本部全体として考えられたことを重く受け止めていかなければならないというふうに思っております。

確かに、ヘリコプターの話もありますけれども、ここからはやはり、これからじゃあどうするかというところは、本部の中でも、高速道路をいち早く蘇陽まで延ばしてする。あるいは、今の消防体制で広域連携をまだできておりませんので、熊本県全体、あるいは、宮崎県とも五ヶ瀬町と、今、西臼杵郡の消防本部がございますけど、そういったところとの連携も必要ですので、そういった大きな観点の中で議論をしていく必要がありますので、それについては、今後、これから、新しい消防署を建設する中で、それについては継続的に議論をしていただければと思いますし、山都町としても、どういったことで生命、財産を守るかということは、これからも議論をしていく必要があるというふうに思っております。

#### **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。

**○2番(坂本幸誠君)** 蘇陽の消防署に関しては、老朽化はそれほど進んでないということで、5年間の猶予があって、それから見直しても遅くないんじゃないかなと私は思います。新しい消防署は、合併、合同になってもできるスペースがある。蘇陽はやっぱり蘇陽で残しておってもいいんじゃないかなというふうに思います。

蘇陽支所が3名待機しておられます。これが問題になっているのが、救急車に3名乗るんですよ。そしたら空になるんですよ。そらいかんだろうとおっしゃいますけれども、3名のところを調べたら、いっぱいあるんですよ。球磨郡あたりはほとんど3名ですよ。人吉、阿蘇、それがほとんど分署と書いてあるところは3名になっています。だから、人数が3名だからということが、廃止する要件にはならんのじゃないかなと思っています。

昨年の令和4年の山都町の負担率、負担金額ですね。世帯数で言いますと6,313世帯、金額で言いますと2億6,640万5,000円。これだけの負担をしています。管内1人当たりで、大体1万6,798円ぐらいの負担というふうでなっておりますので、町のほうも財政的には厳しいかもしれませんけれども、これやっぱふるさと納税辺りをどんどん伸ばして、今2億ですよ。あれを10億ぐらいまで行くように努力してもらって、できるなら残して、運営ができるように、蘇陽の人たちも安心して暮らせるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、6番目、堆肥舎について、すいません、これ間違っています。堆肥舎の必要性じゃなくて、まず堆肥の必要性について、どうお考えか。お聞かせ願いたいと思います。

- **〇議長(藤澤和生君)** 農林振興課長、松本文孝君。
- **〇農林振興課長(松本文孝君)** それでは、お答えいたします。昨今の世界情勢の変化により、肥料原料の高騰に伴い、肥料価格が上昇しております。その代替手段の一つとして、堆肥の活用については有効であると考えております。

現在、町におきましては、町内資源を有効に活用した堆肥を生産、利用することで、高騰する 肥料価格の使用を抑え、農家負担の軽減、環境保全型農業の推進につなげることを目的に、令和 5年度より、堆肥化施設整備事業を実施しております。堆肥の生産に必要な堆肥舎の整備やロー ダー、堆肥散布に必要な機械等に対して助成を実施しておりますので、農業者の皆様には有効活 用していただきたいと考えております。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。

••••••

••••••

○議長(藤澤和生君) ●●●●●●●●●●●●

○農林振興課長(松本文孝君) ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

••••••••

••••••

••••••

00000

**〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。

**○2番(坂本幸誠君)** ●●●●町営の堆肥舎というのは赤字でやっていると。何で赤字になっとって、それを運営していかないかんかということを思っていたんですけれども、やっぱそれだけやっぱ堆肥の需要なり、必要性などを感じて、町が感じてやっていらっしゃるんだろうと。南阿蘇はこの前新聞に載っていましたように、南阿蘇は今、黒字です。黒字経営の町もいます。

高森になりますと、牛ふん堆肥と野草堆肥と分けて、きれいな堆肥。あそこは納豆菌でしていらっしゃいます。

町のほうで堆肥の勉強会があって、私参加したんですけれども、やっぱ専門家の言われることは、私たちの堆肥に対する考え方が全く変わるんですよ。やっぱこれだけ研究されとるなということで、今、試験的にポットで堆肥を作っております。それで、どんな分解を進んでいくかということを、この前の月曜日だったですね。農事試験場のほうで実験をしてありますので、そこを私も注目していきたいと思っています。

できれば、赤字になるから、堆肥舎を町営で作らないというよりも、赤字になってでもやっているところがある。それは何でかと。山都町では、指定管理をしている農業の施設ってないですよね。私は、有機農業をこれだけを押し進める。これは有機農業だけじゃないんですよ、慣行農家の人も堆肥を入れて、土を豊かにして、作物を作ってほしいという思いもありますので、有機農業を広めるためにも、ぜひお願いしたいと思っている次第であります。

今、農業試験場のほうで、堆肥だけを使った米づくりを試験的にしています。この成果がまた 今年の秋には出ると思いますので、検討のほうをよろしくお願いします。

じゃあ、次に行きます。 7番目ですね。●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

- ○議長(藤澤和生君) ●●●●●●●●●●●●●●
- **〇議長(藤澤和生君)** 町長、梅田穰君。
- **〇町長(梅田 穣君)** そよ風パークにつきましては、今、指定管理者制度を利用しながら、 今、運用をやっていただいておりますので、その期限内等々には売却等々の考えはありません。
- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** 町が年間に支払う3,800万というのは、私は高いと思うんですけれども、いかがお考えですか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** 指定管理料については、5年に1度の更新の時期に、過去の 売上げ、入込み客等の実績を基に算出をして、積算をしておりますので、その管理料については 適切な金額というふうに考えております。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** これの算出方法というのをちょっともう少し詳しく教えてもらっていいですか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** 基本的には直近の3年間の収入、それと管理費、一般管理費

を含めたところの金額を出して、3年間の平均を取って、指定管理料の算定を行っているという ところでございます。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** これはやっぱり5年間、指定管理になると思いますけど、その間は変動はないんですか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** 指定管理料については、5年間の債務負担行為を設定しますので、基本的にはその金額、それは上限額でございますので、それから、指定管理者の募集を行います。そこから、指定管理の公募をされたところの提案の金額は自由にできると。上限ですので、そこを限度に提案ができるということになっています。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** これまた、そよ風パーク関連ですけれども、今の償還金というのはも うないんですかね。
- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** そよ風パークの建物等に係る償還については、もう全て償還 終わっております。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** 全てない、道路あたりもないですね。何か幾つか借入れ先があったとお聞きしたんですけども、もう全て終わったということですか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** そよ風パークを建設したときの起債等の償還については、全て終わっているということでございます。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** 安心しました。そよ風パークも、夏はいいんですよ。冬は利用をどんなするかというふうで考えて、担当者もやっていると思いますので、できるだけ協力して、町のほうもバックアップしていかんといかんとやないかと思っております。

8番目行きます。職員の再任用について、今、再任用の職員、本人の蓄積した経験や能力を引き出せる部署に配置してあるかなと思って、質問です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 総務課長、坂本靖也君。
- **○総務課長(坂本靖也君)** お答えいたします。再任用職員の配置につきましては、これまでの経験を勘案し、業務に精通し、人間関係も築けて、即戦力として、意欲と能力のある再任用職員を幅広い部署で、最大限活用していると考えております。

また、1担当といたしましても、日々の業務はもちろんのこと、長年の経験を生かし、職員の 育成や住民対応等、様々な役割を担っていることと期待しております。

今後も、現役時代に、幅広い分野の業務を経験するような人事管理を行うことで、定年延長による任用や再任用に、自身の経験を生かすことができるような職に配置することが可能になるよう、適切な職員配置を行っていきたいと考えております。

- **〇議長(藤澤和生君)** 2番、坂本幸誠君。
- **〇2番(坂本幸誠君)** 今後とも職員の方が、気持ちよく能力を発揮して、生き生きと仕事ができるような職場づくりを考えて、やっていただけたらいいかなと。私は今まで議員をしていまして、やっぱ町というのは、執行部の能力にかかってくるって思うんですよね。頭から押さえるんじゃなくて、部下の発想をどんどん拾い上げていけるような職場づくりを希望します。

これで、一般質問を終わりたいと思います。

○議長(藤澤和生君) ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

••••••

これをもって、2番、坂本幸誠君の一般質問終わります。

休憩 午前10時59分 再開 午前11時15分

**〇議長(藤澤和生君)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第2 議案第60号 令和5年度山都町一般会計補正予算(第6号)について

**○議長(藤澤和生君)** 日程第2、議案第60号「令和5年度山都町一般会計補正予算(第6号) について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

**〇総務課長(坂本靖也君)** それでは、議案第60号、令和5年度山都町一般会計補正予算(第6号)を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、22ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費です。1目一般管理費は、13節使用料及び賃借料において、職員の年末調整を総合行政システム上で運用し、省力化を図るための10月からのシステム利用料7万3,000円です。

5目財産管理費は、12節委託料において、総合体育館建設地に隣接する町有林の間伐委託料105万2,000円、清和地区緑川の舞岳造林組合管理分収林処分に係る立木調査委託料101万7,000円です。特定財源46万7,000円は、町有林間伐売払収入を見込んでおります。

6目庁舎管理費は、蘇陽総合行政センター内の地域福祉センター、冷房及び浄化槽機器修繕料 62万円です。 14目情報費は、12節委託料において、高齢者向けのスマートフォン講習委託料36万8,000円です。

15目小水力発電施設事業費は、13節使用料及び賃借料において、取水口に堆積する土砂等の撤去に係る重機借上料52万3,000円です。

21目地方創生総合戦略費は、6月定例会において議決いただいた阿蘇くまもと空港出発ロビー プロモーション展示区画料に対して、県関係人口創出支援等補助金148万5,000円が交付決定され ましたので、財源組替えを行うものです。

次のページをお願いいたします。

25目新型コロナウイルス感染症対策交付金事業費です。12節委託料において、通潤橋駐車場渋滞緩和業務委託料65万2,000円。町内の消費喚起を促す目的として、キャッシュレス決済ポイント還元事業運営業務委託料3,279万4,000円を計上しております。18節負担金補助及び交付金において、飼料高騰の影響を受けている畜産農家に対する支援事業補助金796万3,000円を計上しております。22節償還金利子及び割引料は、令和4年度実績確定によるものです。

27目新型コロナウイルス感染症対策臨時特別給付金給付事業費では、22節償還金利子及び割引料において、令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業償還金85万円は、令和4年度実績確定によるものです。令和4年度価格高騰緊急支援給付金事業償還金5万円、次のページの、令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金返還金10万円は、支給時点で対象者であったものが、修正申告によって対象外となったための返還金です。

2款3項1目戸籍住民登録費は12節委託料において、本町が管理する戸籍情報の製本データと、 法務省センターに送信している副本データの正副件数が一致することを確認するための費用38万 5,000円を計上するものです。

3款1項社会福祉費です。5目老人福祉費では、18節負担金補助及び交付金において、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、町内福祉施設2施設に対して、自家発電設備の整備に係る補助金1,350万3,000円で、財源は全額、国からの交付金です。介護基盤緊急整備特別対策事業補助金は、蘇陽地区、野原公民館建て替え及び医療法人関係施設改修事業費補助金3,969万円。財源は全額、県からの補助金です。

次のページの施設開設準備経費助成特別対策事業補助金は、医療法人において、介護療養型から介護医療院への開設準備経費補助金406万3,000円。全額、県からの補助金です。

7目保健事務費は、22節償還金利子及び割引料において、令和4年度低所得者保険料軽減負担金償還金4万1,000円は、令和4年度実績確定によるものでございます。27節繰出金は、低所得者保険料軽減事業に係る介護保険特別会計繰出金121万8,000円です。8目介護予防費は、14節工事請負費において、長崎交流館改修工事292万5,000円を計上しております。

3款2項児童福祉費です。1目児童福祉総務費は、10節需用費において、町内6か所の放課後 児童クラブに備え付けてあるAEDのバッテリー及び電極パット交換費用41万円です。12節委託 料においては、新たに導入する児童相談管理システムに係る保守料10万5,000円と、次のページ は、県子ども医療費助成事業の助成対象拡充に伴うシステム改修委託料10万円です。13節使用料 及び賃借料は、先ほど説明いたしました新たに導入する児童相談管理システムに係る本体使用料433万4,000円で、財源のうち、国及び県からの補助金267万2,000円を計上しております。

3 目児童福祉施設費は、12節委託料において、7月豪雨で崩壊した金内保育園敷地法面復旧に 係る測量設計委託料125万1,000円です。

4目児童館運営費は、8節旅費において、人権センター会計年度任用職員の任用替えによる通 動費用弁償不足分1万9,000円です。

4款1項6目環境衛生費は、27節繰出金で、簡易水道特別会計繰出金34万円です。 次のページをお願いいたします。

4款2項1目塵芥処理費は、14節工事請負費において、7月豪雨で被災した下名連石地区の全 壊認定家屋の公費解体工事費150万円で、財源として国費補助50%の75万円を計上しております。

5款1項農業費です。3目農政費は、18節負担金補助及び交付金において、山都町シニアクラブ連合会に対する特産品開発支援として、がばだす里モン支援事業補助金41万円で、財源のうち県費が50%でございます。農地集積を行う組織への支援として、人・農地プラン実践活動支援事業補助金49万4,000円で、同じく財源のうち県費が50%であります。22節償還金利子及び割引料において、免税簡易課税事業者として補助金申請していたものが課税事業者であったことから、消費税分4万1,000円を返還するものです。

12目大矢野原演習場対策費は、13節使用料及び賃借料において、リース車両を契約満了後、無 償譲渡により町所有とすることから、リース料を減額するものです。14節工事請負費においては、 中島地区用水路改修工事費見直しにより、調整が生じたものです。

次のページをお願いします。

14目単独土地改良費は、18節負担金補助及び交付金において、7月豪雨災害に係る農地及び農業施設の自力復旧申請に対する補助金3,000万円を計上しております。

5款2項林業費です。2目林業振興費では、18節負担金補助及び交付金において、7月豪雨により被災した電気柵等の再生に対する補助金490万円を計上しております。

7目治山費では、12節委託料及び14節工事請負費、15節原材料費において、蘇陽地区長谷と清和地区鶴ヶ田に係る単県治山事業の経費を計上しております。財源は3分の2の800万円が、県費補助と林業債280万円となっております。

次のページをお願いいたします。

6款1項商工費です。2目商工振興費では、18節負担金補助及び交付金において、株式会社まちづくりやべが行うコンテナハウス店舗設置等に係る企業支援の間接補助金1,856万円で、事業費の2分の1が国庫補助、4分の1を町補助として計上しております。

3目観光費では、主に通潤橋国宝指定を見据えた諸費用について、10節需用費では、通潤橋観光パンフレットを増刷する費用、12節委託料では、通潤橋周辺の観光施設の公衆トイレクリーニング20万円、円形分水公衆トイレ周辺伐採業務13万4,000円、新聞ラッピングやSNS広告、高速バスラッピングなどPR事業933万9,000円。14節工事請負費では、円形分水公衆トイレを和式から洋式に改修する工事73万3,000円を計上しております。

- 4目観光施設費では、27節繰出金において、施設売却に伴い、交付金の返還金など、国民宿舎特別会計繰出金2,801万5,000円を計上しております。
- 8目観光施設整備事業費では、14節工事請負費において、新道の駅の進入路と町道との合流地 点の通行の安全を確保するため、カーブミラーの設置工事45万5,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

7款2項道路橋梁費です。2目道路維持費のうち、10節需用費、14節工事請負費は、7月豪雨により被災した道路の公共災害対象外の修繕及び修繕工事を行う経費を計上しております。

13節使用料及び賃借料では、支障木伐採や側溝清掃作業に係る重機借上料121万円。17節備品購入費では、町道維持補修のための低圧用プレート機材が老朽化しための購入費19万8,000円を計上しております。

5目大矢野原演習場周辺民生安定事業費では、資材単価の高騰を受けて、工事費が不足することから、委託料から工事請負費に組替えを行うものです。

次のページをお願いいたします。

7款4項1目公営住宅等管理費です。11節役務費は、おおるりメゾンド浜町に設置する太陽光発電パネルの出力制御をオンラインで対応するための回線使用料4万5,000円。12節委託料は、町営住宅入退去時の清掃業務において、例年より件数が多いことから、施設管理委託料20万円を計上しております。

8款1項消防費です。2目非常備消防費の17節備品購入費は、消防備品の購入財源として、石油貯蔵施設立地対策等交付金を予定しておりましたが、本年度から不交付と決定されたことから、交付金対象分の購入を取りやめるものでございます。歳入の県補助金も減額をしております。

3目消防施設費は、矢部地区浜町地内の地上式消火栓工事において、工事資材の高騰と夜間工事対応を受け、職員の時間外勤務手当及び負担金を計上しております。

4目災害対策費は、18節負担金補助及び交付金において、町指定避難所であるJAかみましき 旧名連川支所の雨漏り及びトイレ改修に係るJAかみましきへの負担金として、28万5,000円。 防災訓練等を取り組む自主防災組織が増加したことにより、自主防災組織補助金46万円を計上す るものです。

次のページをお願いいたします。

9款1項3目教育振興費では、学校給食体制検討委員会開催に伴う報償金及び費用弁償を計上するものです。

9款4項社会教育費では、2目公民館費で、10節需用費において、7月の落雷により故障した中央公民館のエアコン修繕料26万4,000円。18節負担金補助及び交付金は、台風6号において、倒木で被害を受けた市の原公民館を復旧するための補助金123万5,000円を計上するものです。

次のページをお願いいたします。

5目文化財保護費です。田所地区の県補助整備に伴う埋蔵文化材確認調査に係る重機借上料28 万5,000円を計上するものです。

6目文化財保存活用事業費では、通潤橋御小屋横の遊歩道と民地の段差解消を図るための工事

費17万4,000円を計上するものです。

10目図書館費は、熊本県市町村振興協会市町村交付金の交付決定に伴い、財源組替えをするものです。

13目通潤橋保存活用事業費では、通潤橋国宝指定記念祝賀会の経費及び通潤橋観覧者増加が見込まれることに対する経費を計上しております。

次のページをお願いいたします。

9款5項保健体育費です。1目保健体育総務費では、12節委託料において、スポーツ推進計画 策定に伴うアンケート調査を実施するための委託料94万6,000円を計上するものです。

5目中央グラウンド周辺整備事業費では、12節委託料において、芝生広場内の浄化槽清掃業務の内容変更に伴い、7万円を計上するものです。

10款1項農林水産施設災害復旧費です。1目現年度農業施設災害復旧費では、3節、10節、次のページの12節、14節において、7月豪雨災害対応に伴う費用を計上しており、10節、11節、26節において、リース車両のリース期間満了に伴い、町所有とするための費用を計上しております。

3目現年度林業施設災害復旧費では、7月豪雨災害対応に伴う経費を計上しております。

次のページをお願いいたします。

10款2項1目現年度公共土木施設災害復旧費においては、7月豪雨災害対応に伴う費用を計上しております。

13款予備費は、調整です。

38ページ以降は、給与費明細です。後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、歳入について説明いたしますので、15ページをお願いいたします。

11款地方特例交付金は、令和5年度交付額確定によるものです。

12款地方交付税は、令和5年度交付額確定によるもので、減額の要因としましては、固定資産税の増収が影響しているものと思われ、普通交付税分1,164万8,000円を減額計上しております。

14款分担金及び負担金から19ページ、18款財産収入につきましては、歳入のところで説明いたしておりますので、省略いたしますが、17ページの16款2項2目3節のこども政策推進事業費補助金80万4,000円は、山都町こども計画策定支援に対する補助で、当初予算では、全額一般財源としておりましたが、交付内示を受けたことにより、今回計上するものです。

19ページをお願いいたします。

20款1項1目特別会計繰入金は、令和4年度介護保険事業実績確定による精算に伴うものでございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金は、災害復旧費等に充当するために計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。

21款繰越金は、令和4年度決算により確定したもので、今回全額計上しております。

22款5目雑入です。市町村振興事業補助金は、交付額確定によるものです。令和3年度経営継承・発展支援事業返還金は、免税簡易課税事業者として、補助金申請していたものが、課税事業

者であったことから、消費税分の返還が生じたものでございます。

23款の町債は、事業費の確定や財源組替えで調整を行ったものでございます。

戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の追加です。通潤橋史料館及び山都町物産館、虹の通潤館の令和6年度から令和7年度までの指定管理料です。

8ページの猿ヶ城キャンプ村から11ページの服掛松キャンプ場は、令和6年度から令和10年度までの指定管理料です。

12ページをお願いいたします。第3表、地方債の補正です。今回、変更したものです。

続きまして、予算書表紙の次のページをお願いいたします。

令和5年度山都町一般会計補正予算。

令和5年度山都町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21億8,400万円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億7,700万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

地方債補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和5年9月7日提出、山都町長です。よろしくお願いいたします。

**〇議長(藤澤和生君)** 議案第60号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

- **〇2番(坂本幸誠君)** 23ページの飼料高騰対策支援事業補助金、これの配当の方法をお願い します。
- **〇議長(藤澤和生君)** 農林振興課長、松本文孝君。
- **〇農林振興課長(松本文孝君)** 今回の飼料高騰につきましては、畜産経営を下支えするために実施するものでございます。畜種ごとの年間平均給与料から負担増となる金額分を算出し、1 頭または1羽当たりの増額分の単価を設定して交付することとしております。

単価を申し上げますけれども、まず、牛の部分、乳用種が単価が3,400円、肉用繁殖牛が単価1,000円、肥育牛が単価1,700円、豚が340円、鶏が3円となっております。本年2月現在の畜産統計の頭数、羽数によって、こちらで把握しておりますので、その頭数を基に配付していくということにしております。

以上です。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

**〇4番(西田由未子君)** 8ページの、猿ヶ城キャンプ村に対する債務負担行為のことですけれども、猿ヶ城キャンプ村の指定管理を今後も続けられる理由を教えてください。

それと、25ページの施設開設準備経費というところで、病院の何か開設をするときのとおっしゃいましたが、少し詳しく教えていただきたいと思います。

それと、26ページの児童相談管理システムというのは、どういうふうに、児童相談に対するど ういうところで使われるのかというのをお尋ねします。

それと、29ページのコンテナハウスについての助成ですけど、何棟についてどういうふうに、 どういう目的でされるのか御説明お願いします。同じところで、国民宿舎の繰出金が出されてい ますが、これの中身については、もう一つの特別会計のところに書いてはありますけれども、中 身がよく分からないので、繰出金の説明をお願いします。

すいません、それと、32ページの給食に関する委員会への費用弁償等ですけど、その委員会は 何回開かれるのでしょうか。

すいません、以上お願いします。

**〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長(藤原章吉君)** 8ページの猿ヶ城キャンプ村の債務負担行為についてのお尋ねでございました。猿ヶ城キャンプ村については、令和元年からの指定管理を5年間、現在を行っていただいておりますが、その期間中、確かに災害等で休村をしたところもございます。現在7月の災害の復旧も終わりまして、営業を現在再開をしていただいているところでございます。令和6年度以降についても、施設の指定管理者を募集をして、運営をお願いしたいというふうに、募集をしたいというふうに考えております。

災害については、確かにいつ起きるか分からない状況ではございますけれども、早い時期の避難でありますとか、そういった部分も、この5年間では管理者のほうにも徹底をして、お願いをしておりますし、土砂崩れ等あった場合にはすぐ連絡をいただくような体制を取って、運営のほうはお願いしておりますので、令和6年度以降も引き続き、指定管理のほうで運営をしたいというふうに考えております。

それと29ページの国民宿舎特別会計の繰出金についてということでよろしかったですか。主なものについては、通潤山荘の財産処分に伴いまして、民間の事業者に譲渡を行うわけですけれども、令和2年度に地方創生拠点整備交付金を活用して、客室の改修工事を行っております。12室改修を行っておりますけれども、この拠点整備交付金について、今回、財産処分を行うことで、交付金の返還を行うことが必要になってまいりました。その分の予算を計上させていただいたということでございます。許可が、国のほうに承認を求める必要がございますが、承認、許可が下りてから、2日以内に振り込まなければならないということになっておりますので、今回、予算のほうを計上させていただいたところでございます。

それと、地域商業機能複合化推進事業補助金についてでございますけれども、今、お手元にタブレットに資料を配付させていただいたところでございますけれども、地域商業機能複合化推進事業という資料の1ページの一番下になりますが、事業概要というふうに書いてあります。2ページに移っていただいて、事業概要については、地域のニーズや新たな需要に対応しようとする取組等を後押しし、商店街等の多様な機能の活性化と地域の持続的発展を促進することを目的と

していますと、商店街等組織または民間事業者が、商店街において、外来者、来街者の消費動向等の調査分析や新たな需要の創出につながる魅力的な機能の導入等を行い、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等に取り組む場合、その事業に要する経費の一部を地方公共団体とともに補助しますというのが事業の概要でございますけれども、補助対象事業者については、地方公共団体、間接補助事業者の概要ですが、これは商店街と組織または民間事業者になります。2の間接補助事業の内容というところでございますけれども、これについては、2番の商店街等新規の導入促進事業になります。

補助率については、3ページ、4ページを御覧いただきたいと思います。補助率については、4分の3で、上限額が4,000万円となっております。右下の図になりますけれども、補助対象経費が8,000万の場合、国が2分の1、市町村が4分の1、残りの4分の1を間接事業者が負担する事業でございます。

今回、株式会社まちづくりやべより、高速道路開通や通潤橋の国宝答申を受けて、回遊性を高めた商店街のにぎわい創出に向けた提案書の提出がございました。間接事業者としての取組を支援するということとしたところです。

公募については、国の事業としては2月から始まっておりますけれども、今回は3次募集に応募ということでございます。今月中に事業採択の可否が予定されております。予算計上については、事業内示後の判断もございましたけれども、事業期間が残り半年であることや、採択を正式な交付申請書を提出する際に予算の議決の書類を添付する必要がございましたので、今回計上させていただいたところです。

事業の内容については、小一領神社の参道及び空き地を活用して、門前町スタイルのテナントミックス事業を行いますということで、テナントミックスについては、プレハブ、コンテナ店舗にいろんな飲食ですとか、小物の展示ですとか、起業を希望する移住者や若者世代の新たなビジネススタイルによる魅力的なテナント店舗を2棟整備を行う予定です。特に女性や子育て世代が安心して利用できるトイレや、授乳のスペースなども確保して、より快適な滞在空間の創出を図るということの計画です。

山都通潤橋インターチェンジからの接続性を生かし、通潤橋から観光客の回遊性を高め、浜町 商店街のにぎわい創出を行うという計画でございます。

以上でございます。

- **〇議長(藤澤和生君)** 福祉課長、髙野隆也君。
- **○福祉課長(高野隆也君)** お答えいたします。まず、25ページですね。施設開設準備経費助成特別対策事業補助金ですけれども、これは県の介護基盤緊急整備事業になります。町内の医療法人が、介護と医療の同時に対応を行う体制を整える事業でございます。病院内の改修とか、機器の導入を行う事業になります。

それから、26ページですね。児童相談管理システムですけれども、このシステムは、昨年開設しました子育て相談室に配置いたします。昨年6月から相談室を開設いたしまして、1年間で大体100件ほどの相談があっております。そのケース管理を蘇陽と清和支所のほうにも連携させて、

管理するシステムの導入になります。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 学校教育課長、工藤博人君。
- **〇学校教育課長(工藤博人君)** お答えします。32ページです。給食体制検討委員会の開催予定ということで、今年度は4回想定しておりますけれども、再検討を行うこととしております義務教育学校の調整状況にもよりますので、予算組み自体は4回を想定するということです。
- **〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

**〇10番(吉川美加君)** ページで言いますと、29ページあたりなんですが、先ほど来、本当に祝賀ムードを盛り上げていくような予算がいろいろと出ておりまして、具体的には、印刷製本代のところなんですけれども、先ほどちょっと、昨日の一般質問の中で申し上げましたけれども、町にいろんな観光パンフレットがあって、いろんな課がいろいろ作ってらっしゃると思うんですけれども、今日、お客様に今お渡ししているとてもいい4枚つづりぐらいの冊子があるんですけれども、それにプラス、国宝指定がこういうことでしたよとか、それプラスしていかれるようなものを一体どこの課で担当していかれるのか。あれが教育委員会で作られたものか、商工観光課で作られたものか、はたまた、山の都で作られたものか、何かよく承知してないんですが、町内の業者さん、レストランとかタクシーなんかの広告も入っているようなチラシではあります。

でも、しかし、よくできているので、ああいうものをベースにしながら、いいものを作っていただきたいんですが、多言語というところについては、どのようにお考えかというところをお伺いしたいのが1点です。

それから、いろんなイベントを催していかれますけれども、これがやはり町全体の祝賀ムードになるようなものをどういうふうに構築されていくのか、アイデアが。それこそXデーがいつになるんだかちょっと分かりませんけれども、それに向けて、皆さんそれぞれに準備をされていることと思います。その中での町全体の盛り上がり、やっぱり温度差ももちろんあると思うんですよね。だけれども、それをどういうふうにして、町全体、そして、本当にこの国の宝を抱えていく私は自治体として、どういうふうなことを執行部として考えていらっしゃるのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

**〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長(藤原章吉君)** お答えします。10節需用費の印刷製本費については、現在、 通潤橋のパンフレットがございますけれども、そちらの増刷を予定をしております。御指摘ございました4枚つづりの印刷物の中身も参考にしながらということでございましたので、これから 内容の中身の調整も当然行いますし、通潤橋の仕組みですとか、歴史あたりも内容を充実させる 予定でおりますので、そのパンフレットについてはいろんな情報を入れながら、作成をしていきたいというふうに考えております。

それと、多言語化については、今年度の予算で山の都ワンダーランドの観光パンフレットがご ざいますけれども、こちらのほうで多言語化の計画をしております。まだ完成はしておりません けれども、そちらのほうで対応していきたいというふうに考えております。

それと、あと、国宝の指定があってからの町の全体の祝賀ムードということでございましたけれども、答申があったときに、町内商店街に、手旗ですとかのぼりを掲揚させていただいたところです。指定があってからの祝賀ムードということでございますけれども、現時点でちょっと予定をしているものがあるわけではございませんが、その日にちが決まりましたら、その日に合わせて何か行うことを今後検討をすぐしていきたいというふうに考えております。

それと、あと補足でございますけれども、指定があった後には、通潤橋の国宝PR事業で周知 もしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

**〇10番(吉川美加君)** 山の都ワンダーランドの多言語化ということももちろん進めていただきたいところ、非常にいいパンフレットができています。ただ、私が通潤橋周辺でボランティアガイドとかしています関係から言いますと、ああいうふうな立派なものをいちいち人に配るということはないと思うんですよね。

なので、今本当に申し上げた4枚つづりの本当に通潤橋の仕組みがよく分かる、布田さんの偉業がよく分かる、そういったもの、本当にすばらしいパンフレットが一つございますので、それを何とかやって、私、昨日おとといですが、当番しているときに、やっぱり外国の方、どうやらこうやら英語でしゃべったりなんかしながら御案内をしたところですけれども、以前はやっぱ中国の方もいらっしゃって、その方は片言の日本語すごくしゃべってくださったので、苦労はなかったんですけれども、やっぱりそういった方々に通潤橋の周辺の魅力を伝える、本当にちゃんと手渡せる、そういったものもぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

それと、祝賀ムードについては本当によろしくお願いいたします。町全体の、私もここに引っ越したときは、まだ清和村でしたので、隣の町の通潤橋でしたが、今やっぱりおらが、私が町の通潤橋というふうな意識がどんどん盛り上がってきているところですので、これがやっぱり全体に波及していくということが大変大事かなというふうに思っています。商店街の、そういった商工会のルート、それから、やっぱり観光協会あたりの働き、そういったものを盛り上げていっていただきたいというふうに思います。

もう1点、質問お願いします。関連するんですが、先ほどの指定管理の延長ですけれども、史料館と物産館ですね。観光協会にあと2年、これは政策協議会の中でも、今から通潤橋前の整備が始まる。そして、この国宝のことがある。なので、2年間現状のままで、新しい指定管理者にしないというところの説明を受けたところです。あのときもちょっと申し上げましたけど、だとすれば、やはりここにしっかりと通潤橋前、そして、この国宝通潤橋を盛り上げていく働きをしっかりしていただきたい。それを担当課としてはしっかりとつないでいただきたい。そういうふうなことを思っています。8月15日の休館日には本当にびっくりしましたし、史料館も以前からやはりあそこのケアをどうにかしてほしいと石山さんが1人で頑張っていらっしゃるので、それ

もなかなか届きません。本当に高齢になってこられましたので、そこら辺のこともしっかりとお 伝えいただきたいと思うんですが、その点についてのお考えを一言お聞かせください。

- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** お答えします。先ほどの4枚つづりのパンフレットについては、ちょっと予算のほうもかかると思いますけれども、現状で対応できる部分については、取り組みさせていただきたいというふうに思います。

それと、指定管理の延長については、政策協議のときに御報告をしましたとおり、議員の皆さんからも心配される事柄があると思いますけれども、その部分については、町のほうから指定管理者のほうにもお伝えをして、今後、道の駅が外れる運営にもなりますので、そういったところで協議を重ねて、町の意向あたりも伝えていきたいというふうに考えております。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑ありませんか。 3番、眞原誠君。

以上です。

○3番(眞原 誠君) すいません、2点質問させてください。1点は22ページなんですけれども、高齢者スマートフォン講座委託料が計上されていますが、高齢者の方のスマートフォンを使わなければいけないところというのは、今後ますます多く発生してくると思うので、これは非常に事業としては必要なものだなと思っているんですが、もし、以前やられていた実績があれば、どのぐらいの方が利用なさっているのか。あるいは、年間でどのぐらい講座が開設されていて、どれぐらいの参加者がいるのか。その辺を教えていただきたいなと思います。

それと、もう1点はその次のページ、23ページで、山都町キャッシュレス決済ポイント還元事業の運営業務委託料が計上されています。これ事業名称からして、以前やったものをもう1回またこのタイミングでやるということなんだろうと思うのですけれども、そこを一応確認させていただきたいのと、もしそうであれば、以前、課のほうには、私のほうからちょっと指摘したこともあるんですけれども、利用する側、キャッシュレス決済をして利用する側、ポイントを受け取る側と、あと、それから、登録する加盟する事業店のほうで、少し何と言うんですかね、分かりにくい点があったみたいです。そのときの事業者さんのホームページといいますか、アプリを使いながら、使えるお店はここですよというのが書いてあって、そこのお店に行って、キャッシュレス決済をしたりしたんですけど、その後ポイント付与されないという事態があったりしているんですよね。これはなぜかというのを説明受ければ、当時の担当者の職員の方から説明を受けたら、なるほどねと理解はするんですが、しかし、非常にそれが分かりにくい。要するに、直接加盟しているのか、違う業者経由でそのキャッシュレス決済も使えるようになっているのかで違いますよとか、そういう複雑な事情があったので、もし、前回と同じような事業内容なのであれば、その辺りは事業者のほうにきちんと指摘して、改善要求してもらいたいなと思っています。ちょっとその2点を教えてください。

- **〇議長(藤澤和生君)** 企画政策課長、北貴友君。
- **〇企画政策課長(北 貴友君)** お答えします。高齢者スマホ講座委託料の件なんですけども、

以前、何回やって、何人の方が受講されたかというところに関しましては、申し訳ないんですが、 今、数字を持っておりませんので、後ほど御回答させていただきたいと思います。

この事業について説明しますと、文科省の100%の補助事業でありまして、高齢者のデジタルデバイド対策を目的として、講師に業務委託し、高齢者のスマホ初心者に対する12回の全く同じ講座を開催します。午前と午後1回ずつになりますので、6日間の開催です。会場は、千寿苑、清和集落センター、蘇陽支所を予定しており、現在、社協との調整中であります。

- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** お答えします。23ページの山都町キャッシュレス決済ポイント還元事業についてでございますけれども、これは今年の1月5日から1か月間、25日間開催をしました。キャッシュレス決済ポイント事業、高速道路の開通の時期はまだ未定でございますけれども、できればその時期にかぶるような形で実施をしたいというふうに考えております。町内事業者の売上げ回復と、今言いました九州中央自動車道の開通に合わせて、本町への誘客、あるいは機運の醸成、そういったものを図ることを目的としております。

還元率については、前回は30%でございましたけれども、今回は20%ということで考えております。それと、1回当たりの還元上限については、6,000円相当のポイントを上限に考えております。1回、3万円のお買物されたときに、6,000円ポイントがつくという事業ということになります。

それと、対象店舗についてでございますけれども、前回、ポイント還元の部分ですとか、周知についても、一部店舗のほうから御指摘をいただいたところもございましたので、そういった対象店舗の呼びかけですとか、そういったところは徹底して進めていきたいというふうに考えております。

前回のポイント還元事業があったからかもしれませんけれども、前回が150店舗程度だったの が今回は198店舗、対象店舗としてあるということですので、できるだけ多くの店舗に参加をい ただきたいということで、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

以上です。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

**〇8番(藤川多美君)** ページ8ページからの指定管理料なんですが、現在の指定管理料と、 来年度からの指定管理料の金額に相違があるところ、相違というか、金額が違うところがありま したらば、お教えいただきたいと思います。そして、その理由ですね。

それから、先ほどからあります22ページのスマートフォンなんですが、私、スマートフォンの 講習だから、もしかしたら、文科省の100%事業ということで、生涯学習課の前からあるいろん なそんな講座の一つかなと思いましたけども、もしかしたら、このキャッシュレスに連動させて、 なるだけ高齢者が使えるようにも含まっておるのかなというのも思いましたが、それがあったら 教えていただきたいと思います。 それから、34ページ、保健体育総務費でアンケート調査をされますが、アンケートの目的を教 えてください。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長(藤原章吉君) 指定管理、令和元年からの管理料と今回の管理料ということでよろしかったですか。まず、清和文楽館についてでございますけれども、現在の指定管理料が1,905万4,000円。予算書の順に言ったほうがいいですか。通潤橋史料館及び山都町物産館、虹の通潤館でございますけれども、現在の指定管理料が228万6,000円、今回が436万3,000円ということで積算をしております。道の駅通潤橋については、利用料金の減少幅が大変大きい状況です。一般管理費人件費も減少し、経費削減はされておりますけれども、コロナ前の売上げに戻っていないということで、営業利益がマイナス、営業外収益でどうにか事業を運営しているというような状況でございます。ということで、積算をしております。

次は、猿ヶ城キャンプ村でございますけれども、こちらが現在の指定管理料が338万9,000円です。今回が336万4,000円ということで、マイナス8万8,000円になっております。猿ヶ城キャンプ村についても、利用料金は減少しております。災害等で営業期間が限られたためと思われます。併せて人件費、一般管理費も減少しております。

それと、続きまして、清和文楽館でございます。清和文楽館につきましては、現在の指定管理料が1,905万4,000円、今回の管理委託料が2,337万円になります。清和文楽館については、収入については前回とほとんど変化はございませんでした。しかし、一般管理費、人件費が増額となっておりまして、指定管理料のほうを増額させていただいたというところでございます。

それと、清和物産館については表のほうはございませんけれども、清和物産館につきましても、 算定上でございますが、現在の指定管理料はゼロ、今回もゼロということで考えております。物 産館のほうも利用料金は減少しておりますけれども、一般管理費も減少しておりまして、営業利 益を計上しているところです。

よって、利益が出ているということで、今回も指定管理料はゼロということで算定をしております。

それと、清和高原天文台です。清和高原天文台については、現在の委託料634万9,000円です。 今回、算定の金額が533万1,000円ということで計上しております。利用料金収入が増加をしております。併せて一般管理費、人件費も増加をしておりますけれども、利用料金の増加幅が大きく、管理料は減額とさせていただいたところです。

それと、服掛松キャンプ場です。現在の指定管理料が363万3,000円です。それと、6年度以降が143万4,000円ということで、226万3,000円の減額ということにしております。服掛松キャンプ場については、一般管理費、人件費共に上昇をしておりますけれども、利用料金のほうも増加をしております。そのため、指定管理料については、減額ということで考えております。

補足でございますけれども、通常、直近の3年間の金額を決算金額を出して算定をしますけれ ども、服掛松キャンプ場については、直近の3年間の数値で算定をしております。それと、猿ヶ 城キャンプ村については、年間を通した運営が令和4年度だけでございましたので、令和4年度の数値で算定をさせていただいております。それと、道の駅通潤橋、清和文楽村、清和天文台については、令和2年、3年の数値が極端にコロナ禍で売上げが落ちておりましたので、令和2年、3年の数値は除いて、令和4年と令和元年、平成30年の3か年間で算出をさせていただいております。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 企画政策課長、北貴友君。
- **○企画政策課長(北 貴友君)** 高齢者のスマホ教室の件なんですけども、今回キャッシュレス決済の予算も上げておりますが、直接のつながりを持って開催するという考えのものではございませんでして、あくまでも、高齢者のデジタルデバイドの解消を目的としたものです。

今後もデジタルデバイドの解消に向けまして、ほかの補助金等も現在、担当のほうでいろいろ 調べているところで、今年対応できる分については今年対応し、来年度に向けた準備を現在やっ ているところです。

以上です。

- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- ○生涯学習課長(上田 浩君) ページ、34ページのアンケート調査業務委託料の目的というところでお尋ねがあったかと思います。今年度、計画策定予定の山都町スポーツ推進計画策定業務に関わりまして、策定委員の委員長、大学の先生に依頼しようということで、これまで適任者を探してまいりました。ようやく6月末に、その適任者が県大の教授というか、医学博士の方をお願いしまして、その中で協議する中で、計画策定に当たっては、まずスポーツに関する住民の意識調査がやっぱり必要ではないかというところで、今回1,000人アンケートを抽出で取らせていただいて、各世代で取らせていただいて、その意識調査のための業務委託としております。
- ○議長(藤澤和生君) ほかに質疑はありませんか。 8番、藤川多美君。
- ○8番(藤川多美君) 指定管理料については、直近の3年間、もしくは、事情によって算定できないところは令和4年度を参考にということで、それは了承いたしました。今議会でも何度も出てきましたけども、一番最初の通潤橋史料館のところなんですが、国宝にもなりましたって、そうすると、何ですか、土日、平日も客が多くて、1日の売上げが5倍になりましたとか聞きましたので、直近3年間の云々で計算したら、利用料金が少なかったので、ここは増額して436万3,000円になりましたということですが、では、これから伸びますので、そこはどうなるんですかね、途中で。このまま5年間行くんですか。お客さんの増というのはもう見えていますけども、そこがどういうふうになるのかを……。契約とか、その条件がどういうふうになっているのかを教えていただきたいと思います。

それから、アンケート調査なんですが、何か体育館とかを造るとき、造る前にこの意識調査して、どんなニーズの体育館が必要かというのを作られるのかなと思いましたけども、住民の意識調査をして、それをどういうふうにつなげるのかを教えていただきたいと思います。何も体育館

を造るから、こういう規模のものがいるから、調査アンケートを取りますならば、目的が分かりますけども、今この意識調査をして、それをどのように今度は活用していかれるのかをお尋ねします。

**〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長(藤原章吉君)** お答えします。通潤橋史料館、それと山都町物産館については、今回令和6年、7年の2年間の期間の延長をお願いをしているところです。今回算定しました金額については、6年、7年の2年間の分の管理料の上限ということで提案させていただきまして、令和7年度に再度、指定管理料の算定を行って、8年度以降の管理料の算定をしていくということになると思います。

現時点では、6年度、7年度で改修する施設の概要というか、建物もまだ固まっておりません し、管理範囲も変わる可能性がございますので、そういったところを踏まえて、令和7年度に再 度算定をし直すということになると思います。

以上でございます。

- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** お答えします。先ほどの意識調査をどのようにつなげていくのかということで、お問合せがあったと思います。現在進めております運動公園の完成が、令和7年度をめどに予定をしているところでございます。それと併せて、運動公園の利用と、こういった意識調査の中で、スポーツの実施率が低迷であれば、その運動公園を利用した実施率を上げていくことで、住民の健康寿命を伸ばすような計画策定づくりにつなげていければいいなという思いでおります。中身については、今後また協議して決めていきたいと思います。
- **○議長(藤澤和生君)** ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番(西田由未子君)** 8ページの猿ヶ城キャンプ村の指定管理に戻っていただいて、やはりここは災害に遭われる危険性が高いところということで、指定管理については再検討されて、やめていくという方向も考えられるんじゃないかということは、何度か申し上げてきています。早い時期の避難を呼びかけるというふうにおっしゃいましたが、避難が難しいところだから、私は危ないというふうにも思います。

これから5年、また5年間の指定管理をされていくということであれば、この中でのいろんな そういうリスクの管理も本当に徹底していただいて、その次というのは本当に再考していただき たいというふうに思います。

一つお尋ねしたいのは、災害があったときに休村されたというときに対しては、大分長い間休村されましたので、営業もされてなかったわけですから、指定管理料の返還ということの返還があったのか、それを申し出られたのか、お尋ねしたいと思います。

**〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長(藤原章吉君)** お答えします。令和元年から令和5年までの指定管理の期間で、休村をしていた期間というのはございますけれども、指定管理料につきましては、年間を通

して管理をしていただかないといけませんので、管理料については、そのままお支払いをしております。施設だったり、敷地の草刈り等をはじめ、管理のほうは適宜ちゃんとやっていただいているというところでございます。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

**O12番(工藤文範君)** 12番、工藤です。24ページ、お願いします。24ページの介護基盤緊急整備特別対策事業、先ほどの総務課長の説明では、野原公民館の新築工事ということでありました。全て県の補助金891万円、出ます。これについて、これではこの基盤整備はサロン活動をするということでありますけれども、一つは公民館の整備がやはり地域にとっては一番、今、緊急な課題だろうというふうに思っております。

それで、サロン活動で、その公民館に、地域の人たちがデイサービスでも、何でも行けん人が 来る。押し車を押して、公民館に集まって、サロン活動すると。話合いの場を持ったり、それか ら、介護予防とか健康相談をするとかいうのが事業です。

これについて、野原は今回初めて手を挙げられましたけども、山都町ではこれは初めてだと思います。一般への周知はほとんどなかったというふうに、私は思っております。

ですから、住民に対しての周知はどうされていたのか、それから、区長会でもそういった周知がされていたのかどうかということと、後のフォローですね。後のフォローをどう考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

**〇議長(藤澤和生君)** 福祉課長、髙野隆也君。

○福祉課長(高野隆也君) お答えいたします。介護基盤緊急整備事業につきましては、基本的に介護予防を目的とした事業であります。周知に関しましては、広報紙で周知をいたしております。9月に次年度事業を取りまとめて、県に報告するというスケジュールになっております。この事業は非常にメニューが多い事業でありまして、先ほども説明をしましたけれども、医療法人とか介護事業所が介護基盤を整えるための事業もありますし、先ほど議員がおっしゃいました介護予防での公民館改修もメニューにあります。過去の実績として、老人憩の家の床改修、それからトイレの改修、机、椅子の購入等も行っております。地域からの相談があった場合には、それに対応するというような形で対応いたしております。

今回、計上いたしております長崎地区交流館も、同じ事業で改修のほうを行うという予算も計上いたしております。

今後のフォローですけれども、基本的に介護予防を目的といたしておりますので、サロンとか、 通いの場の場とか、そういう取組をしていただけるように、地域の方にもしっかりとその点、協力して対応していきたいと考えております。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

**O12番(工藤文範君)** 12番、工藤ですが、総務課長にお尋ねします。32ページに、公民館の改修補助金というのが教育委員会からも出ております。これは全体じゃなくて、パーセントで補助してあるというふうに思います。今はやはり地域の高齢者が多くて、改修しても、負担金がなかなか払えないと。それが今の地域の実情です。県が890万も出してもらえば、かなりの改修はできます。トイレの改修もできますし、エアコンもつけられます。畳の間をフロアにもできますし、もう隣の町は、40何か所、公民館を全部改修しております。きれいな憩いの場ということに、サロンの場というふうになっています。

それで、そこで、一つには、やはりそういったことが教育委員会に、私たちも、二、三年前ぐらいに教育委員会に出しました、改修補助金をお願いするということで。そういった連絡をやはり、そういう地域はたくさんあると思います。

ですから、そういう連絡を取り合って、できるだけ地域が負担をせんでいいようなやり方をしてもらいたいと思います。それを区長会なんかで説明をして、周知をしてもらいたい、話をしてもらいたいと思います。今、広報でということで、文書でやってもなかなか地域の人たちは分からんです。

ですから、区長会で、そういった説明を行政のほうからしてもらいたいということが一つと、 それともう一つは、造った後のフォローですよね。サロン活動をせにゃならんと、介護予防のサロン活動をせにゃならんということで、私が感心したのは、よその町で、地域推進員、健康推進員という形を作ったり、地域何とか協力隊を活用したりして、特交とか国の金で、そういったサロン活動しよらすですね。

うちの町はたしか、サロンやっても、たしか社協に丸投げして、町の金を持ち出して、はい、 あとは社協でお願いしますというのが、うちのやり方だったと。今からは違うかもしれませんけ れども、今まで私はそうだったというふうに思っております。

でも、やはり、できるだけやっぱり国、県の補助金があったり、そういったものを利用して、 地域の人たちが本当に地域に集まれるような、そういう場所を作っていくためにも、だから、総 務課長、次の区長会でも十分周知をしてもらって、たくさん山都町には公民館があるわけですか ら、そういったところも多様な希望も出てくると思いますので、ぜひともお願いしたいと思いま す。

**〇議長(藤澤和生君)** 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長(坂本靖也君) お答えいたします。今の工藤議員のほうからもありましたように、その事業種目に応じて、いろんな改修事業があります。その中で、町といたしましては、現在、生涯学習課が所管しています公民館の改修費というのが、単費を使いながら行っているという状況でございますが、介護等々の目的を持ってすることによって、有利な、そういった事業が使えるのであれば、今後できる限り、そういうことも住民の方に周知しながら、幅広く活用できるような体制は進めていきたいというふうに思っております。

また、その維持をするための人材に関しましても、確かに集落支援員という制度を利用した活動で、地域の活動を支える人を送り込むというようなこともされている自治体もございます。そ

ういうところも参考にしながら、うちの町で何が一番住民の方が集まっていただき、活動ができ やすい地域になるかということで進めていきたいというふうに思います。

**〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

O11番(後藤壽廣君) 今、12番議員から話がありましたですね。この民生費の中の老人福祉施設の中の野原の分ですね。これは限度額とか、介護保険事業でするわけじゃないですか。全額補助でするわけでしょう。となってくると、やっぱり地域の中では公民館等々はたくさんありますし、その改修工事、限度はどうなっているのか。その改修する場合ですよね。どこまでできるの。家が、今既存があるのを壊して、そこに新しく造る。これ全額やるのという話もあるし、従来の公民館がありますよという話で、これの、いやちょっと床がほげたり、天井が悪かったりしたので、もう全面的作り直すとか、そういう改修工事から、やめるところから全部やるのか。その基準というのはどうなっているのか。そしてまた、その後のフォローですね。やっぱりこの介護保険事業ですので、当然、いろんな形で、介護予防事業をせないかんわけですよね。その基準というのは、何らかの形で厳しさがあるのか、ただ造れば造っただけで、あとはもう年寄りがおらんけん、せん。年寄りは年寄りを介護するけん、せんとか言って、自分たちで公民館造りましたという話だけじや困るし、そこへの基準がどうなっているのかということをちょっと説明をお願いしたいと思います。

**〇議長(藤澤和生君)** 福祉課長、髙野隆也君。

○福祉課長(高野隆也君) お答えいたします。この事業は、県の介護基盤緊急整備事業になります。県補助100%になりまして、県の予算の範囲というのがまず大前提となります。メニューがもう非常に多くありまして、例えば公民館の整備という介護予防拠点になりますと、事業費が971万円が上限ということになります。上限内での整備をしてくださいということになります。そのほかの施設に関しましては、介護施設とか、あと医療法人とか、いろんな機器を導入する事業で、それぞれ限度額が定めてあります。

その後のフォローにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、介護予防の事業に取り組む というのがもう大前提となっております。それにつきましては、社協とか、うちの包括支援セン ターのほうで協力して対応するというような形を取っております。

以上です。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

**〇11番(後藤壽廣君)** 介護予防事業というのはよく分かりました。やっぱりそれの実績報告とか、そういうのが必要なのか。それとも、もうやりましたということでいいのか。これ国、県の補助なので、そこら辺はちょっと厳しいところがあるかと思いますので、それをすれば、やっぱり地元あたりもよく理解してやってもらうように、指導をしてもらいたいと思うし、また、これを介護保険でどんどんやっていけば、山都町で介護保険事業でやりました。あるからも、こるからもどんどん来て、何億円もしましたということになってくれば、介護保険料は上がってくる

のかな。その保険料との関係はどうなっているのか、ちょっとそこまでお尋ねしたいと思います。

- **〇議長(藤澤和生君)** 福祉課長、髙野隆也君。
- **〇福祉課長(高野隆也君)** お答えいたします。実績に関しては、県への報告は求められておりません。

それから、この事業が、何回も申し上げますとおり、県の介護基盤緊急整備事業で、県の基金 事業で事業を行っております。県のほうがどれだけ今後基金を積み立てられるのかによって、左 右されることと思っております。

以上です。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番(西田由未子君)** 2点お願いします。23ページのキャッシュレスの事業ですけど、前に1月に出されたときにも申し上げましたが、これはやはり高齢者の方にとっては使いにくいものなので、同じ目的でするのであれば、商品券といいますか、プレミアム商品券みたいなのは考えられませんかというふうに言っておりました。

それで、そのときはその手数料とかがやっぱりそれにはかかるので、こちらのほうがいいというお答えだったと思うんですが、今回もそういう理由でこちらにされたのか。そうであれば、先ほどの質問もありましたように、高齢者に対するスマホの勉強会、それはやっぱり、もっとたくさん、これに合わせて使っていただけるようにするということで、していただけないものかというふうに思いますが、そのお考えを聞かせください。

それと、国民宿舎の繰出金については、財産処分に伴って許可が下りて、お金を20日以内に振り込まなければならないから、指定管理者が決まってからのことですよね、財産処分というのは。 それに向けての準備として、ここで繰り出しておきたいということでしょうか。それであるならば、別に国民宿舎会計に繰り出さなくても、一般会計から出すということでもいいんじゃないかと思いますが、そこに対するお考えをお聞かせください。

**〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長(藤原章吉君)** まず、キャッシュレス決済ポイント還元事業についてでございますけれども、商品券の配布ということも検討はしましたけれども、例えば商品券の印刷ですとか、郵送代、それと、郵便等々を考えますと、相当のマンパワーが必要になる事業でもございます。経費の面からも、キャッシュレス決済ポイント還元事業のほうが住民に還元する部分じゃなくて、委託をする部分で考えますと、安く上がるというメリットもございますということで、キャッシュレス決済ポイント還元ということで、今回予算のほうを上げさせていただいたところです。

それと、スマホの高齢者への勉強会等々についても、事業者のほう、前回もありましたけども、 事業者の方とスマホの折、PayPayの利用の指導についても講習会を行いましたので、その 辺りについては前回と同様、一緒にやっていきたいというふうに考えております。

それと、財産処分についてでございますけれども、まだ国の許可が下りたわけではございませ

んで、10月には選定委員会を開催して、10月にはその事業者を決めるスケジュールになっておりますので、決まった後に国の許可が下りて、20日以内にその分を振り込まないといけないということもありますので、今回、予算のほうには計上させていただいたということでございます。

なぜ特別会計かということでございますけれども、これまでも通潤山荘の売却に係る費用については、特別会計のほうで全て処理をしておりますので、今回も繰出金という形で処理をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番(藤川多美君) 今の質問の続きですが、条例を廃止しましたよね。条例を廃止した時点で、あれは通潤山荘じゃなくなったわけですから、もうこの繰上償還は、そのとき発生したんじゃないんですか。今のお話では、プレゼンが終わって、次の売却先が決まってから、だから10月ぐらいとおっしゃいましたけど、もう既にあそこは国民宿舎としての機能はなくなって、条例も廃止されましたので。なぜ繰上償還がそのとき、これはこちらから言わないと国は分からないということですかね。本当はもう目的がなくなっているわけですからと思いますけども、そこの説明をお願いします。

それから、昨年だったですかね。私のほうは、客室改修したときの費用がたしか、今思うと勘違いだったと思いますが、昨年だったですかね。一般会計じゃなくて、特別会計から出したら、そこは違うだったと一般会計でしなくてはならなかったので、一括繰上償還されましたけど、あの繰上償還は何の繰上償還だったですかね。私はそれと思ったら、今回が客室改修の繰上償還ですので、そこもお尋ねします。

**〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長(藤原章吉君)** 去年、おととしに繰上償還したものについては、通潤山荘の客室改修で起債を借り入れた分のそれが一般会計で払わなければいけないということが後で判明して、そちらで繰上げて、一般会計のほうで、すいません、特別会計のほうに起債、償還のほうを持っていってあったんですけれども、特別会計では駄目だということで、繰上償還をした部分です。

今回の通潤山荘の財産処分については、町の財産を売却するということで、その売却する財産の中に、国の交付金を使って改修した部屋があるので、その部分の交付金を返却するということで、国の承認はまだいただいておりませんけれども、有償で売却、無償で売却どちらであろうが、補助金の返還は発生するということで、今回計上させていただいたところです。

以上です。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** これで質疑を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

**○議長(藤澤和生君)** 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

## 〇議長(藤澤和生君) 起立多数。

したがって、議案第60号「令和5年度山都町一般会計補正予算(第6号)については、原案の とおり可決されました。

ここで昼食のため、1時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 0 時46分 再開 午後 1 時50分

**○議長(藤澤和生君)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

# 日程第3 議案第61号 令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

**○議長(藤澤和生君)** 日程第3、議案第61号「令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正 予算(第1号)について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

**〇健康ほけん課長(木實春美君)** それでは、議案第61号、令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

今回の補正につきましては、令和4年度繰越金が確定したことによります計数整理及びシステム改修に係る委託料、また、会計年度任用職員1名の報酬単価改定に伴う人件費等の補正でございます。

歳出から御説明いたします。

8ページを御覧ください。

1 款総務費12節委託料66万円です。これは、全世代型対応の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年1月から出産する被保険者の産前産後期間の賦課軽減措置が講じられることに伴うシステム改修費です。財源としまして、特別調整交付金が10分の10でございます。

続きまして、6款保健事業費1節報酬から4節共済費までは、会計年度任用職員1名の報酬単価改定に伴う人件費の補正で、合わせまして17万1,000円を計上しております。

続きまして、9ページをお願いします。

14款予備費1目予備費でございます。398万円を計上しております。

続きまして、歳入です。

7ページをお願いします。

4 款県支出金2節特別交付金83万1,000円につきましては、ただいま歳出で御説明いたしましたので、割愛させていただきます。

8 款繰越金1 節繰越金でございます。こちらは、令和4年度繰越金が確定したことによります確定繰越金1,886万円に対し、当初予算額が2,000万円のため、マイナス114万円の計上となります。

続きまして、9款諸収入1節一般被保険者返納金でございます。山都町国保の資格喪失後受診による保険給付費返還金24万8,000円です。

同じく9款諸収入1目雑入です。一般被保険者診療費負担金精算金306万1,000円でございます。 これは、令和4年度2月診療、3月審査分の精算金でございます。また、その下の段で、療養給 付費等の保険者間調整による収入としまして181万1,000円で、合わせまして487万2,000円を計上 しております。

それでは、表紙の次のページを御覧ください。

令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。

令和5年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ481万1,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億71万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年9月7日提出、山都町長。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(藤澤和生君) 議案第61号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 質疑なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号「令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第62号 令和5年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につ

いて

**○議長(藤澤和生君)** 日程第4、議案第62号「令和5年度山都町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第1号)について」を議題とします。

本案についての、提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

**〇健康ほけん課長(木實春美君)** それでは、議案第62号、令和5年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

今回の補正につきましては、令和4年度繰越金が確定したことによります繰越金の計上と、それに伴う予備費を追加計上するものです。

まず、歳入です。 7ページをお願いします。

5款繰越金1目繰越金でございます。令和4年度繰越金256万4,000円を計上しております。

続きまして、8ページを御覧ください。歳出です。

10款予備費1目予備費です。256万4,000円を計上しております。

それでは、表紙の次のページを御覧ください。

令和5年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和5年度山都町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256万4,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,592万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年9月7日提出、山都町長。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(藤澤和生君) 議案第62号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(藤澤和生君)** 質疑なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号「令和5年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号 令和5年度山都町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

**〇議長(藤澤和生君)** 日程第5、議案第63号「令和5年度山都町介護保険特別会計補正予算

(第1号) について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、髙野隆也君。

**○福祉課長(高野隆也君)** それでは、議案第63号、令和5年度山都町介護保険特別会計補正 予算(第1号)について御説明いたします。

今回の補正は、令和4年度の決算による補正が主になります。

まず、歳出からです。9ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費1目一般管理費4節共済費及び1款3項介護認定審査会費1目認定調査等費1節報酬から4節共済費につきましては、会計年度任用職員の給与改定に伴う増額分の予算を計上しております。

10ページをお願いいたします。

1款5項事業計画策定委員会費1目事業計画策定委員会費1節報酬及び8節旅費につきましては、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を3回から4回に回数を増やすことによる委員会委員の報酬等を増額いたしております。

4款1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金24節積立金については、令和4年度決算に 伴い、介護給付準備基金2,000万円を積立ていたします。

5款1項介護予防・生活支援サービス事業費から、次の11ページ、5款3項包括的支援事業・ 任意事業費の4節任意事業費まで、本年度の国県補助額が決定しましたので、財源の組替えをい たしております。

同じ11ページの6目です。6目の認知症施策総合推進事業費18節負担金補助及び交付金10万円につきましては、認知症で徘回の恐れがある高齢者が行方不明等になった際に、捜索の精度を向上させ、早期発見につなげる目的で、GPS等の位置情報を確認できる装置を購入する費用を助成するものです。1万円の上限で、10件分を計上いたしております。機械につきましては、キーホルダーのタイプ、また、靴に内蔵するタイプ等がございます。平均して、大体1万2,000円程度の機器になります。通信費につきましては、自己負担になります。この機器につきましては、携帯の電波を使用することになります。本議会で予算が可決されましたら、要綱を整備し、早急に施行したいと考えております。要綱につきましては、現在、認知症高齢者等お出かけサポート事業がございます。QRコードでシールを配布する事業になります。その事業を補講する形で整備したいと考えております。参考に、QRコードのどこ行くシールですけれども、令和3年度から実施し、現在3件の御利用がございます。

12ページです。

6款1項償還金及び還付加算金2目償還金22節償還金利子及び割引料5,976万4,000円については、令和4年度事業実績に伴う国県支出金精算返還金になります。

6款2項繰出金1目一般会計繰出金27節繰出金1,393万5,000円は、一般会計からの繰出金になります。予備費は緊急に支出を要する場合の予算として調整し、計上いたしております。

続きまして、歳入です。 7ページをお願いいたします。

3款2項国庫補助金は、令和5年度分の交付金の決定額を計上いたしております。

5款1項県負担金1目介護給付費負担金は、令和4年度分の介護給付費負担金確定額を計上いたしております。

8ページです。

7款1項一般会計繰入金4目低所得者保険料軽減繰入金121万8,000円は、令和5年度分の繰入 金を計上いたしております。

8 款 1 項繰越金 1 目繰越金は、令和 4 年度の繰越額が確定しましたので、 1 億2,828万2,000円を計上いたしております。

次に、表紙に戻っていただき、2枚目をお願いいたします。

令和5年度山都町介護保険特別会計補正予算。

令和5年度山都町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,031万3,000円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,252万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年9月7日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**〇議長(藤澤和生君)** 議案第63号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

- **○10番(吉川美加君)** 11ページのGPSの先ほどの新しい予算なんですけれども、大変すばらしいことだというふうに思っています。シールのほうは私のところでも申請をして、いろんなものに張りつけたりしたんですけれども、もうちょっと詳しく、先ほど通信、それから本体価格が1万2,000円ぐらいとおっしゃった部分と、それから、キーホルダータイプのものがあるとかというふうにおっしゃったんですが、普通に考えれば、いろんな通信会社、携帯の会社なんかがそういう機能を備えているというものは、子どもにしろ、大人にしろあったというふうに思うんですけれども、単体でそういうふうなものがあるということなんですか。もう少し詳しく商品というか、教えていただきたいんですけれども。
- **〇議長(藤澤和生君)** 福祉課長、髙野隆也君。
- **○福祉課長(高野隆也君)** お答えいたします。単体でこの機器はございます。例えば、小さいお子様にふだん持たせてあるタイプのキーホルダータイプもありますし、常に取り付けるタイプ、それから靴の中に内蔵するタイプ等もいろいろございます。どういう機器を購入されるのかというのは、十分御家族の方と相談を受けて対応したいと考えております。

以上です。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

- **〇2番(坂本幸誠君)** 今のですけれども、大体山都町は何人ぐらい必要な人っているんですか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 福祉課長、髙野隆也君。
- ○福祉課長(高野隆也君) お答えいたします。現在、介護認定を受けていらっしゃる方が1,200名ほどございまして、その中で認知症を患っていらっしゃる方というのが数%、ちょっと数字のほうは、詳しい数字はちょっと手元にないんですけれども、ほぼ介護認定を受けていらっしゃる方というのが、もう認知に近い方がいらっしゃいますので、その中でもちろん施設に入所されていらっしゃる方もおられますので、主に在宅でおられる方が対象になるかと考えています。以上です。
- **〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** これで質疑を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号「令和5年度山都町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第64号 令和5年度山都町国民宿舎特別会計補正予算(第2号)について

〇議長(藤澤和生君) 日程第6、議案第64号「令和5年度山都町国民宿舎特別会計補正予算 (第2号) について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長(藤原章吉君)** それでは、議案第64号、令和5年度山都町国民宿舎特別会計 補正予算(第2号)について御説明いたします。

国民宿舎通潤山荘を運営しておりました有限会社虹の通潤館の経営破綻によりまして、従前の 事業継続を前提とした譲渡先候補者の選定に係る事務を進めているところです。10月に企画提案 に係るプレゼンテーション審査を行い、譲渡先候補者を選定いたしますが、今後必要となる売却 に伴う必要な経費について計上しているものです。

歳出から御説明いたします。8ページを御覧ください。

1款1項1目宿舎経営費11節役務費につきまして、32万5,000円を計上しております。通潤山 荘の土地建物に係る買戻し特約登記を所有権移転登記と同時に登記しますので、そのかかる経費 を計上しております。22節償還金利子及び割引料につきましては、通潤山荘の客室改修工事を令 和2年度に実施しております。改修工事に当たっては、国の地方創生拠点整備交付金2,801万 5,000円、総事業費5,613万8,000円を活用しております。今回の財産処分に伴い、国へ交付金の返還を行う必要が生じましたので、その経費を計上させていただきました。返還金の額については国において積算中であり、額が固まっておりませんので、交付金額を計上しているものです。

続きまして、7ページをお願いします。歳入です。

2款繰入金2項一般会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金、2,801万5,000円を計上しております。

3款1項1目1節繰越金362万円は、前年度繰越金です。

5款2項1目1節雑入32万5,000円は、先ほど説明しました買戻し特約登記について、登記手数料を譲渡先から負担していただくものです。

表紙の次のページを御覧ください。

令和5年度山都町国民宿舎特別会計補正予算。

令和5年度山都町の国民宿舎特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,196万円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,722万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年9月7日提出、山都町長。

以上です。よろしくお願いします。

**〇議長(藤澤和生君)** 議案第64号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

- **〇4番(西田由未子君)** 先ほどの一般会計のところでも少しお尋ねはしましたけれども、その客室改修工事が5,618万で、それに交付金を半分ぐらい、2,801万5,000円ぐらいを交付金としてもらっていたので、財産処分に伴って返還しなければならないという名目は分かるんですけど、これの特別会計の中のそれが……。宿舎経営費というところで、予算立てしてあるんですよね。そこになるのかなというのがやっぱり私はよく分かりませんが、分からないというところで、ここで、予算を立てなければいけない理由をもう一度説明ください。起債の繰上償還のときには、特別会計から一般会計にしなければならなかったということがありますので、もしかしてそういうことにもならないのでしょうかと。理由づけをもう少し御説明いただければと思います。
- **〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。
- **○商工観光課長(藤原章吉君)** お答えします。目のところで、宿舎経営費ということになじまないのではないかということでございますけれども、この特別会計上は、この項目で当初予算から計上しておりますし、前回も議論がございましたが、確かに経営という部分はおかしいんじゃないかという御意見もございましたけれども、この予算科目で予算を計上させていただいたところです。

以上でございます。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

**〇4番(西田由未子君)** では、もう一度確認ですけど、起債の繰上償還は一般会計から出さなければいけなかった。今度の交付金返還は、一般会計からまた出さなくてもいい。特会からでいいということが確認できてのことですか。一般会計から出してくださいって言われたら、どうされますか。

**〇議長(藤澤和生君)** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長(藤原章吉君)** 前回の起債の繰上償還については、経緯から申し上げますと、 起債をするときに特別会計からでもいいということの了解を得て、予算を計上しておりましたけ れども、いざ償還が始まるときに、それも一般会計からの起債の償還をしないといけないという ことが後で指摘があったということでございます。

当初は特別会計で計上してもいいということで計上されていたものが、一般会計の予算でない と駄目ということの指摘が後であったということで、前回は繰り上げて償還をしたという経緯が ございます。

今回は町の財産の処分に係る部分を処分することで、国の交付金を返還するということでございますので、これについては特別会計で支出しても可ということで確認はしております。 以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** これで質疑を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号「令和5年度山都町国民宿舎特別会計補正予算(第2号)については、 原案のとおり可決されました。

# 日程第7 議案第65号 令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について

**○議長(藤澤和生君)** 日程第7、議案第65号「令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算 (第3号) について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働賴貴君。

**○環境水道課長(有働賴貴君)** それでは、議案第65号、令和5年度山都町簡易水道特別会計 補正予算(第3号)の説明を申し上げます。

8ページを御覧ください。

歳出につきまして、1款1項1目一般管理費について、300万円を補正しております。これは 条例に登録してある飲料水供給施設4施設、矢部地区の菅囲、下鶴、島木の峰、清和地区の越ノ 尾の修繕料を計上しております。

前に戻っていただき、7ページを御覧ください。

歳入につきまして、1款1項1目簡易水道負担金について、150万円を計上しております。これは先ほど説明しました4施設の修繕に係る地元負担金2分の1分です。

4款1項1目繰入金について、一般会計より繰入れております。

5 款 1 項 1 目繰越金について、令和 4 年度繰越金が確定しましたので、差額分の116万円を計 上しております。

次に、前に戻っていただき、2ページを御覧ください。

令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

令和5年度山都町の簡易水道特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,355万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年9月7日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長(藤澤和生君) 議案第65号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(藤澤和生君) 質疑なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号「令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第3号)については、 原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第66号 令和5年度山都町水道事業会計補正予算(第2号)について

○議長(藤澤和生君) 日程第8、議案第66号「令和5年度山都町水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働賴貴君。

○環境水道課長(有働賴貴君) それでは、議案第66号「令和5年度山都町水道事業会計補正

予算(第2号)の説明を申し上げます。

4ページを御覧ください。

補正予算(第2号)の説明書です。資本的収入及び支出。

支出の部です。1款1項1目原水施設改良費につきまして、216万7,000円を補正しております。 これは、矢部長谷地区水源地のポンプ取替え工事分に係る費用を計上しております。

1款1項2目配水施設改良費につきまして、20万円を計上しております。これは、犬飼地区送水管の工事材料費を計上しております。

次に、前に戻っていただき、2ページを御覧ください。

令和5年度山都町水道事業会計補正予算(第2号)。

第1条、令和5年度山都町の水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 第2条、予算第4条本文括弧中(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,171万6,000

円を9,408万3,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げます。

支出、第1款資本的支出、3億5,071万5,000円、236万7,000円、3億5,308万2,000円。

第1項建設改良費、1億5,770万3,000円、236万7,000円、1億6,007万円。

令和5年9月7日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長(藤澤和生君) 議案第66号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 質疑なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号「令和5年度山都町水道事業会計補正予算(第2号)については、原 案のとおり可決されました。

# 日程第9 議案第69号 第2次山都町総合計画基本構想及び第2次山都町総合計画後期基本 計画の変更について

**〇議長(藤澤和生君)** 日程第9、議案第69号「第2次山都町総合計画基本構想及び第2次山都町総合計画後期基本計画の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、北貴友君。

**〇企画政策課長(北 貴友君)** それでは、議案第69号について説明いたします。議案第69号、

第2次山都町総合計画基本構想及び第2次山都町総合計画後期基本計画の変更について。

第2次山都町総合計画基本構想及び第2次山都町総合計画後期基本計画における計画期間について、下記のとおり変更することとする。

令和5年9月7日提出、山都町長です。

1、第2次山都町総合計画基本構想。

変更前、平成27年度から令和6年度までの10年間。

変更後、平成27年度から令和7年度までの11年間。

第2、第2次山都町総合計画後期基本計画。

変更前、令和2年度から令和6年度までの5年間。

変更後、令和2年度から令和7年度までの6年間。

提案理由です。町長選挙により示される町民の意思を総合計画に反映させるため、次期山都町総合計画の始期を1年間延長し、令和8年度とする予定です。

このことに伴い、総合計画に基づく町政運営の継続を担保するため、第2次山都町総合計画基本構想及び第2次山都町総合計画後期基本計画における計画期間を変更する必要があります。

よって、山都町総合計画条例第6条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

総合計画につきましては、平成23年の法改正により、地方自治法による法的な策定義務がなくなりましたが、まちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちの将来像を描くため、法的な根拠がなくとも作成するべきとの方針により、作成しております。

一般的に、総合計画は町長の方針である公約や意向などを踏まえて策定し、長期の計画として表したものです。

次のページ、資料1を御覧ください。

この表は黄色で示した総合計画と緑で示した基本計画の期間を年表にしたものであり、その年表に青で示した町長の任期を重ねた表になります。上段の現行の年表によりますと、赤い縦の点線で示してあるとおり、令和6年度末に町長選挙が行われます。

第2次総合計画及び後期基本計画は令和6年度までとなっており、次期計画を令和6年度中に 作成し、7年度を次期計画の初年度とすると、次期町長の公約などを総合計画と前期基本計画に 盛り込むことができずに、10年間という長期の計画を策定してしまうこととなります。

下段の延長案を御覧ください。今回の議案で御説明しましたとおり、令和7年度を調整の年度 とし、第2次総合計画及び後期基本計画を1年間延長し、令和7年度中に、町長の公約などを盛 り込んだ次期総合計画を作成し、令和8年度を初年度とした計画を策定することとします。

さらに、赤文字で示しておりますが、次期計画の期間をこれまでの10年から8年に変更し、前期基本計画と後期基本計画をそれぞれ4年間とすることで、町長の任期に合わせた期間へ変更するものです。

また、基本計画に示しております各基本方針の目標数値につきましては、延長期間が1年という短期間であり、コロナ禍という期間を経てきたことも考慮しまして、令和6年度までとしてい

た目標数値を令和7年度までの数値とします。

なお、今年度予算で、次期計画の支援業務委託料と債務負担行為として、令和6年度分、支援 業務委託料を計上しておりますが、本議案を可決いただきましたら、減額補正を次回の補正予算 で行うこととし、次期計画の支援業務委託料については、当初予算に改めて計上させていただき たいと考えております。予算をいただきながら、計画の変更となり、誠に申し訳ありませんが、 御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(藤澤和生君) 議案第69号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(藤澤和生君) 質疑なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(藤澤和生君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号「第2次山都町総合計画基本構想及び第2次山都町総合計画後期基本 計画の変更について」は、原案のとおり可決されました。

### 日程第10 議案第70号 通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者指定期間の延長について

○議長(藤澤和生君) 日程第10、議案第70号「通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者指 定期間の延長について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長(藤原章吉君)** 議案第70号、通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者の指定期間の延長について。

次のように指定管理者の指定期間を延長する。

令和5年9月7日提出、山都町長。

- 1、指定期間を延長する公の施設、通潤橋史料館、山都町物産館虹の通潤館。
- 2、指定管理者、山都町下市184番地1、一般社団法人山都町観光協会、代表理事、山下泰雄。
- 3、指定期間の延長、現行、平成31年4月1日から平成36年3月31日を平成31年4月1日から 令和8年3月31日とする。

提案理由。平成30年12月、山都町議会定例会において、同月12日に可決された議案第74号の「指定管理者の指定について」における通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者の指定の期間を延長するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

通潤橋史料館及び虹の通潤館、現在の道の駅通潤橋でございますが、そこの周辺につきましては、現在、通潤橋周辺整備事業として、令和6年、7年に整備する計画で進めております。現時点では、新たなトイレの整備や食事処いしばしの整備、物産館、通潤橋史料館の改修、体育館跡地の整備等を計画しております。

令和6年、7年については、工事を行いながらの営業となること、仮設店舗での営業も検討していることなど、年間を通した通常営業ができないリスクもあります。整備後の指定管理施設の範囲の検討及び見直しも必要があり、現時点の指定管理施設として公募する状況が整っていないところです。

そこで、今回は公募を見送り、2年間の指定期間を延長し、令和7年度中に次の指定管理者を 選定する方針としたところです。

また、町が作成しております公の施設の指定管理者制度に関する指針の指定管理候補者の指定 手続の項目の中で、指定管理者の指定に当たっては原則公募を実施するとしておりますが、ただ し書がございまして、以下の場合はこの限りでないという規定がございます。 6 項目めに大規模 改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する場合については、最大 2 年間の延長が 可能と規定されているところです。今回その規定に基づき、 2 年間の延長をお願いするものです。 以上、よろしくお願いします。

# ○議長(藤澤和生君) 議案第70号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### **〇議長(藤澤和生君)** 質疑なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### **〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号「通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者指定期間の延長について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

議事日程の都合により、9月22日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### **〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。

したがって、9月22日は休会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

# 9月28日(木曜日)

## 令和5年9月第3回山都町議会定例会会議録

- 1. 令和5年9月7日午前10時0分招集
- 2. 令和5年9月28日午前10時0分開議
- 3. 令和5年9月28日午後1時41分閉会
- 4. 会議の区別 定例会
- 5. 会議の場所 山都町役場議場
- 6. 議事日程(第22日)(第4号)
  - 日程第1 行政報告
  - 日程第2 議案第71号 工事請負変更契約の締結について (津留線道路災害復旧工事)
  - 日程第3 議案第72号 工事請負変更契約の締結について((仮称)山都町総合体育館建築 工事)
  - 日程第4 議案第73号 工事請負契約の締結について(山都町運動公園サッカー場ナイター 照明整備工事)
  - 日程第5 議案第74号 工事請負契約の締結について(山都町運動公園サッカー場施設整備 工事)
  - 日程第6 議案第75号 物品売買契約の締結について(山都町総合体育館運動器具等備品)
  - 日程第7 議案第76号 物品売買契約の締結について(山都町総合体育館事務用品等備品)
  - 日程第8 議案第77号 物品売買契約の締結について(山都町立図書館移動図書館車)
  - 日程第9 議案第67号 町道廃止について
  - 日程第10 議案第68号 町道認定について
  - 日程第11 認定第1号 令和4年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定につい て
  - 日程第12 認定第2号 令和4年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
  - 日程第13 認定第3号 令和4年度山都町病院事業会計決算の認定について
  - 日程第14 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査 申出について

# 7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番	東		浩	昭	2番	坂	本	幸	誠	3番	眞	原		誠	
4番	西	田	由未子		5番	中	村	五.	彦	6番	矢仁	二田	秀	典	
7番	興	梠		誠	8番	藤	JII	多	美	9番	飯	開	政	俊	
10番	吉	Ш	美	加	11番	後	藤	壽	廣	12番	エ	藤	文	範	
13番	藤	原	秀	幸	14番	藤	濹	和	生						

#### 8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

梅田 楢林力也 町 長 穰 副 町長 奆 井 手 文 雄 坂 本 靖 也 教 総務課長 長 長 崎 早 智 清和支所長 蘇陽支所長 村上敬治 会計管理者 飯星和浩 企画政策課長 北 貴友 税務住民課長 高 橋 尚 孝 健康ほけん課長 木實春美 福祉課長 髙 野 隆 也 環境水道課長 有働賴貴 松本文孝 建設課長 農林振興課長 賢 西 山の都創造課長 木 野 千 春 商工観光課長 藤原章吉 学校教育課長 工藤博人 生涯学習課長 上 田 浩 そよう病院事務長 枝 尾 博 文 監査委員 志 賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開議 午前10時0分

**〇議長(藤澤和生君)** おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

# 日程第1 行政報告

**○議長(藤澤和生君)** 日程第1、行政報告の申出があっております。

これを許可します。

町長、梅田穰君。

- ○町長(梅田 穣君) おはようございます。お許しを得ましたので、報告をいたします。もう皆さん御存じのとおり、9月25日の官報によりまして、通潤橋が正式に国宝に指定をするという告示が出ました。今年の秋という思いでおりましたので、もう秋でありますが、少し早くてびっくりしたような決定でございましたが、今後につきましては、また、皆さん方といろんな協議をしながら、保存、活用はもちろんでございますが、今後の通潤橋の活用等々につきましても、一緒に大事な国宝を守りながら、また、多くの方々に来ていただくような施策等々も、早く詰めていきたいという思いでおりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、報告といたします。
- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** おはようございます。ただいま町長より報告がございましたが、改めて通潤橋の国宝指定に関して、行政報告をいたします。

令和5年9月25日月曜日、官報が告示されまして、正式に通潤橋が国宝に新規指定となり、熊本県では人吉、青井阿蘇神社に次ぐ2件目の指定となります。

橋などの土木構造物としては、国宝指定は全国で初めてでございます。告示は文化財保護法第 27条第 2 項の規定によるもので、6 月23日に文化審議会の答申以来、3 か月の期間を経て、文部 科学省告示第107号での告示となりました。

告示の内容は、上欄に国宝通潤橋の名称、中欄に附指定4物件、下欄に通潤橋及び附指定物件 の構造及び形式、所有者、所有者住所、所在地情報を表示してございます。

これと同時に、今議会初日に可決いただいておりました国宝通潤橋条例も同日施行されました ので、併せて御報告申し上げます。

これで行政報告を終わります。

- **〇議長(藤澤和生君)** そよう病院事務長、枝尾博文君。
- **Oそよう病院事務長(枝尾博文君)** おはようございます。医療機器メーカーの不正行為に関する補償につきまして、報告させていただきます。

昨年度に発覚しました、そよう病院に設置してありますX線撮影部品交換に関する不正行為につきましては、不正箇所でありますX線管球交換費用の全額返済と、次回のエックス線交換を無償交換で行うこととする被害補償がまとまりました。

なお、熊本県では、令和5年8月18日に業者に対し、行政処分として業務改善命令が出されて おります。

以上御報告をいたします。

#### 日程第2 議案第71号 工事請負変更契約の締結について(津留線道路災害復旧工事)

**〇議長(藤澤和生君)** 日程第2、議案第71号「工事請負変更契約の締結について(津留線道 路災害復旧工事)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

**〇建設課長(西 賢君)** おはようございます。議案71号の説明を行います。

議案第71号、工事請負変更契約の締結について。

令和5年第2回臨時議会において議決された津留線道路災害復旧工事のうち、契約金額5,148 万円を6,138万5,292円に変更することとする。

令和5年9月28日提出、山都町長。

提案理由。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

資料1をお願いします。工事請負変更契約の概要です。

1、工事番号、4災補道矢第200号。

- 2、工事名、津留線道路災害復旧工事。
- 3、工事場所、山都町津留地内。
- 4、当初契約年月日、令和5年2月15日。
- 5、財源内訳につきましては、変更後の全体額及び増減、備考を読み上げます。

負担金4,094万3,000円、660万6,000円の増です。公共土木施設災害復旧事業国庫負担金です。 起債2,040万円、330万円の増、災害復旧事業債。一般財源4万2,292円、708円の減、町費です。 変更後の請負額合計6,138万5,292円。今回の変更請負額、990万5,292円の増額です。

工事内容について説明いたします。復旧延長53メーターについては、変更ありません。変更後の数量について読み上げます。変更増減につきましては、次のページにて説明いたします。

現場打軽量吹付法枠工722平米、植生工970平米、ブロック積工126平米、アスファルト舗装工130平米、L型側溝布設替工48メーター、防護柵設置工(構造物用)が24メーターです。

7、契約の相手方、上益城郡山都町南田220-1、矢部開発株式会社、代表取締役、上田信。 次のページをお願いします。

変更数量の増減表になります。施工延長については53メーター、変更ありません。道路土工については12立米の減となっておりますが、土質区分の変更であり、小規模機械による岩掘削に対応する単価に変更を行うものです。法面工について2平米の減となっていますが、道路上段部の掘削において、一部区間が通常の植生マットによる植生が困難であるため、厚層、厚みがある植生マットに変更を行うものです。防護柵工については、実測による変更です。構造物取壊し工については、舗装版壊しと実績による変更です。

今回の変更については、施工範囲に変更はありませんが、土質区分の変更、その露出に応じた 法面保護が主な変更内容となります。

次のページ、3ページをお願いします。

公共工事請負変更仮契約書の写しです。

- 1、工事番号から3、工事場所は先ほど説明しましたので、省略します。
- 4、変更契約事項、変更工事請負額、増額990万5,292円。

令和5年2月15日付けで請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり、 請負契約を変更する。

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決 を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和5年9月22日、発注者、山都町長、受注者、熊本県上益城郡山都町南田220-1、矢部開発株式会社、代表取締役、上田信。

次のページ、4ページをお願いします。津留線の位置図になります。

次のページ、5ページをお願いします。工事平面図になります。赤書きが変更数量です。

次のページ、6ページをお願いします。標準断面図になります。

次のページ、7ページをお願いします。ドローン撮影による現場写真です。

①については、当初計画による植生マットです。②が2か所ございますが、ここにつきましては、厚いタイプ、厚層タイプの植生マットに変更を行うものです。道路下の③については、当初計画により、現場打軽量吹付法枠工で工法の変更はありません。

次のページ、8ページをお願いします。

道路上側の法面掘削後の写真になります。写真の上部につきましては土砂法面ですが、中央部から下部について、岩盤及び礫混じり土が見受けられます。この分が法面の変更を行うところです。

次のページ、9ページにつきましては、法面状況の接写写真です。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(藤澤和生君) 議案第71号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

- **〇12番(工藤文範君)** 12番、工藤です。金額的に990万の増額ということになっておりますけども、工期については延長のほうはありませんか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 建設課長、西賢君。
- **〇建設課長(西 賢君)** お答えします。現契約については、令和6年3月29日を予定しております。現場状況を施工業者と打合せをしたところ、一応12月までには完了させたいということで、打合せを行っております。

以上です。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** これで質疑を終わります。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号「工事請負変更契約の締結について(津留線道路災害復旧工事)」は、 原案のとおりに可決されました。

# 日程第3 議案第72号 工事請負変更契約の締結について((仮称)山都町総合体育館建築 工事)

○議長(藤澤和生君) 日程第3、議案第72号「工事請負変更契約の締結について((仮称) 山都町総合体育館建築工事)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

## **〇生涯学習課長(上田 浩君)** 議案第72号について説明いたします。

議案第72号、工事請負変更契約の締結について。

令和4年第2回、定例会において議決された(仮称)山都町総合体育館建築工事請負契約のうち、契約金額20億5,557万円を21億5,889万5,630円に変更することとする。

令和5年9月28日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

資料を御覧ください。

工事請負変更契約の概要です。

工事番号、山教生工第22号。

工事名、(仮称) 山都町総合体育館建築工事。

工事場所、上益城郡山都町千滝地内。

当初契約年月日、令和4年6月9日。

財源内訳、全体で21億5,889万5,630円。交付金10億5,000万円、社会資本整備総合交付金。起債1億7,500万円、防災・減災・国土強靱化事業債です。起債4億1,550万円、過疎対策事業債です。基金5億889万5,000円です。公共施設整備基金を充てます。単独費950万630円、一般財源です。

工事内容につきまして、説明します。体育館建築工事におきましては、主な変更としまして、 建築工事、電気設備工事においては、物価スライド及び屋根材の使用変更や、調光設備の追加に よる増、給排水設備工事、空気調和設備工事、昇降機設備工事においては、物価スライドによる 増となったものです。

内容を詳しく説明いたします。資料7を御覧ください。

本工事の工期は約18か月532日で、2年間にまたがる工事です。この間、賃金や物価の変動に伴う労務単価や資材単価が上がり、それに伴う請負代金の変更対応を行わなければなりません。 山都町公共工事請負契約約款第26条第6項の賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更規定がございます。

いわゆるインフレスライドと呼ばれておりますが、インフレスライドとは、建設工事において 日本国内で急激なインフレが起きて、契約金額が著しく不適当となったときに、契約金額の変更 を請求できる制度です。発注者と受注者の対等な立場において契約が結ばれており、これを履行 するものです。

変更要因の一つ目は、特例措置による変更、青の四角の部分です。

令和4年2月18日付、国土交通省から、令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置について通達があっております。これは、令和4年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たり、旧労務単価を適用したものについては、新労務単価及び、当初契約時点の物価による積算に改めて算出された請負代金額に契約を変更する

ものとなっており、この特例措置による変更額は税込みで4,693万3,996円となっております。これには甲乙協議書を交わし、請負者から一旦変更額の承諾を得ておきます。

次に、インフレスライドによる変更です。令和5年度に入りまして、さらに賃金水準の変動があっており、受注者側から請求により、請負額を変更するものです。これにより、インフレスライド条項運用マニュアルが示しておりますが、インフレスライド変更額が変動前の残工事の1%以上の変更額があった場合のみ、インフレスライドが適用可能となります。今回、変更設計額が1%以上超えておりましたので、受注者側負担額1,598万7,126円を差し引いた額、緑の四角で表示しております3,637万1,000円がインフレスライド額となります。

最後に、工事内容の変更です。主なものとしましては、屋根材の仕様変更に伴うものです。これまで屋根材には、一般的に採用されてきたフッ素系樹脂塗装鋼板を採用しておりましたが、市場においてフッ素樹脂原料の需要が世界的に逼迫しており、原料の調達が停止されております。これにより、ポリウレタン樹脂系を使用した機能性SGL鋼板に変更せざるを得なくなったものです。これにより、直工で1,146万3,618円増額となりました。

その他、各種材料仕様や数量等も変更が生じましたので、変更額が2,002万634円となり、変更額合計が1億332万5,630円、当初請負額との率にしまして、5.02%ほど増額となっております。申し訳ございません。

資料1を御覧ください。公共工事請負変更仮契約書の写しです。

変更工事請負額から、変更増額、1億332万5,630円。

令和4年6月9日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負 契約を変更する。

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を 得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和5年9月19日、発注者、山都町長、受注者、西松・三栄特定建設工事共同企業体、代表者、 西松建設株式会社九州支社、常務執行役員支社長、吉田卓男。

資料2は位置図です。

資料3は屋根伏図です。赤で示す屋根材を、先ほど説明しました屋根材塗料のフッ素系樹脂からポリウレタン樹脂系の仕様に変更するものです。

資料4から資料6までは、矩計図、建物の断面図に金属屋根の仕様を変更しております。 以上で説明終わります。よろしくお願いします。

**〇議長(藤澤和生君)** 議案第72号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**〇4番(西田由未子君)** 1億円増、1億円以上の増ということで、大きな増額でありますので、財源内訳がどのように変わったのかということを詳しく御説明いただけるとありがたいです。 それが一つと、資料7のところの特例措置により、変更基準日は令和4年6月1日、本契約は6 月9日ということなので、変更基準日に照らせば、最初からこれは分かることはできなかったのかなと。増額の見通しがあっての最初の計画だったのかということをお尋ねしたいです。

- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** まず、財源内訳の変更についてでございます。すいません。 内訳書を付けておりませんでしたが、口頭で申し上げます。

前回が全体で20億5,557万円。そのうち交付金が10億2,778万5,000円。それと、起債が10億2,778万5,000円でございました。それと、基準日の件でございます。今回の工事代金の設計に当たりましては、令和3年度から設計に入っております。令和3年3月以前、2月28日以前の単価を使用しておりますので、これは新年度になりまして、協議があった後の基準日で設けておりまして、6月1日となっておりますので、令和3年度の単価から令和4年度の単価に変わったというところの基準日でございます。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**〇4番(西田由未子君)** すいません、先ほどの議案第71号の御説明のときには、きちんと財源内訳の変更前、変更後というのが載っていましたので、特にこのような大きな変更のときには、何がどう変わったのかが分かるようにしていただきたいと思います。

それで、基金を使うというのは、これは今回出たことではないということですか。すいません、 私、基金を使うというふうに認識しておりませんでしたので、その1億円をひねり出すのに、先 ほどちょっと書き留め切れなかったんですが、交付金の増と起債の増だけで1億円になりました っけ。すいません。なので、きちっとした資料をちょっと出していただけませんか。その後ちょ っと休憩いただいて、その後もう1回ということできますか。それがないと、何か私は分からな いんですね。

やっぱり、今までもいろんな工事の契約の中で、やはりいろんな不測の事態が起きて増額というのはありましたので、分かりますけれども、大きな増額ですので、最初から見通しがあったのかということも大事になると思うんですね。

なので、財政的な……、これを増額することで、あと、いろんなところに影響が来ることがないのかなと、他の事業に対しても。それも疑問がありますので、よければ、その資料を出していただきたいと思いますけど、いかがですか。

○議長(藤澤和生君) ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時28分 再開 午前10時49分

○議長(藤澤和生君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

生涯学習課長、上田浩君。

- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** お時間を取ってしまい、申し訳ございませんでした。 ただいま、財源内訳増減表は来ましたでしょうか。このように変更になっております。 以上です。
- **〇議長(藤澤和生君)** 総務課長、坂本靖也君。
- **〇総務課長(坂本靖也君)** ただいまの説明で、私のほうから補足をさせていただきたいと思います。ただいまお送りしました財源内訳によりまして、当初起債のほうで、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債におきましては当初6億2,500万、過疎事業債におきまして4億278万5,000円ということで、基金のほうはこの時点では上げておりませんでした。

その後、令和5年1月の補正予算によりまして、財源の見直しを行いまして、基金を活用する ということで、公共施設整備基金というものを充てるということで、補正を組替えをしておりま す。

それによりまして、全体といたしまして5億1,000万ほど予算的には見込んでおりましたので、 そのうち基金としては、5億889万5,000円というものを今回内訳として上げているというもので ございます。

- **〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。
  - 4番、西田由未子君。
- **〇4番(西田由未子君)** この表を出していただいたので、中身がよく分かるようになって、 ありがとうございます。基金は5億じゃなくて、5,000……。5億ですかね。分かりました。今 の工事のところでは、5,000万追加したということになるわけですね。はい、分かりました。

心配したのが、先ほど、そのほかの事業に影響が来たりはしませんかと。ここだけではなくて、 今からもいろんなところで、工事については増額ということが予想される部分もあるかなと思い ますので、今後の起債枠の計画とか、今後について影響はないのかということでの御説明がいた だければありがたいです。

- **〇議長(藤澤和生君)** 総務課長、坂本靖也君。
- ○総務課長(坂本靖也君) 御説明申し上げます。基金につきましては、それぞれ目的を持ちまして、現在それぞれ財政調整基金以下、基金の積立てをしております。そのうち、先ほど説明いたしましたように、本年度、この体育館に充てるということで積み立てていた分の基金をこれに活用するということにしておりまして、それによりまして、この公共施設整備基金におきましては、概算ではございますが、5億程度の基金を今財源としてまだありますので、今後の基金活用につきましては、まだ運用ができるというふうに考えております。
- ○議長(藤澤和生君) ほかに質疑ありませんか。
- **〇4番(西田由未子君)** 起債の計画に影響ありませんかというのも今お尋ねしたので、それをお願いします。
- **〇議長(藤澤和生君)** 総務課長、坂本靖也君。
- ○総務課長(坂本靖也君) 失礼しました。起債につきましても、それぞれの起債を財政係の ほうで計画的に運用しておりますので、今回、基金を活用することによりまして、起債額で当初

上げておりましたように、減らしております。できるだけ有利な起債を今後も活用するところで 運用はしていきたいということで、起債につきましても、しっかり運用できているというふうに 考えております。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** これで質疑を終わります。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号「工事請負変更契約の締結について ((仮称)山都町総合体育館建築 工事)」は、原案のとおり可決されました。

# 日程第4 議案第73号 工事請負契約の締結について(山都町運動公園サッカー場ナイター 照明整備工事)

**○議長(藤澤和生君)** 日程第4、議案第73号「工事請負契約の締結について(山都町運動公園サッカー場ナイター照明整備工事)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

**〇生涯学習課長(上田 浩君)** それでは、議案第73号について説明いたします。

議案第73号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和5年9月28日提出、山都町長。

工事番号、R5教生工第9号。

工事名、山都町運動公園サッカー場ナイター照明整備工事。

工事場所、山都町長原地内。

契約金額、5,005万円、税込みです。

契約の相手方、上益城郡山都町南田289、西邦電気工事株式会社、山都営業所、所長、井手健 吾。

入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次の資料を御覧ください。工事請負契約概要です。

入札年月日から説明します。

入札年月日、令和5年9月6日。

財源内訳、全体で5,005万円、交付金2,502万5,000円、社会資本整備総合交付金です。起債2,500万円、過疎対策事業債を充てることとしております。一般財源、2万5,000円です。

工事内容、今回の工事は、サッカー場ナイター照明、4本を設置、競技区分Ⅲとありますが、 Ⅲは一般の屋外トレーニング仕様となっております。照明器具は、LED照明広角タイプ24台、 照明柱、1本当たり6台を登用します。この照明柱に、電撃殺虫機4台、点灯盤1台を設置します。

指名業者は、記載しております10社です。

資料1を御覧ください。公共工事請負仮契約書の写しです。

工期以下を説明します。

工期は令和5年10月2日から令和6年3月22日まで。

請負代金額、5,005万円。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、西邦電気工事株式会社、山都営業所は、おの おのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容 によって、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。 なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決 を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和5年9月12日、発注者、山都町長、受注者、西邦電気工事株式会社、山都営業所、所長、 井手健吾。

資料2を御覧ください。入札結果になります。

9月6日の開札で、予定価格、税抜4,924万7,000円、最低制限価格、税抜4,353万2,990円。10 社を指名し、全社から応札があり、西邦電気工事株式会社、山都営業所が税抜4,550万円で落札 しております。

資料3を御覧ください。位置図になります。

現在進めております山都町運動公園内の西側に当たります。

資料4を御覧ください。計画平面図です。

今回施工箇所を赤で表示しております。ナイター照明柱の設置箇所4か所を表示しております。 資料5を御覧ください。サッカー場詳細図です。

ナイター照明、ナンバーワンからナンバー4まで設置位置を表示しております。

資料6を御覧ください。サッカー場の照明配置図です。

照明自動点灯盤を表示しております。

資料7を御覧ください。ナイター照明柱の姿図です。

地上高GLからの高さは14メーターです。

資料8を御覧ください。

ドローンによる上空写真です。赤枠内を今回施工いたします。下段はナイター照明柱の建て込

み地となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

**〇議長(藤澤和生君)** 議案第73号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 質疑なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号「工事請負契約の締結について(山都町運動公園サッカー場ナイター 照明整備工事)」は、原案のとおり可決されました。

# 日程第5 議案第74号 工事請負契約の締結について(山都町運動公園サッカー場施設整備 工事)

○議長(藤澤和生君) 日程第5、議案第74号「工事請負契約の締結について(山都町運動公園サッカー場施設整備工事)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

**〇生涯学習課長(上田 浩君)** 議案74号について説明いたします。

議案第74号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和5年9月28日提出、山都町長。

工事番号、R5教生工第10号。

工事名、山都町運動公園サッカー場施設整備工事。

工事場所、山都町長原地内。

契約金額、5,632万円です。税込みです。

契約の相手方、上益城郡山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役、上村雄二。 入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次の資料を御覧ください。工事請負契約概要です。

入札年月日から説明します。入札年月日、令和5年9月6日、財源内訳は全体で5,632万円、 交付金2,816万円、社会資本整備総合交付金を充てます。起債2,810万円、過疎対策事業債を充て ることとしております。一般財源は6万円です。

工事内容について説明します。

今回の工事は、サッカー場グラウンドコート外側の防球ネット、コンクリートポール27本、便 所工、パークトイレ3連タイプ、1基、浄化槽96人槽、1基を設置するものです。

指名業者は、記載しております11社です。

資料1を御覧ください。

公共工事請負仮契約書の写しです。

工期以下を説明します。

工期は令和5年10月2日から令和6年3月22日まで、請負代金額5,632万円。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、株式会社尾上建設は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請 負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。 なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を 得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和5年9月12日、発注者、山都町長、受注者、株式会社尾上建設、代表取締役、上村雄二。 資料2を御覧ください。入札結果になります。

令和5年9月6日の開札で、予定価格、税抜5,178万2,000円、最低制限価格、税抜4,572万3,271円、11社を指名し、2社が辞退、9社から応札があり、株式会社尾上建設が税抜で5,120万円で落札しております。

資料3を御覧ください。位置図になります。

現在進めております山都町運動公園内西側にします。

資料4を御覧ください。計画平面図です。

今回施工箇所は、サッカー場を赤で表示しております。サッカー場グラウンドコートの周辺に 赤の点線と、点と線で表示しておりますのが防球ネット施工箇所です。サッカー場の上に小さい 赤枠がパークトイレです。

資料5を御覧ください。サッカー場詳細図です。

グラウンド外側に赤線で表示しておりますが、今回の工事においては、防球ネットのコンクリートポールのみを施工いたします。防球ネットは、次回の工事で行う予定です。ポールを結んだ線の延長は、合計で251メーターです。

資料6を御覧ください。防球ネットの展開図です。

番号の10から36まで、立て込みを行います。ホールの高さは、GLから6メーター、高さです。 資料7を御覧ください。パークトイレ3連の詳細図です。

配置図で左側から男子用、真ん中が多目的用、右側は女子用となっております。

資料8を御覧ください。浄化槽の詳細図です。

資料9を御覧ください。ドローンによります上空写真です。

サッカー場赤枠内を今回施工します。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いします。

**〇議長(藤澤和生君)** 議案第74号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

- ○4番(西田由未子君) トイレについてお尋ねをします。設計断面図だけではちょっと想像ができないところがあるんですけど、今の通潤橋の芝生広場のところに建てられているトイレと同じようなものだと想像すればいいのでしょうかということと、寒冷地仕様になっているんでしょうか。そこの芝生広場のトイレについては、凍結で冬場に使えないという現状がありましたので、その辺はいかがなっているのかということをお聞きしたいです。お願いします。
- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** お答えします。トイレの仕様ですけど、これについては通潤 橋前にございますパークトイレとほぼ同等の仕様となっております。

それとまた、寒冷地仕様につきましては、その寒冷地仕様で対応していきたいというふうに考えております。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

- **〇2番(坂本幸誠君)** ネットを張ってしまった後、この調整池までは行くことはできるんですか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** お答えします。計画平面図の④のところで、調整池まで、防球ネットの外にちょっとくねくねした道がございます。これが作業道、2メーターです。よろしくお願います。
- **〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。
  - 4番、西田由未子君。
- **〇4番(西田由未子君)** トイレのことについてもう一つお尋ねですが、全体の位置図を見たときに、あと工事が残っているのは、ちびっこ広場のところになるかと思いますけど、トイレについては、ちびっこ広場のところにも予定されているのでしょうか。これでトイレを置くところはおしまいでしょうか。それをお願いします。
- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** ちびっこ広場は運動場のトイレも共有しておりますので、1 か所です。
- ○議長(藤澤和生君) ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**〇4番(西田由未子君)** すいません。では、もう公園内にトイレはこれ以上の増設はないということですか。それであるのならば、ちょっと足りないんじゃないかなと思いますけど、全体

を見たときに、これでおしまいかどうかということで、もう1回確認させてください。

- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** 図面で見る限り、今サッカー場とちびっこ広場のほうは今のトイレですけど、中央グラウンド側にトイレがございます。すいません、これが新設トイレか、ちょっと確認が必要かなと思います。申し訳ございません。
- **○議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** これで質疑を終わります。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案74号「工事請負契約の締結について(山都町運動公園サッカー場施設整備工事)」は、原案のとおり可決されました。

### 日程第6 議案第75号 物品売買契約の締結について(山都町総合体育館運動器具等備品)

**○議長(藤澤和生君)** 日程第6、議案第75号「物品売買契約の締結について(山都町総合体育館運動器具等備品)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

**〇生涯学習課長(上田 浩君)** 議案第75号について説明いたします。

議案第75号、物品売買契約の締結について。

次の物品について、売買契約を締結することとする。

令和5年9月28日提出、山都町長。

品名、山都町総合体育館運動器具等備品。

納入施設、山都町総合体育館パスレル。

契約金額、3,135万円、税込みです。

契約の相手方、熊本市北区室園町10番68号、株式会社イシヌキ、代表取締役、石抜博史。

入札の方法、条件付一般競争入札。

提案理由です。本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次の資料を御覧ください。物品売買契約の概要です。

本件は、現在建設中の山都町総合体育館内に設置します運動器具等の備品購入です。前回、7月11日臨時議会におきまして議決をいただきましたバスケットゴール1対分は、スポーツ振興く

じ助成金で購入をし、今回はもう1対のバスケットゴールを含めて、競技に必要なその他の体育 備品を購入するものです。

納入施設は、山都町総合体育館パスレル。

入札年月日は、令和5年8月30日が1回目、予定価格を上回り、不落となりましたので、令和5年9月1日に2回目の入札を行い、落札となっております。

財源内訳は、全体で3,135万円、全て一般財源です。

参加業者は、1社のみの株式会社イシヌキでした。

資料1を御覧ください。物品売買仮契約書です。

1から7は契約事項のとおりで、納入期限は令和6年2月29日までとしております。

上記の物品売買について、発注者と受注者は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有する。 なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和5年9月8日、発注者、山都町長、受注者、株式会社イシヌキ、代表取締役、石抜博史。 資料2を御覧ください。開札調書です。

1 社のみ参加し、予定価格、税抜3,000万円に対し、税抜2,850万円で、株式会社イシヌキが落 札しました。

資料3を御覧ください。納入先の山都町総合体育館の位置図です。

資料4を御覧ください。4の1から4の9まで導入備品リストです。

アのバスケットボール、イのバレーボール、ウのバトミントン、ソフトバレー等、エの卓球、 オのトランポリン、カのアリーナ備品、キの柔道、剣道等、クの武道場兼多目的室備品となって おります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いします。

**〇議長(藤澤和生君)** 議案第75号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

- **〇8番(藤川多美君)** 一般競争入札でなく、条件付の一般競争入札となっておりますが、この条件付の内容をお知らせください。
- **〇議長(藤澤和生君)** 総務課長、坂本靖也君。
- ○総務課長(坂本靖也君) お答えいたします。今回、運動器具の入札につきましては、3,000 万円を超える予定価格であり、幅広い運動器具の納入をするものであるため、一定規模、1,000 万以上の運動器具の納入実績を参加資格とすることで、本県の物品納入を誠実かつ着実に履行できる業者の参入を促すということと、2点目といたしまして、今後のメンテナンス等を考慮し、熊本県内に本店または支店を有することということを条件として行っております。
- ○議長(藤澤和生君) ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

- ○8番(藤川多美君) 1回目の不落の内容は、どういうことで不落になりましたでしょうか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 総務課長、坂本靖也君。
- **〇総務課長(坂本靖也君)** お答えいたします。 1 回目、 8 月30日につきましては、予定価格を上回ったということによりまして、不落ということで取扱いをし、改めて行ったということでございます。
- **○議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番(西田由未子君)** 国際試合にも対応するものだと言われて、バスケットゴールだけの 価格が1,000万で、この間、了承されましたけれども、そのときも驚きましたが、今度のバスケットゴールは、また別の子どもたち、ミニバスケットにも対応するということで、別のものがないといけなかったということなんでしょうが、私はいろんな物品のときにはいつもお尋ねするんですが、その価格はお幾らなんですかというのを明示していただきたいと思うんです。

これを積算すると、3,000万以上になると。大きなものとしては何なのかなというのと、柔道場の畳は結構数が多いからですね。これぐらいの値段ですよぐらいは教えていただけないものかと思います。畳についてはレンタルもどうですかという御意見があってたと思いますけれども、比べられてどうだったのかとかということが分かれば、お知らせください。

- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** お答えします。物品のそれぞれの内訳については明細がございますので、これは後で送るということで、これは周知したいと思っております。それと、畳について、レンタルですけど、武道場の半分側に114枚、今回します。基本的には、常設で置いておきます。ほかについてはレンタル、大会が大きい場合はレンタルを考えざるを得ないかなと、今のところ思うところでございます。

以上です。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**〇4番(西田由未子君)** さっきのバスケットゴールのことですけれども、私があまり知らないので申し訳ありませんけど、その子どもたち用のであれば、移動式のではなくて、折り畳んで、普通の学校の体育館のバスケットゴールも備付けですよね。そういうものをつけられるということでしょうか。移動式なんでしょうか。

それと、以前、車椅子バスケットの誘致とかをお考えされませんかということで、御相談申し上げたりしたこともありましたが、そういう国際試合に対応できるようなものも入れられるということであるのならば、そういういろんな大会の誘致についての計画とか、できるだけたくさんの方に外から来ていただく工夫と、それと、町民の方が利用しやすい計画とかいうのが、もしここで言っていただければ、お知らせいただければと思います。お願いします。

**〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。

**〇生涯学習課長(上田 浩君)** 今回バスケットゴールにつきましては、移動式でございます。 議員おっしゃる学校の固定式では、広さが違いますので、やはり中にバスケットゴールを入れる 必要がございました。

それと、今後、指定管理者を12月の議会には皆さんに御提案をすることでございます。その指定管理者が決まりましたら、そういった大会誘致とかも、一緒になって計画をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

- **○4番(西田由未子君)** すいません。それと、備品のところで上がってないので、今言われた指定管理者の方との相談の中で、もしかして、そこで考えられるのかなと思いますけど、町民の方の健康増進のためのいろんな器具を使った一室をそういう……。企業名言ったらあれですけども、いろんな器具を使ったことをやる、何とかザップとかありますよね。それを誘致しろと言っているわけじゃありませんけど、そういった形での町民の方が器具を使って運動ができるようなものを、もう入っているのかなと思ったら入っておりませんでしたので、その辺についてはいかがですか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** お答えします。議員おっしゃられるのはトレーニングルーム のことだと思いますけど、これにつきましては、指定管理者の自主事業であります。何を入れる か、それについても、指定管理者が入れたいもの、住民さんが望むものを入れて行うというところで今計画をしております。
- **〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(藤澤和生君)** これで質疑を終わります。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号「物品売買契約の締結について(山都町総合体育館運動器具等備品)は、原案のとおりに可決されました。

### 日程第7 議案第76号 物品売買契約の締結について(山都町総合体育館事務用品等備品)

**○議長(藤澤和生君)** 日程第7、議案第76号「物品売買契約の締結について(山都町総合体育館事務用品等備品)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

**〇生涯学習課長(上田 浩君)** 議案第76号について説明いたします。

議案第76号、物品売買契約の締結について。

次の物品について、売買契約を締結することとする。

令和5年9月28日提出、山都町長。

品名、山都町総合体育館事務用品等備品。

納入施設、山都町総合体育館パスレル。

契約金額、1,291万4,000円、税込みです。

契約の相手方、熊本市北区津浦町29-46、有限会社オフィス加藤、代表取締役、加藤豊。 入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次の資料を御覧ください。物品売買契約の概要です。

本件は、現在建設中の山都町総合体育館内の各部屋に設置する机、椅子、テーブル等の事務用 品の購入です。

納入施設は、山都町総合体育館パスレル。

入札年月日は、令和5年9月13日。

財源内訳は、全体で1,291万4,000円、全て一般財源です。

指名業者は10社。

資料1を御覧ください。物品売買仮契約書です。

1から7は契約事項のとおりで、納入期限は令和6年2月29日までとしております。

上記の物品売買について、発注者と受注者はおのおのの対等な立場における合意に基づいて、

次の条項によって公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を

令和5年9月28日、発注者、山都町長、受注者、有限会社オフィス加藤、代表取締役、加藤豊。 資料2を御覧ください。開札調書です。

10社を指名し、5社が辞退、5社応札があり、予定価格、税抜で1,181万8,181円に対しまして、 税抜1,174万で、有限会社オフィス加藤が落札しました。

資料3を御覧ください。

納入先の山都町総合体育館の位置図です。

資料4を御覧ください。

導入備品のリストです。各部屋ごとの備品名、数量等の一覧です。

得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

以上で、説明を終わります。

**○議長(藤澤和生君)** 議案第76号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番(矢仁田秀典君)** 6番、矢仁田です。体育館建設についてですけども、建設についてじゃなくて、敷地というか、部屋についてですけども、山下泰裕氏から寄贈されとる宝物が山都町にあるんですけども、この辺の展示場所というのがどっかにあるはずなんですよね。それについて聞いた話ですけども、置く場所がないという話を聞きましたけども、それを置く棚とか何とかはここの中に入っているのかどうか。その辺の部屋的なものがどうなっているのかをちょっとお聞きいたします。

**〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。

**〇生涯学習課長(上田 浩君)** お答えします。山下泰裕先生のこれまでの功績の書状とか写真とかありますけど、それは、武道場の一角に、それを展示するところがございます。それ以外の備品についても、裏のほうにちょっと倉庫があります。そこに置いて、それを定期的に展示をし直すというふうに計画をしているところでございます。

**○議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。 4番、西田由未子君。

○4番(西田由未子君) 先ほどの運動器具等の備品についてと、この事務用品についての予算の出所は一般財源とおっしゃいましたが、たしかふるさと寄付金を充てるんじゃなかったかなと思うんですが、それでいいですかということと、全部一般財源でされるのであれば、いろんな交付金とかの縛りがないので、自由に発注できるものだと私は解釈するんですが、であれば、ほとんど机、イスとか、いろんな備品に対して、積み上げれば1,300万ぐらいになると言われるのでしょうが、その積み上げもまた教えていただければありがたいですけれども。何というかな、一括で入札にかけるんじゃなくって、ほかの方法もあったんじゃないかなと。安く上がる方法ですね。同じテーブルだったり、イスだったりすれば、安く買える方法というのがあるんじゃないかなと思うんですが、その検討はされたかということと、なぜそんなことを言うかというと、以前、学校のエアコンの設置については、国の助成、補助金をもらうと、莫大なというか、何億もかかる部分を山都町の教育委員会さんはすごく工夫していただいて、家庭用のを入れる、大きいのを入れるということで、すごく工夫されて、苦労もされて、導入していただいたと、安く導入ができたという実績があると思いますので、そういうことは考えられなかったのかなということを2点お尋ねします。

**〇議長(藤澤和生君)** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長(坂本靖也君)** お答えいたします。今回の一般財源といたしておりますけれども、 ふるさと納税で備品購入につきましては、当初予算におきまして5,000万円を充てるということ で計上しているところでございます。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑ありませんか。

- **〇4番(西田由未子君)** 工夫されたのかどうかを。
- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** お答えします。発注方法で一括、あるいは分けてというところでございますが、教育委員会としましては、やはり分けるより、一括で発注したほうが単価を抑えられるというふうに判断して、一括で発注をしております。
- ○議長(藤澤和生君) ほかに質疑ありませんか。 4番、西田由未子君。
- ○4番(西田由未子君) なるべく安くいいものができるようにと工夫されているとはもちろん思います。でも、ふるさと基金という大事な……、それだけが大事ってわけではありませんけども、一般財源の中でされるに当たって、いやこんなにかかるのかなというふうに思うわけですよね。もっと安くできるんじゃないかなと思いますので、今後のこととして、このような備品購入をされるときに、例えば、ざっと今、私が見たところによると、椅子が100脚、テーブルが50ぐらいかなと思うんです。それで、椅子1個が1万だとして100万、テーブル1個が5万だとして250万、合わせて350万にしかならないんですよね。それが、いや、分からないですよ、単価は。もっと高くても、それでも倍だとしても500万ぐらい、違うか、600万ぐらいかな。それの倍ぐらい、ほかにいろんなものありますよ。ありますけれども、それで1,300万近くかかるというのが、もうちょっと安くできなかったのかなっていう思いで、工夫ができる部分はないのかなっていう思いでお尋ねをしましたので、分けてするよりも、一括がいいと言われること以外に、何か検討された部分はなかったんですかね。すいません、お願いします。
- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** お答えします。まず、物品の予定価格を積算するには、それ ぞれのテーブル、イスの定価であります。それをうちのほうで若干歩引きした金額で、予定価格 を設定します。それによって、この10社が選ばれて、最低制限価格で取っておられるので、競争 原理が働いておりますので、安いところに発注をかけていますので、これ以上はないのかなというふうに思っております。
- **〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** これで質疑を終わります。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(藤澤和生君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号「物品売買契約の締結について(山都町総合体育館事務用品等備品)」は、原案のとおりに可決されました。

### 日程第8 議案第77号 物品売買契約の締結について(山都町立図書館移動図書館車)

**〇議長(藤澤和生君)** 日程第8、議案第77号、物品売買契約の締結について(山都町立図書館移動図書館車)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

**〇生涯学習課長(上田 浩君)** 議案第77号について説明いたします。

議案第77号、物品売買契約の締結について。

次の物品について、売買契約を締結することとする。

令和5年9月28日提出、山都町長。

品名、山都町立図書館移動図書館車。

納入施設、山都町立図書館本館。

契約金額、726万349円、税込みです。

契約の相手方、熊本市南区田井島1丁目10-1、熊本日産自動車株式会社浜線支店、代表取締役、東敏彦。

入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次の資料を御覧ください。物品売買契約の概要です。

事業名、山都町立図書館移動図書館整備事業。

品名、山都町立図書館移動図書館車。

納入施設、町立図書館本館。

入札年月日は、令和5年9月6日。

財源内訳は、全体で726万349円、交付金700万円は特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てて おります。一般財源は26万349円。

指名業者は7社、資料1-1から資料1-3を御覧ください。物品売買仮契約書です。

第1条の1から7は契約事項のとおりで、納入期限は令和6年3月29日までとしております。

契約書4行目となりますが、なお書きから、なお、この契約は議会の議決を得たとき本契約と しての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任 を負わないものとするとしております。

仮契約の年月日は令和5年9月12日、発注者、山都町長、受注者、熊本日産自動車株式会社浜 線支店、支店長、東敏彦。

資料2を御覧ください。 開札調書です。

7 社を指名し、2 社辞退、2 社失格、3 社応札があり、予定価格税抜663万5,810円に対して、 税抜660万982円で、熊本日産自動車株式会社浜線支店が落札いたしました。

資料3を御覧ください。納入先の山都町立図書館本館の位置図です。

資料4-1から4-2を御覧ください。移動図書館の仕様書です。ベース車両は日産キャラバンDXハイルーフ、スーパーロング4WD、車体色はホワイトとなっております。これをベースに外装を加えていきます。

資料5を御覧ください。

上段に、現行の車両の写真を載せております。下段に、改造前の車両の写真を載せております。 以上で説明終わります。どうぞよろしくお願いします。

- **〇議長(藤澤和生君)** 議案第77号の説明は終わりました。
  - これから質疑を行います、質疑はありませんか。
  - 8番、藤川多美君。
- **〇8番(藤川多美君)** 車両の外側ラッピングはどのように計画をされていますか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** お答えします。ラッピングにつきましては、現在が本と虹と 太陽ですけど、これを明日、図書館協議会があります。このラッピングを変えるのか、維持する のか、それも含めて明日ありますので、協議をしていきたいと、決定していきたいと思います。
- **〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

- **〇8番(藤川多美君)** 今後協議をしていくということですが、このラッピングの費用も含まれての価格ということで承知してよろしいですか。
- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** ラッピングのほうも含まれております。
- **○議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**〇4番(西田由未子君)** 現行の車両もまだ使えるので、2台回るようになるということで、理解してよろしいでしょうか。

それと、財源が特定防衛施設周辺整備調整交付金がほとんどですけれども、この交付金で賄われる理由を教えてください。

- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** 1点目の現行の図書館号を加えて2台になるかというお尋ねですけど、現在の図書館号は廃車して、新たに更新をかけるところでございます。
- **〇議長(藤澤和生君)** 企画政策課長、北貴友君。
- **○企画政策課長(北 貴友君)** 財源内訳の特定防衛施設周辺整備調整交付金なんですけども、この車両を買うに当たって補助対象となるので、この交付金を使うと。ちなみに、前回の現行の車両のときもこの交付金を使っております。

以上です。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

- **○4番(西田由未子君)** 現行の車両はもう廃止するとおっしゃいましたけれども、やっぱり 長年使われて、何か不都合があってということでしょうか。見た目ではきれいにしているので、 2台もあるんだったらいいなと思って質問したんですけども、これを廃車しなければならない理 由をお聞かせください。
- **〇議長(藤澤和生君)** 生涯学習課長、上田浩君。
- **〇生涯学習課長(上田 浩君)** お答えします。この車の初年度登録から12年が経過しておりまして、経年劣化による不具合が生じております。例えば、床マットの劣化、ドアが重たくて開きにくいとか、バックモニターが見えづらくなっているとか、シートベルトが戻らないように、何か戻りづらいということです。ちょっと乗るところの高さが低くて、ちょっと頭をぶつけやすいということで、今回は若干、頭の部分がちょっと高くなっておりますので、そういったことでございます。よろしくお願いします。
- **〇議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** これで質疑を終わります。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号「物品売買契約の締結について(山都町立図書館移動図書館車)は、 原案のとおりに可決されました。

# 日程第9 議案第67号 町道廃止について 日程第10 議案第68号 町道認定について

○議長(藤澤和生君) 日程第9、議案第67号「町道廃止について」及び日程第10、議案第68号「町道認定について」は関連しますので、一括議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、矢仁田秀典君。

**〇経済建設常任委員長(矢仁田秀典君)** 議案第67号、第68号、町道廃止、認定について、経済建設常任委員会に付託を受けましたので、その報告をいたします。

令和5年9月28日、山都町議会議長、藤澤和生様。

経済建設常任委員長、矢仁田秀典。

経済建設常任委員会審查報告書。

本常任委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の 規定により報告します。

記。

- 1、事件の番号、議案第67号。
- 2、件名、町道廃止について。1-1、文字ヶ崎線。
- 3、審査の結果、廃止。
- 4、審査の経過。

本常任委員会に付託された事件について、9月14日、執行部から説明を求め、現地の視察を行った。審査の結果、全員一致で廃止することが相当と認められたので、当該1路線を廃止するものとする。

次に、令和5年9月28日、山都町議会議長、藤澤和生様。

経済建設常任委員長、矢仁田秀典。

経済建設常任委員会審查報告書。

本常任委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の 規定により報告します。

記。

- 1、事件の番号、議案第68号。
- 2、件名、町道認定について。
- 2-1、寺川大野2号線。
- 2-2、杉木呼原2号線。
- 2-3、中島東インター1号線。
- 2-4、中島東インター2号線。
- 2-5、上多良原跨道橋線。
- 2-6、皿木第二跨道橋線。
- 2-7、文字ヶ崎線。
- 2-8、山中跨道橋線。
- 3、審査の結果、認定。
- 4、審査の経過。

本常任委員会に付託された事件について、9月14日、執行部から説明を求め、現地の視察を行った。審査の結果、全員一致で認定するものが相当と認められたので、当該8路線を認定するものとする。

以上です。

### **〇議長(藤澤和生君)** 委員長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(藤澤和生君) 質疑なしと認めます。

これから議案第67号「町道廃止について」及び議案第68号「町道認定について」の2件を一括して採決します。

お諮りします。

ただいまの経済建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号「町道廃止について」及び議案第68号「町道認定について」は、経済 建設常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

# 日程第11 認定第1号 令和4年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定につい て

**○議長(藤澤和生君)** 日程第11、認定第1号「令和4年度山都町一般会計及び特別会計歳入 歳出決算の認定について」を議題とします。

本案について、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長(飯開政俊君) おはようございます。令和4年度山都町一般会計及び特別 会計歳入歳出決算の委員会審査の結果の報告を行います。

令和5年9月28日、山都町議会議長、藤澤和生様。

総務常任委員長、飯開政俊。

委員会審査報告書。

認定第1号、令和4年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について。

本委員会及び各常任委員会に付託された令和4年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、連合審査の結果、別紙のとおり意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

- 1、総務常任委員会関係。
- (1) 総務課。

コロナ禍を含め、社会情勢の変化により職員の役割が多様化しており、メンタル不調者が一定 数いる状況であるが、町職員の健康維持のため職場環境づくりの創意工夫を求める。町有財産で ある町有林、廃校跡地利用など積極的に取り組んでほしい。全町に自主防災組織が立ち上がり、 訓練参加率が年々向上しており、防災、減災への意識が高まっていることは大いに評価できる。

#### (2)教育委員会。

学校教育課。清和地区義務教育学校基本構想・基本計画が策定されたが、令和5年7月3日の 梅雨前線豪雨による内水氾濫により浸水したことと、児童生徒数の推移が思いのほか減少気味で あること等から、再度検討することとなった。あらゆる角度から将来を見据えた検討を重ねてい ただきたい。

生涯学習課。矢部高校応援事業における入学者数の増加に向けた取組について、町外の中学生 への情報発信も大切だが、町内の中学校からの入学生を増やす取組が最重要課題である。矢部高 校応援町民会議等において、更なる議論を深めてもらいたい。

中央グラウンド周辺整備事業で待望の芝生広場の整備が整い、日々グラウンドゴルフが盛んに

プレーされていることは健康増進が図られ、喜ばしいことである。今後は、新体育館も完成し、 施設が充実することから、あらゆるスポーツの競技人口が増え、対外試合等を通じ、スポーツの 振興が図られることを期待したい。

#### (3) 企画政策課。

デマンド乗り合いタクシーの制度を試行錯誤を経ながらでも早急に確立させ、高齢者が安心して生活できる交通手段を確保されたい。

有限会社虹の通潤館の自己破産で、多くの債権者に多大な御迷惑をかけた。第3セクターの監督化を明確にし、運営に責任ある対応ができる体制を望む。

### (4) 税務住民課。

現年度の徴収率については96.7%と収納率向上に努められた。過年度分については現存しない 法人もあり、適正に処分されたい。

今後、さらに町民の納税意欲と義務意識の向上に努められたい。

#### (5) 支所。

組織の再編により、両支所では職員数がそれぞれ6名減となる中、これまでと変わらない住民サービスが求められる。行政業務が適正に行えるよう、支所職員の配置には十分配慮されたい。

両支所とも、本庁所管課や関係団体等との連携を密に取りながら、報告・連絡・相談を基本と し、行政サービスを低下させないよう、更なる組織体制の構築及び推進を図る必要がある。

清和小水力発電所については、事業計画開始から総事業費に係る収支が、令和4年度では18年目にして初めて黒字に転換している。

しかし、令和7年6月の固定価格買取制度の適用期間終了や緑川流域の川砂利堆積により、発電に必要な水量が十分に確保できない等で、売電収入の大幅な減収が見込まれ、さらに同年には20年目の法定点検や大規模改修なども控えている。

今後、減収が見込まれる発電収益で、発電事業を維持・管理運営できるのか、早急に検討されることを望む。

### ○議長(藤澤和生君) 次に、厚生常任委員長、吉川美加君。

**〇厚生常任委員長(吉川美加君)** それでは、厚生常任委員会関係の報告をいたします。

監査委員の決算審査意見を踏まえ、また各課の成果報告書を基に、令和4年度の事業の振り返りをしました。福祉課、健康ほけん課、環境水道課、いずれも町民の日々の暮らしを支える仕事であり、派手さはなくとも、縁の下の力持ちの存在である。新型コロナウイルス感染症も一時期の勢いはなくなったが、未だワクチンの接種も続いており、病院や高齢施設での対応など、担当課では気苦労が絶えない。一日も早く平穏な日常が戻るように願っている。

#### (1) 福祉課。

妊娠期から出産、育児、児童の成長、高齢者支援と、仕事の範囲が広く、町民の安心、安全を 構築するための事業を推進していることは高く評価したい。

6月から開設した子育で相談窓口への相談件数も増加の傾向にあり、相談内容によって、支援 先への窓口へ直接繋ぐことができている。 シニアクラブにおいては、新型コロナの影響もあり訪問活動は縮小したものの、シルバーヘルパー養成講座実施など研修にも努められ、自己研鑽を積まれた。エゴマ栽培やおたっしゃ野菜など、生きがいの農作業にも励まれている。

障がい者福祉については、三障がい(身体・知的・精神)者が町民の約1割を占めているが、 障がい者本人や家族の高齢化が一層進む中、今後障がい者のニーズに対し、様々な福祉サービス へと繋ぎ、社会参画への支援の充実が望まれる。

### (2) 健康ほけん課。

健康ほけん課では、町民の生涯健康を目指し、生活習慣病の改善をはじめ、町民の健康維持の 推進に日々努力をしている。特定健診、節目人間ドッグ、予防接種など様々な事業が行われてい る。町民の受診率は高く、健康寿命延伸への支援は高く評価できる。

しかしながら、若年層の健康診断結果の有所見率が高く、重症化予防のための早期介入が必要と考える。また、今後、節目人間ドッグを65歳まで引き上げることも検討されているが、町の高齢化率が県内一位となったことからも重要な事業と考える。

核家族化が進む中で、子育て応援対策として出産・子育て応援ギフト事業を開始した。母子手帳の交付時、出産時と現金給付である。この事業は子育て世帯への後押し効果が見えるので、継続を期待している。

国民健康保険事業については、令和12年度からの保険料率の県内統一に向けて、県と市町村の きめ細やかな検討を十分に図ることを望む。

また、今後の保険給付事業及び国保事業納付金の変動に備えるべく、歳入の安定的な確保に向け、保険税の収納率向上、国保財政調整基金の活用について、早急な取組を実行していただきたい。

#### (3)環境水道課。

上益城5町の広域ゴミ処理施設については、民間事業者による施設運営へ変更の予定とあり、 環境アセスメントの手続きが進みつつある中で、山都町としてこの事業に対する詳細についてし っかりと検討し、注視していっていただきたい。

燃やすゴミについては、人口減も相まって減少傾向だが、さらなる減量化が必要である。燃やすゴミの4割を占めると言われる生ごみの家庭処理の推進、リサイクル率は14.04%と、ここ数年横ばいの状況にあるため、SDGsの観点からも、各課との協力を一層密にしての取組に期待したい。

また、リサイクルの有価物については、町民へ意識啓発のためにも、収集の量や何にリサイクルされているかなどの実績の公開も有効ではないかと提案したい。

河川の水質保全のために合併浄化槽補助率を上げ、単独浄化槽からの転換促進助成も付け加えられた。町内普及率は7割弱であり、今後も普及率向上への取組に期待したい。 以上です。

- ○議長(藤澤和生君) 次に、経済建設常任委員長、矢仁田秀典君。
- **〇経済建設常任委員長(矢仁田秀典君)** 経済建設常任委員会関係を報告いたします。

#### (1)農林振興課。

農業委員会では、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入 の促進など、農地利用の最適化に取り組んでいる。

農業者年金については、農業者の老後の生活安定を図る重要な役割があるが、加入率が低いと 感じる。メリットを農業者へ周知し、加入の促進を図る必要がある。

農業振興については、令和4年度はコロナ禍からの回復基調もあり、農産物の販売が概ね好調であったことは喜ばしいことである。しかし、近年の物価高騰により、生産資材や燃料、肥料や 飼料の高騰が続いており、農業経営には厳しいものがあるため、この対策についても検討の必要 がある。

有機農業の推進については、有機農業推進計画の下、国のみどりの食料システム戦略緊急対策 交付金事業を活用して取り組んでいるが、有機農業者の経営力向上や担い手の育成を図っていく 必要がある。有機農業の町として、これまでに培われてきた環境にやさしい農業と農地を次の世 代へつないでいくことが大事であるため、山都町有機農業協議会と協力し、さらなる有機農業の 振興を期待する。

有害鳥獣については、捕獲実績が7,832頭と過去最高の捕獲実績となり、個体数の減少には至っていない。これまでの活動に加えて、個体数を減らす効果的な手法を検討する必要がある。

農業施設等の災害については、令和4年度の農業施設災害復旧事業は44件であった。平成28年発生災から令和元年発生災までの2,030件については、令和4年度までに全て完工するに至った。 残りの令和2年発生災から令和4年発生災についても、早期の完了に向けて取り組んでいただきたい。

地籍調査については、令和4年度末時点での地籍調査(一筆地調査)の進捗率は62.70%である。高齢化が進み、一筆地調査が困難になりつつあるが、令和5年度から実施するリモートセンシング技術に大いに期待し、第7次10か年計画どおりに事業が進捗することを望む。

### (2) 山の都創造課。

山の都づくり推進事業においては、新たな人材育成事業「チャレンジ・応援山都ラボ」が実施され、プロジェクトオーナー数10名、プロジェクト応募数23件、プロジェクトサポーター数24名が集まり、事業を展開した。地域課題の解決に向けたそれぞれのプロジェクトの今後に期待したい。

定住支援住環境整備事業補助金は移住促進に大きな効果を発揮しており、移住者・就農希望者と、農業研修や雇用の受入農業者とをマッチングする地域しごと支援事業は、短期滞在施設、空家バンク制度と合わせて、山の都の定住支援事業の促進に大きく貢献している。今後は、空き家の利活用としてサブリースの検討も進めていただきたい。

後継者交流促進事業「YOU&YOU」は、事業開始から44組(うち今年度は2組)の成婚実績で、着実に成果を上げている。

ふるさと納税については、前年より金額が下がったため、納税額向上のために、周知用のチラシを新規制作した。ふるさと納税用の自動販売機導入など新しい提案も出ているが、今後の納税

額の向上に繋げるよう努力願いたい。

SDGsの事業については、持続可能な暮らしの実現に向け、町民一人一人がSDGsに関する理解や関心を深めるため、出前講座を開催し、普及に取組んだ。企業とも連携協定を結び、CO2排出量の実証実験等を行った。今後も、庁内組織で取組むSDGs事業に期待する。また、生ごみの堆肥化事業も、シニアクラブと連携し、食の循環を構築できた。

地域の活性化を加速させるため、官学連携による体験研修事業を実施した。体験モニターツアーを通して、若者目線の町の魅力や話題等をSNSで発信してもらい、関係人口の創出に繋げた。 役場が作成した八朔祭の大造り物を細かく解体し、自然由来の材料を土壌に戻しているが、自然に負荷をかけない「持続可能なまち」を実現するため、こうした取組を役場が先導し、町全体に広げてほしい。

#### (3) 商工観光課。

長く続いたコロナ禍で継続の危機に立たされている民間事業者を支援するため、事業復活応援 給付金等で経営を支援し、キャッシュレス決済ポイント還元事業や宿泊助成事業などで、落ち込 んだ需要の回復を目指した。

中心市街地に人の流れを取り戻すため、やまと文化の森の積極的な利活用を目指し、管理運営業務を委託されている株式会社まちづくりやべでは、1年間で15回に及ぶ展示会などを開催し、5万人を超える年間入館者数となった。また、八朔祭大造り物小屋を整備し、8団体全ての造り物小屋が完成した。大造り物を目当てとする観光客の商店街周遊に向けた今後のソフト事業にも期待する。

道の駅やキャンプ場など11の観光施設は各施設とも老朽化が進んでおり、施設ごとの改修計画と財源の確保が必要である。

新道の駅整備事業は計画通り順調に進捗しており、通潤橋周辺整備事業は、町営プールと高齢者活動支援センター跡地の芝生広場整備を完了させ、残ったエリアの基本計画業務に着手し、関係する団体との協議を進めている。山都通潤橋ICの開通を目前に控えており、残る計画の早急かつ着実な実施を望む。

#### (4) 環境水道課。

簡易水道事業については、道路の改良工事に合わせて、導水管の更新工事を実施した。

小規模水道施設の維持管理に対する補助事業は、施設修繕等の費用を補助し、住民の衛生的な飲料水の確保に努めている。

#### (5) 建設課。

社会資本整備において国道・県道・町道・橋梁、砂防、河川、住宅等、本町では、広範囲な面積のため、その種類は多く、改良及び維持工事、災害工事、管理・修繕関係等、町民からの要望も多岐にわたり、事業額も多大である。近年では自然災害が頻発する中、予備調査など熊本県と協力し、各補助事業を有効に活用し実施している。

住民からの要望度が高い各事業であり、今後も国・熊本県と密に連携され、財源の確保を図り、 地域住民と一体なった安全・安心な社会資本整備をさらに進めていただきたい。 今年度の主な実績は以下のとおりで、「地方創生道整備推進交付金事業」・「社会資本整備総合交付金事業」・「防衛関連事業」等を主に各事業を活用し、14路線の改良舗装工事、16路線の維持工事、また「道路メンテナンス事業」として4か所の橋梁補修架替工事が行われた。

3河川において河川堆積土を除去する緊急浚渫推進事業債事業が行われ、河川氾濫防止に効果が認められた。住宅関係については、おおるりメゾンド浜町に12戸の住宅建設を終え、年度内に12世帯の入居が完了しており、定住促進に大きな効果が認められた。

また、令和元年度より事業が進められていた木造仮設住宅移築事業は、14棟18戸が令和4年度をもって事業が完了し、財政の負担軽減に努められた事業であったと評価する。

九州中央自動車道は、令和4年度に、山都中島東IC、山都通潤橋ICの名称決定がなされ、 令和5年度中の一日も早い開通を期待する。また、矢部清和道路の中心杭打ち式、蘇陽五ヶ瀬道 路の用地買収の開始など、事業の飛躍を期待する。

公共土木施設災害復旧事業は、令和元年災までは完了。令和2年災13件、令和3年災70件、令和4年災61件の早期完了を切望する。

以上です。

- ○議長(藤澤和生君) 次に、総務常任委員長、飯開政俊君。
- **〇総務常任委員長(飯開政俊君)** 今回の結びは、厚生常任委員会、経済建設常任委員会の二 人の委員長の意見も伺いながら、まとめさせていただきました。

4、結び。

コロナ禍から社会活動が少しずつではあるが、正常化に向かいつつある。本町においても、中央グラウンド周辺整備、道の駅整備事業、町営住宅の整備、若者の移住、定住の促進など、多くの取組が行われてきた。

小峰クリーンセンターのごみ焼却処理施設稼働後30年が経過しており、補修工事を行いながら、施設の延命を計っている。上益城広域連合での会合も進められており、早い段階での建設を望む。本町の林業経営は依然として厳しい。森林環境譲与税を有効に使い、林業従事者の生活安定、雇用拡大の実現に努力願いたい。商店街の町内事業者への事業継続及び回復への支援をされてきたが、今後共注意深く見守りながら、支援継続を望む。国民宿舎通潤山荘の指定管理者である虹の通潤館が事業停止する決定を受け、通潤山荘の土地建物の売却が決定した。その後、多くの町民から宿泊施設及び温泉施設の早期再開を望む声が寄せられている。

山都町体育協会では、町内の少年スポーツクラブに助成金を交付し、活動を支援していることは、教育の一環として継続してほしい。

令和4年度は、自主財源が決算額、構成比とも伸長している。本町は依存財源に大きく頼っているので、自主財源が少しでも向上するよう努めていただきたい。

今回の各委員会の決算審査意見は議会の総意であることから、十分踏まえて、山都町の将来像 を描きながら、前例、慣例にとらわれることなく、次年度の事業予算編成に生かして欲しい。 以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 質疑なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものです。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号「令和4年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定いたしました。

ここで昼食のため、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 0 時18分 再開 午後 1 時30分

**〇議長(藤澤和生君)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 認定第2号 令和4年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

**○議長(藤澤和生君)** 日程第12、認定第2号「令和4年度山都町水道事業会計利益の処分及 び決算の認定について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、矢仁田秀典君。

**〇経済建設常任委員長(矢仁田秀典君)** 御報告申し上げます。

令和5年9月28日、山都町議会議長、藤澤和生様。

経済建設常任委員長、矢仁田秀典。

委員会審查報告書。

認定第2号、令和4年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

本委員会に付託された令和4年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、 審査の結果、次の意見を付けて、利益の処分案については可決すべき、また、決算については認 定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

意見。

令和4年度山都町水道事業決算においては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同事業の当該利益の処分及び決算について議会の議決が求められている。

審査の結果、2億9,222万9,680円を利益剰余金に組み入れるとする処分案については妥当と認め、当該利益の処分案については可決すべきものと決定した。

また、決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ検討した結果、執行の状況、計数の精度、事業の適否等について、これを妥当と認め、認定すべきものと決定した。

水道事業には公営企業会計が導入されており、令和4年度の水道料金の引上げは、事業収益の 改善のためにやむを得ないものと判断する。併せて、施設等の更新計画に基づいた更新工事を実 施し、水道の開閉栓に係る手続きを電子化するなど、業務の効率化にも取り組んでいる。

住民生活と産業の礎となる水道事業だが、広い面積に集落が点在する山都町における水道事業は収益性の追求が難しい。水道料金以外の補助的な財源の確保や、事業の更なる効率化が求められる状況であり、今後も水道水の安定供給に向け、地道な努力を積み重ねてほしい。

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(藤澤和生君) 質疑なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定とすべきものとするものです。

本案は委員長報告のとおり、可決及び認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号「令和4年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

#### 日程第13 認定第3号 令和4年度山都町病院事業会計決算の認定について

**○議長(藤澤和生君)** 日程第13、認定第3号「令和4年度山都町病院事業会計決算の認定について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長、吉川美加君。

**○厚生常任委員長(吉川美加君)** それでは、報告いたします。令和5年9月28日、山都町議会議長、藤澤和生様。

厚生常任委員長、吉川美加。

委員会審査報告書。

認定第3号、令和4年度山都町病院事業会計決算の認定について。

本委員会に付託された令和4年度山都町病院事業会計決算の認定については、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

意見。

令和4年度山都町病院事業会計決算においては、病院事業の決算認定について、議会の議決が

求められている。

決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ審査した結果、令和4年度中の事業内容及び 病院としての取組等について、これを適正と認め、認定するものと決定した。

そよう病院は、熊本県と宮崎県の県境に位置し、隣接の阿蘇郡市からの受診者もあり、広域の拠点医療機関として重要な立場にある。医師や看護師、その他の医療従事者不足の課題は慢性的な印象があるが、専門的な診療科目については、熊本大学病院や他の医療機関の協力を得て、ニーズに応える努力が見えることは評価したい。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症対応の病床確保のため、一般病床数は減少したが、 病床利用率は79.9%と、医療機関としての役割を十分に果たした。また、院内での感染予防対策 の徹底で、院内クラスターを起こさなかったことは大いに評価される。

病院が運営する訪問看護ステーションは、4名のスタッフで在宅での看護支援をしている。最 近では自宅で看取ることのできる支援としての需要が高まっていると聞いた。今後もより充実し た内容となり、在宅介護する家族の支えとなっていただくよう努めていただきたい。

病院長はじめ、地域に信頼される医療機関であることを目指していることの意志を強く感じた。 今後も、町の公立病院として、上益城郡内唯一の救急告示病院としての役割を担っていただきたい

以上です。

**〇議長(藤澤和生君)** 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

**O12番(工藤文範君)** 12番、工藤です。決算審査報告、お疲れでございました。町立そよう病院につきましては、院長先生以下、スタッフの方々には大変な御努力をいただきまして、その成果が十分表れているというふうに思っております。

本年度は多額の黒字決算ということになっておりましたし、ただ、一方では、旧病院の建物がそのまま放置された状態にあります。この施設について、委員会としてはどういうふうに協議されて、どういうふうな、その結果について、結論づけをされたのかをお伺いしたいと思います。私は時期的には、こういった黒字決算の時期が、やはり処分をするのに一番適当な時期ではないかというふうな思いがしておりますので、そのことを含めて、委員会でどういうふうに審議されたのか、お尋ねします。

**〇議長(藤澤和生君)** 厚生常任委員長、吉川美加君。

**○厚生常任委員長(吉川美加君)** 御質問ありがとうございます。正直なところ、今回の審査 については旧病院のことは出ませんでした。

しかしながら、今までのいろんな会議を通しまして、病院に伺って、訪問して、お話をしたときにも、昨年も、あそこの駐車場の件及びやはり、旧建物については非常に問題があると。やはり危険もあるし、あのまま放置していてはいけないなという話は重ねてまいりました。

ただし、そのときにも多額の費用もかかることから、今おっしゃったように、12番議員がおっ

しゃったように、黒字のときにやるべきではないかという御意見は、本当に私の気づきの至らないところでございましたけれども、やはりこのことは、本当に早急に問題として取り組んでいくべき課題だというふうにいただきましたので、どうもありがとうございました。具体的にいつ頃どうするというような話は、委員会の中ではまだ至っておりません。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** これで質疑を終わります。

これから、認定第3号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号「令和4年度山都町病院事業会計決算の認定について」は、認定する ことに決定しました。

次に、町長から発言の申出があっております。

これを許します。

町長、梅田穰君。

**〇町長(梅田 穣君)** お許しをいただきましたので、一言御礼を申し上げます。

ただいま、令和4年度の一般会計、特別会計及び事業会計、それぞれの決算につきまして認定 の御決定をいただき、誠にありがとうございました。

各委員会におかれましては、慎重かつ熱心な御審議と現地調査による御確認をいただきました。 厚く御礼を申し上げます。

また、審査過程におきまして、御指導、御指摘がありました事項につきましては、十分留意を しながら、今後も適切な予算執行を図り、なお一層、効率的、効果的な行財政運営に取り組んで まいります。

今後とも御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。お世話になりました。

# 日程第14 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申 出について

○議長(藤澤和生君) 日程第14「各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続審査の申出がありました。

申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

## **〇議長(藤澤和生君)** 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

これで令和5年第3回山都町議会定例会を閉会します。

## 閉会 午後1時41分

令和5年9月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。						
報告第8号	令和4年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	9月7日	報告済			
報告第9号	令和4年度山都町一般会計継続費精算報告書について	9月7日	報告済			
議案第56号	山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に					
	関する基準を定める条例の一部改正について	9月7日	原案可決			
議案第57号	山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営					
	に関する基準を定める条例及び山都町家庭的保育事業等の					
	設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	9月7日	原案可決			
議案第58号	山都町印鑑の登録及び証明に関する条例及び山都町手数料					
	条例の一部改正について	9月7日	原案可決			
議案第59号	国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する					
	条例の一部改正について	9月7日	原案可決			
議案第60号	令和5年度山都町一般会計補正予算(第6号)について	9月20日	原案可決			
議案第61号	令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)					
	について	9月20日	原案可決			
議案第62号	令和5年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1					
	号) について	9月20日	原案可決			
議案第63号	令和5年度山都町介護保険特別会計補正予算(第1号)に					
	ついて	9月20日	原案可決			
議案第64号	令和5年度山都町国民宿舎特別会計補正予算(第2号)に					
	ついて	9月20日	原案可決			
議案第65号	令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第3号)に					
	ついて	9月20日	原案可決			
議案第66号	令和5年度山都町水道事業会計補正予算(第2号)について	9月20日	原案可決			
議案第69号	第2次山都町総合計画基本構想及び第2次山都町総合計画					
	後期基本計画の変更について	9月20日	原案可決			
	俊州基本計画の変更について	9月20日	<b></b> 原条可次			

議案第70号	通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者指定期間の延長に		
	ついて	9月20日	原案可決
議案第71号	工事請負変更契約の締結について(津留線道路災害復旧工		
	事)	9月28日	原案可決
議案第72号	工事請負変更契約の締結について((仮称)山都町総合体育		
	館建築工事)	9月28日	原案可決
議案第73号	工事請負契約の締結について(山都町運動公園サッカー場ナ		
	イター照明整備工事)	9月28日	原案可決
議案第74号	工事請負契約の締結について(山都町運動公園サッカー場施		
	設整備工事)	9月28日	原案可決
議案第75号	物品売買契約の締結について(山都町総合体育館運動器具等		
	備品)	9月28日	原案可決
議案第76号	物品売買契約の締結について(山都町総合体育館事務用品等		
	備品)	9月28日	原案可決
議案第77号	物品売買契約の締結について(山都町立図書館移動図書館		
	車)	9月28日	原案可決
議案第67号	町道廃止について	9月28日	原案可決
議案第68号	町道認定について	9月28日	原案可決
認定第1号	令和4年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定		
	について	9月28日	原案認定
認定第2号	令和4年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定		
	について	9月28日	原案可決
			原案認定
認定第3号	令和4年度山都町病院事業会計決算の認定について	9月28日	原案認定

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

		炽 <sub>。</sub>
度山都町病院事業会計決算の認定について	9月28日	原
によりここに署名する。		
.   . <del>                                 </del>		
山都町議長		
山都町議員		
山都町議員		
- 169 -		